

§ 121 米国軍需品リスト
物品一覧表

節		Page
121. 1	米国軍需品リスト	1
121. 2	[Reserved]	
121. 3	[Reserved]	
121. 4	[Reserved]	
121. 5	[Reserved]	
121. 6	[Reserved]	
121. 7	[Reserved]	
121. 8	[Reserved]	
121. 9	[Reserved]	
121. 10	[Reserved]	
121. 11	[Reserved]	
121. 12	[Reserved]	
121. 13	[Reserved]	
121. 14	[Reserved]	
121. 15	[Reserved]	
121. 16	ミサイル技術レジーム附属書	62

典拠 : Secs. 2, 38, and 71, Pub. L. 90-629, 90 Stat. 744 (22 U. S. C. 2752, 2778, 2797) ; 22 U. S. C. 2651a ;
Pub. L. 105-261, 112 Stat. 1920 ; Section 1261, Pub. L. 112-239 ; E. O. 13637, 78 FR 16129.

出典 : 特に明記しない限り、58 FR 39287, July 22, 1993

§ 121.1 米国軍需品リスト

(a) 米国軍需品リスト

本章において、物品、役務、及び関連技術資料は、武器輸出管理法の § 38 及び § 47(7)に基づいて防衛物品又は防衛役務に指定され、米国軍需品リスト (USML) を構成する。指定における変更は、官報で公示される。本節の (a) (1) から (a) (3) 項が USML のカテゴリーの構成要素を記載し説明している。

(1) 米国軍需品リストのカテゴリーの構成

USML のカテゴリーは英数字で識別される項と副項で構成されている。通常は、それらは、最終品目の後に、主要なシステム及び装置、部品、部分品、附属品、及びアタッチメント；並びにその USML のカテゴリーの防衛物品に直接的に関連する技術資料及び防衛役務を列挙又は別途規定することから始められる。

(2) 重要軍用装備品

USML の項又は副項の中に記載されるすべての品目のうち、先頭にアスタリスク (*) のあるものは、“重要軍用装備品”に指定される (本副章の § 120.7 を参照のこと)。重要軍用装備品 (SME) として指定される防衛物品の生産又は製造に直接関連する技術資料についても、SME に指定される点に注意すること。

(3) ミサイル技術規制レジーム (MTCR) 附属書

USML の項番の最後に括弧付の“(MT)”の付注は、又は § 121.16 に含まれていることは MTCR の附属書に掲載された防衛物品であることを示す。本副章の § 120.29 を参照のこと。

(b) レビューの順序

物品は、それらが次のいずれかに該当することを理由に米国軍需品リストで規制される：

(1) 一つのカテゴリーに列挙されるもの；又は

(2) “キャッチオール”項に規定されるもの (規制パラメータとして“特別に設計された” (本副章の § 120.41 参照) を含むもの)。

USML 上で品目を番号分類するため、その品目の全般的な特性をチェックすることから始めなさい。これによって、あなたを適切なカテゴリーに導くはずであり、そこで、その物品の個別の特性及び機能について、そのカテゴリー内の特定のエントリーと照合することを試みなければならない。そのエントリーに“specially designed”[特別に設計された]の用語が含まれている場合、その物品が § 120.41 (b) で明確に記載される一つ以上の除外が適用できるか否かを判断するために § 120.41 を参照しなさい。複数のエントリーで規定される品目については、“特別に設計された”キャッチオール項よりも、列挙されるエントリーに従って番号分類しなければならない。すべての場合において、USML で規制されない物品は、他の米国政府の規制機関の対象となる場合がある (本副章の § 120.5 及び EAR の対象となる品目の番号分類に対するガイダンスについては輸出管理規則の § 774 Supplement No. 4 を参照のこと)。

カテゴリーI – 火器、近接攻撃兵器及び戦闘用散弾銃

- * (a) 非自動火器及び半自動火器であって、口径が 12.7mm (口径 0.50 インチ) 以下のもの
- * (b) 全自動火器であって、口径が 12.7mm (口径 0.50 インチ) 以下のもの
- * (c) 火器又はその他の兵器 (例えば、反乱・対反乱近接攻撃兵器システム) であって、専用の軍事用途を持つもの (口径を問わない)
- * (d) 戦闘用散弾銃
これには、銃身長が 18 インチ未満の散弾銃を含む。
- * (e) 本カテゴリーの (a) から (d) 項に掲げる物品のためのサイレンサー、マフラー、サウンドサプレッサー及びフラッシュサプレッサー並びにこれらの特別に設計、改造又は適合された部分品及び部品
- (f) 軍の仕様に合わせて製造されたライフルスコープ (夜間照準器の規制についてはカテゴリー XII (c) を参照のこと)
- * (g) 本カテゴリーの (a) から (d) 項に掲げる物品のための銃砲身、シリンダー、レシーバ (フレーム) 又は完全尾栓装置
- (h) 本カテゴリーの (a) から (g) 項に掲げる物品のための部分品、部品、附属品及びアタッチメント

- (i) 本カテゴリーの(a)から(h)項で規定される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120. 10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120. 9 で定義される）。本カテゴリーの他の項目で規定されている防衛物品のうち、重要軍用装備品（SME）として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SME に指定されるものとする。
- (j) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：
- (1) 火器とは、口径が 0. 50 インチ（12. 7mm）以下の兵器であって、爆薬の作用により弾丸を発射するように設計されたもの又はそうするために容易に転用できるものをいう。
 - (2) ライフルは、肩に当てて射撃する火器であって、銃身長が 16 インチ以上の施条銃身を通して銃弾を発射することができるものをいう。
 - (3) カービン銃は、肩に当てて射撃する軽量の火器であって、銃身長が 16 インチ未満のものをいう。
 - (4) ピストルは、手動で操作する火器であって、銃腔と一体化した弾倉を有するもの又は銃腔と取り外せない方法で配置された弾倉を有するものをいう。
 - (5) リボルバーは、手動で操作する火器であって、個々の弾薬用の薬室を内蔵した回転式弾倉を有するものをいう。
 - (6) 短機関銃、“機関拳銃”又は“機関銃”は、引き金を 1 度引くことにより全自動で、発射するように又は発射することができるように元々設計されたものをいう。

注：本カテゴリーの(a)から(i)項に掲げる米国軍需品リストによる本適用範囲には、銃身長が 18 インチ以上の非戦闘用の散弾銃、BB 弾、ペレット弾及び先込め式の（黒色火薬）火器については除外する。本カテゴリーは、軍の仕様に合わせて製造されていないライフルスコープ及び照準器については対象としない。本カテゴリーは、火器のための附属品及びアタッチメント（例えば、ベルト、スリング[銃を肩に掛ける背負いひも]、アフターマーケットのラバーグリップ、クリーニングキット）であって、当該火器、部分品及び部品の有用性、有効性又は能力を強化しないものについても除外する。商務省が、そのような品目の輸出を管理している。輸出管理規則（15 CFR parts 730~799）を参照のこと。それに加えて、本カテゴリーの品目に対する除外条項が、本副章の種々の部品に適用される（例えば、§ 123. 17、§ 123. 18 及び § 125. 4）。

カテゴリーII—火砲及び発射器

- * (a) 口径が 0. 50 インチ（すなわち、12. 7mm）超の火砲（繫索式、航空機搭載式、自走式又は固定式のいずれであるかを問わない）。これには限定されるものではないが、榴弾砲、迫撃砲、機関砲、無反動ライフル、及び擲弾発射機砲を含む。
 - (b) 軍用に特別に設計又は改造された火炎放射器。
 - (c) 兵器を発射又は投下するための装置及び機器（カテゴリーIV で規制される物品を除く）。
 - * (d) 高速運動エネルギー兵器システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすために特別に設計又は改造されたもの。
 - (e) シグネチャー[痕跡]抑制材料（例えば、貼付型、構造材型、塗装型、遮蔽型）技術、及び本カテゴリーで規制される防衛物品のシグネチャー[痕跡]（例えば、砲口消炎、レーダー、赤外線、レーザー、可視光／電子光学的、音響シグネチャー）を変質させたり減少させるために特別に設計、開発、構成、適合又は改造された装置。
 - * (f) 本カテゴリーの(a)項に掲げる自走式の火砲及び榴弾砲のために特別に設計又は改造されたエンジン。
 - (g) 本カテゴリーで規制される防衛物品の製造のために特別に設計又は改造された工具及び装置。
 - (h) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計又は改造された試験評価装置及びテストモデル。
- これには限定されるものではないが、診断装置及び物理的テストモデルが含まれる。
- (i) 本カテゴリーで規制される防衛物品のための発射機能の電子プログラミングのためのオートローディングシステム。
 - (j) 本カテゴリーの(a)から(i)項に掲げる物品のために特別に設計又は改造された、その他のすべて

の部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置。

これには限定されるものではないが、本カテゴリーで規制される物品のための銃架及び砲架を含む。
(k) 本カテゴリーの(a)から(j)項に規定される防衛物品に直接関連する技術資料(本副章の§ 120.10で定義される)及び防衛役務(本副章の§ 120.9で定義される)。本カテゴリーの他の項目で規定されている防衛物品のうち、重要軍用装備品(SME)として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SMEに指定されるものとする。

(l) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：

- (1) 本カテゴリーの(d)項の高速運動エネルギー兵器システムには、限定されるものではないが、以下のものを含む：
 - (i) 発射システム及びサブシステムであって、例えば、電磁気、電熱、プラズマ、軽ガス又は化学剤等の方法を用いて、0.1gを超える質量を、単発又は速射モードにおいて、1.6km/秒を超える速度に加速することができるもの；
 - (ii) 主動力発電、電気装甲、エネルギー貯蔵、熱管理；調整、交換若しくは燃料取扱い装置；及び電力供給火砲と他の回転砲塔の電気駆動機能との間の電氣的インタフェース；
 - (iii) 目標捕捉、追尾火器管制又は損傷評価システム；並びに
 - (iv) 発射体用のホーミングシーカ、誘導システム又は偏向推進(横加速)システム。
- (2) 本カテゴリーに掲げる物品には、本カテゴリーで規制される技術資料及び防衛役務を用いて設計又は製造された最終製品、部分品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア又はシステムが含まれる。
- (3) 本カテゴリーで規制される軍用に特別に設計又は改造された物品には、軍用に特別に開発、構成又は適合された物品を含む。

カテゴリーIII—弾薬／兵器

- * (a) 本節のカテゴリーI及びIIに掲げる物品のための弾薬／兵器。
- (b) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計又は改造された弾薬／兵器取扱装置(例えば、保弾帯装置、弾薬連結装置及び弾薬分離装置)。
- (c) 本カテゴリーで規制される防衛物品の製造のために特別に設計又は改造された装置及び工具。
- (d) 本カテゴリーに掲げる物品のために特別に設計又は改造された部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置：
 - * (1) 本カテゴリーの(a)項に掲げる物品のための誘導用及び制御用の部分品；
 - * (2) 本カテゴリーの(a)項に掲げる物品のための安全装置、安全解除装置及び起爆用の部分品(標的探知機及び位置測定器を含む)；並びに
 - (3) 本カテゴリーの(a)から(c)項に掲げる物品のためのその他のすべての部分品、部品、附属品、アタッチメント及び関連装置。
- (e) 本カテゴリーの(a)から(d)項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料(本副章の§ 120.10で定義される)及び防衛役務(本副章の§ 120.9で定義される)。本カテゴリーの他の項目で規定されている防衛物品のうち、重要軍用装備品(SME)として指定されているものの製造又は生産に直接関連する技術資料は、それ自体、SMEに指定されるものとする。
- (f) 以下は、本カテゴリー及び本副章の他の箇所で使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：
 - (1) 本カテゴリーで規制される部分品、部品、附属品及びアタッチメントには、限定されるものではないが、本カテゴリーで規制される防衛物品のための薬莢、薬囊(若しくは、その他の発射弾薬)、銃弾、ジャケット[被甲]、コア[弾芯]、シェル[薬莢](散弾銃のシェルを除く)、弾丸(散弾及びその子弾を含む)、ブースター[伝爆薬]、これらのための発射用部分品、雷管並びにその他の起爆装置を含む。
 - (2) 本カテゴリーは、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管であって、輸出の前に、加熱、火炎処理、マングリング[切り刻むこと]、破碎、切断又はポップング[割ること]の手段により、カートリッジ[薬包]及び薬莢金属管としての再生使用能力の範囲を超えて役立たないようにしたものについては規制しない。

- (3) 本カテゴリーの(c)項に掲げる装置及び工具には、手動装填の弾薬用の装置は含まない。
- (4) 本カテゴリーに掲げる物品には、本カテゴリーで規制される技術資料及び防衛役務を用いて設計又は製造された最終製品、附属品、アタッチメント、部品、ファームウェア、ソフトウェア又はシステムを含む。
- (5) 本カテゴリーで規制される軍用に設計又は改造された物品には、軍用に特別に開発、構成又は適合された物品を含む。

カテゴリーIV 打上げ用の飛しょう体、誘導ミサイル、弾道ミサイル、ロケット、魚雷、爆弾及び地雷

* (a) ロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体 (SLsV)、ミサイル、爆弾、魚雷、爆雷、地雷及び手榴弾であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 500 キログラム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
- (2) 500 キログラム未満のペイロードを 300 キロメートル以上運搬することができるロケット、SLVs、及びミサイル (MT)；
- (3) 携行型地对空ミサイル (MANPADS)；
- (4) 対戦車ミサイル及びロケット；
- (5) ロケット、SLVs、及びミサイルであって、本カテゴリーの(a) (1) 項から(a) (4) 項の基準に合致しないもの；
- (6) 爆弾；
- (7) 魚雷；
- (8) 爆雷；
- (9) 対人地雷、対車両地雷、又は対装甲地雷（例えば、地域制圧機器）；
- (10) 対ヘリコプター地雷；
- (11) 機雷；又は
- (12) 破片及び爆薬手榴弾。

(a) 項の注 1：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態での国際民間航空機関 (ICAO) の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(a) 項の注 2：“ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、又はミサイルにより運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。

(a) 項の注 3：この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものについては、規制しない。

そのようなロケットには、能動制御（例えば、RF、GPS）を搭載してはならない。

(a) 項の注 4：“地雷”は、地中、地表、若しくは地表の近く又はその他の表面のエリアに置かれる軍需品であって、人又は車両の存在、近接、又は接触によって爆発するように設計されたものをいう。

* (b) ロケット、SLVs、及びミサイルのための発射装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構 (MT)；又は
- (2) 本カテゴリーの(a) (3) 項から(a) (5) 項で列挙されるシステムのための固定発射場及び移動式発射台機構（例えば、発射台、有線にて誘導するミサイル、MANPADS[携行型地对空ミサイル]）。

(b) 項の注 1：航空機で使用するための SLV 以外の発射装置に対する規制については、USML のカテゴリーVIII (h) を参照のこと。

(b) 項の注 2：船舶又は地上車両に一体化された発射機構に対する規制については、USML のカ

テゴリーVI 及び VII を参照のこと。

(b) 項の注 3: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（米国消防協会のコード 1122 で定義されるもの）及び紙、木、ファイバーガラス、又はプラスチックでできたこれらのキットであって、重要な金属パーツを含んでおらず、かつ、民生用として認証されたホビー用のロケットエンジンで飛ぶように設計されたものの民生用途のために特別に設計された部品及び附属品（例えば、点火装置、発射スタンド）については、規制しない。

- (c) 本カテゴリーの (a) 項及び (b) 項で列挙される物品の取扱い、制御、起動、監視、検出、防御、発射、又は起爆のために特別に設計された装置及び機器（本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、及び (b) (1) 項で列挙されるそれらのシステムについては、**MT**）。

(c) 項の注 1: この項は、固定発射場及び移動式発射装置からの発射及び準備のための、本カテゴリーの (a) 項及び (b) 項で列挙される物品を取扱うために特別に設計された、特化された取扱い装置（運搬装置、クレーン、及びリフト）が含まれる。この項における装置には、USML のカテゴリーV、CCL の ECCN 1C011、1C111、及び 1C608 で規制される推進薬、又はその他の液体の推進薬であって、本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、又は (a) (5) 項で列挙されるシステムで使用されるものの貯蔵又は取扱いのために特別に設計されたロボット、ロボット制御装置、及びロボットのエンドエフェクター並びに液体の推進薬のタンクについても含まれる。

(c) 項の注 2: 航空機ミサイル防御装置（AMPS）については、USML のカテゴリーXI を参照のこと。

- * (d) ロケット、SLV、及びミサイルの電源設備であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本カテゴリーの (d) (2) 項又は (d) (3) 項で列挙される場合を除いて、本カテゴリーの (a) (1) 項、(a) (2) 項、又は (a) (5) 項で列挙される物品のための多段ロケットの各段（本カテゴリーの (a) (1) 項及び (a) (2) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの各段については、**MT**）；
- (2) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 1.1 メガニュートン秒以上のもの（**MT**）；
- (3) 固体燃料推進ロケットエンジン、ハイブリッド若しくはゲルロケットエンジン、又は液体燃料推進ロケットエンジンであって、全力積が 0.841 メガニュートン秒以上 1.1 メガニュートン秒未満のもの（**MT**）；
- (4) 複合サイクル、パルスジェット、ラムジェット、又はスクラムジェットエンジン（**MT**）；
- (5) マッハ 4 超で動作する空気吸い込み式エンジンであって、本カテゴリーの (d) (4) 項で列挙されていないもの；
- (6) 加圧燃焼をベースとする推進装置であって、本カテゴリーの (d) (4) 項及び (d) (5) 項で列挙されていないもの；
- (7) ロケット、SLV、及びミサイルエンジン及びモーターであって、本カテゴリーの (d) (1) 項から (d) (6) 項又は USML のカテゴリーXIX で、別途列挙されていないもの。

(d) 項の注 1: この項は、モデルロケット及びハイパワーロケット（内蔵する推進薬が 5 ポンド以下のもの）であって、米国消防協会のコード 1125 で定義される米国の民生用のものとして認証されたものについては規制しない。

(d) 項の注 2: 本項は宇宙空間用の飛しょう体用のスラスタについては規制しない。

(e) [Reserved]

(f) [Reserved]

- * (g) ロケット、爆弾、及びミサイル用の核以外の弾頭（例えば、榴弾、キネティック[運動エネルギーで破壊する]弾頭、EMP[電磁衝撃波]弾、サーモバリック[熱爆風]爆薬、成形炸薬弾、及び燃料気化爆薬弾（FAE））。

- (h) システム、サブシステム、部品、部分品、附属品、アタッチメント、又は関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 飛行制御及び誘導装置（誘導セットを含む）であって、本カテゴリーの (a) 項で列挙される物品のために特別に設計されたもの（本カテゴリーの (a) (1) 項及び (a) (2) 項で列挙されるそれらの物品については、**MT**）；

(h) (1) 項の注: 誘導セットは、ビークルの位置及び速度の計測及び計算（すなわち、ナビゲーション）と合わせて、計算及びビークルの飛行制御装置に軌道を補正するためのコマンド

の送信のプロセスを統合したものである。

- (2) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された目標検知追尾装置（例えば、高周波、赤外線）（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙される物品については、MT）；
- (3) 衝突破壊弾体並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (4) ミサイル又はロケットの推力方向制御システム（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙される物品で使用可能なそれらの推力方向制御システムについては、MT）；
- (5) MANPADS[携行型地对空ミサイル]のグリップストック並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (6) ロケット又はミサイルのノズル及びノズルスロート、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのノズル及びノズルスロートについては、MT）；
- (7) ロケット又はミサイルのノーズチップ、ノーズフェアリング[整形板]、又はエアロスパイク、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (8) ミサイル弾頭又は弾頭部の熱シールド（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのミサイル弾頭及び熱シールドについては、MT）；
- (9) ミサイル及びロケットの安全装置設定、安全装置解除、信管活性化、及び発射（SAFF）用の部分品（標的探知及び近接センシングデバイスを含む）、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのSAFFの部分品については、MT）；
- (10) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品のために特別に設計された自爆装置（本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (11) 本カテゴリーの(a)項で列挙される物品に対して使用可能な分離機構、切離し機構、及び段間継手、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの分離機構、切離し機構、及び段間継手については、MT）；
- (12) ポストブーストビークル（PBV）（MT）；
- (13) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される物品のために特別に設計されたエンジンマウント又はモーターマウント（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、及び(b)(1)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (14) 本カテゴリーの(a)項及び(d)項で列挙される物品のために特別に設計された燃焼室（本カテゴリーの(a)(1)項、(a)(2)項、(b)(1)項、及び(d)(1)項から(d)(5)項で列挙されるそれらの物品については、MT）；
- (15) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計された燃料噴射装置（本カテゴリーの(a)(1)項で列挙されるシステムで使用できるように特別に設計されたそれらの燃料噴射装置については、MT）；
- (16) 固体燃料ロケットのエンジン又は液体燃料エンジンの点火装置；
- (17) ミサイル弾頭及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所で指定されていないもの（MT）；

(h) (17) 項の注：本項は、宇宙船については規制しない。宇宙船の規制については、USML のカテゴリーXV 及び、同項で規定されていない場合、CCL の ECCN 9A515 を参照のこと。
- (18) (g) 項で規制される物品のために特別に設計された部品及び部分品であって、このカテゴリー内の他の箇所で指定されていないもの；
- (19) 弾頭再突入支援器資材並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、物理的又は電子的対抗手段一式、ミサイル弾頭の複製品若しくはデコイ、又は子弾）；
- (20) ロケットエンジンケース及びそれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、本カテゴリーの(a)(1)項及び(a)(2)項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケットエンジンケース並びに本カテゴリーの(d)(2)項及び(d)(3)項で列挙されるハイブリッドロケットエンジンのために特別に設計された部品及び部分品については、MT）；
- (21) 固体燃料ロケットエンジンのライナー及びロケットエンジンの断熱材（本カテゴリーの

- (a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの固体燃料ロケットエンジンのライナー又は本カテゴリーの(a) (2) 項で列挙されるシステムのために特別に設計されたもの；並びに本カテゴリーの(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるシステムで使用可能なロケットエンジンの断熱材については、MT)；
- (22) 本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品のために特別に設計されたレードーム、センサー窓、及びアンテナ窓（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのレードーム、並びに本カテゴリーの(a) (1) 項、(a) (2) 項、(d) (1) 項、(h) (8) 項、(h) (9) 項、(h) (17) 項、又は(h) (25) 項で列挙されるシステム及び部分品で使用するために特別に設計された複合材料の構造材又はラミネートとして製造されたレードーム、センサー窓、又はアンテナ窓については、MT)；
- (23) ロケット又はミサイルのペイロードのフェアリング[整形板]；
- (24) ロケット又はミサイルの発射キャニスター（本カテゴリーの項(a) (1) 項及び(a) (2) 項で列挙されるシステムのために設計又は改造されたそれらのロケット又はミサイルの発射キャニスターについては、MT)；
- (25) 本カテゴリーの(a) 項で列挙される物品のために特別に設計された信管（例えば、近接、接触、電子的、近接タイプディスペンサー、空中破裂、可変遅延、又はマルチオプション）（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらの信管については、MT)；
- (26) ロケット又はミサイルの液体燃料タンク（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるシステムで使用可能なそれらのロケット又はミサイルの液体燃料タンクについては、MT)；
- (27) 本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙される物品で使用するために特別に設計されたロケット又はミサイルの高度計（MT)；
- (28) 本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計された空気圧式、油圧式、機械式、電気光学式、又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤー装置を含む）及び姿勢制御装置（本カテゴリーの(a) (1) 項で列挙されるもののために設計又は改造されたそれらのシステムについては、MT)；
- (29) 本カテゴリーの(a) (1) 項又は(a) (2) 項で列挙されるロケット又はミサイルで使用するために特別に設計されたアンビリアル[命綱]及び接合部の電気コネクタ（MT)；又は
- (h) (29) 項の注：この項には、本カテゴリーの(a) (1) 項又は(a) (2) 項で指定されるシステムとそれらのペイロードの間に設置される電気コネクタも含まれる。
- * (30) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（そのように指定されたそれらの物品については、MT)；
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。
- (h) (30) 項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。
- (i) 本カテゴリーの(a) から(h) 項で規定されている防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）、並びに ECCN 0A604、0B604、0D604、9A604、9B604、又は 9D604 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びにその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体への人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組込みにおける外国人への援助（訓練を含む）の提供（プランニング及びオンサイトサポートを含む）が含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない）。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体の打ち上げ失敗の分析における外国人への援助（訓練を含む）の提供についても含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない）。（除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと、また、宇宙空間用の飛しょう体及び宇宙空間用の飛しょう体の打上げに対する特別な輸出規制については本副章の § 124.15 を参照のこと。）（そのように指定される物

品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。)

(j)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーIV の注：ミサイル技術管理レジームのカテゴリーI の品目がシステムに含まれている場合、そのシステムもカテゴリーI として番号分類される（ただし、組み込まれた品目が分離、取り外し、又は複製されることができない場合を除く）。

カテゴリー V—爆発物及び高エネルギー物質、推進薬、焼夷剤並びにこれらの成分

* (a) 爆発物、及びこれらの混合物：

- (1) ADNBF (アミノジニトロベンゾフロキサン又は 7-アミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド) (CAS 97096-78-1)；
- (2) BNCP (シス-ビス (5-ニトロテトラゾレート) テトラアミン-コバルト (III) パークロレート) (CAS 117412-28-9)；
- (3) CL-14 (ジアミノジニトロベンゾフロキサン又は 5,7-ジアミノ-4,6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド) (CAS 117907-74-1)；
- (4) CL-20 (HNIW 又はヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン) (CAS 135285-90-4)；クラスレート構造の CL-20 (CL-20 については、MT)；
- (5) CP (2-(5-シアノテトラゾレート) ペンタアミンコバルト (III) パークロレート (CAS 70247-32-4)；
- (6) DADE (1,1-ジアミノ-2,2-ジニトロエチレン、FOX7) (CAS 145250.81.3)；
- (7) DATB (ジアミノトリニトロベンゼン Diaminotrinitrobenzene) (CAS 1630-08-6)；
- (8) DDFP (1,4-ジニトロジフラザンピペラジン)；
- (9) DDPO (2,6-ジアミノ-3,5-ジニトロピラジン-1-オキシド、PZO) (CAS 194486-77-6)；
- (10) DIPAM (3,3-ジアミノ-2,2,4,4,6,6-ヘキサニトロビフェニル又はジピクラミド) (CAS 17215-44-0)；
- (11) DNAN (2,4-ジニトロアニソール) (CAS 119-27-7)；
- (12) DNGU (DINGU 又はジニトログリコルリル) (CAS 55510-04-8)；
- (13) フラザンであって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) DAAOF (DAAF、DAAFox、若しくはジアミノアゾキシフラザン)；
 - (ii) DAAzF (ジアミノアゾフラザン) (CAS 78644-90-3)；
 - (iii) ANF (フラザンアミン、4-ニトロ-若しくは 3-アミノ-4-ニトロフラザン；若しくは 4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン；若しくは 4-ニトロ-3-フラザンアミン；CAS 66328-69-6)；又は
 - (iv) ANAzF (アミノニトロアゾフラザン 若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[2-(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) ジアゼニル]；若しくは 1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン、4-[(4-ニトロ-1,2,5-オキサジアゾール-3-イル) アゾ]- (9CI)；若しくは フラザンアミン、4-[(ニトロフランアニル) アゾ]-；若しくは 4-[(4-ニトロ-1,2,5-アオキサジアゾール-3-イル) アゾ]-1,2,5-オキサジアゾール-3-アミン) (CAS 155438-11-2)；
- (14) GUDN (グアニル尿素 - ジニトロアミド) FOX-12 (CAS 217464-38-5)；
- (15) HMX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) HMX (シクロテトラメチレンテトラニトラミン、オクタヒドロ-1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラジン、1,3,5,7-テトラニトロ-1,3,5,7-テトラザ-シクロオクタン、オクトゲン(octogen 又は octogene)) (CAS 2691-41-0) (MT)；
 - (ii) HMX のアミノエチル化類似化合物；又は
 - (iii) K-55 (2,4,6,8-テトラニトロ-2,4,6,8-テトラアザビシクロ [3,3,0] オクタノン-3 (テ

- トラニトロセミグリコウリル又はケト-ニ環式 HMX)) (CAS 130256-72-3) ;
- (16) HNAD (ヘキサニトロアダマンタン) (CAS 143850-71-9) ;
- (17) HNS (ヘキサニトロスチルベン) (CAS 20062-22-0) ;
- (18) イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) BNNII (オクタヒドロ-2, 5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾ [4, 5-d]イミダゾール) ;
 - (ii) DNI (2, 4-ジニトロイミダゾール) (CAS 5213-49-0) ;
 - (iii) FDIA (1-フルオロ-2, 4-ジニトロイミダゾール) ;
 - (iv) NTDNIA (N-(2-ニトロトリアゾール)-2, 4-ジニトロイミダゾール) ; 又は
 - (v) PTIA (1-ピクリル-2, 4, 5-トリニトロイミダゾール) ;
- (19) NTNMH (1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン) ;
- (20) NTO (ONTA 又は 3-ニトロ-1, 2, 4-トリアゾール-5-オン) (CAS 932-64-9) ;
- (21) 5つ以上のニトロ基をもつポリニトロクバン ;
- (22) PYX (2, 6-ビス(ピクリルアミノ)-3, 5-ジニトロピリジン) (CAS 38082-89-2) ;
- (23) RDX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) RDX (シクロトリメチレントリニトラミン、サイクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン、1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアザ-シクロヘキサン、ヘキソゲン(hexogen 又は hexogene)) (CAS 121-82-4) (MT) ;
 - (ii) ケト-RDX (K-6 又は 2, 4, 6-トリニトロ-2, 4, 6-トリアザシクロヘキサノン) (CAS 115029-35-1) ; 又は
 - (iii) RDX のジフルオロ化誘導体 ; 1, 3-ジニトロ-5, 5-ビス(ジフルオラミノ) 1, 3-ジアザヘキサン (CAS No. 193021-34-0) ;
- (24) TAGN (トリアミノグアニジンニトレート) (CAS 4000-16-2) ;
- (25) TATB (トリアミノトリニトロベンゼン) (CAS 3058-38-6) ;
- (26) TEDDZ (3, 3, 7, 7-テトラキス(ジフロロアミンオクタヒドロ-1, 5-ジニトロ-1, 5-ジアゾシン) ;
- (27) テトラジンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) BTAT (ビス(2, 2, 2-トリニトロエチル)-3, 6-ジアミノテトラジン) ; 又は
 - (ii) LAX-112 (3, 6-ジアミノ-1, 2, 4, 5-テトラジン-1, 4-ジオキシド) ;
- (28) テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) NTAT (ニトロトリアゾールアミノテトラゾール) ; 又は
 - (ii) NTNT (1-N-(2-ニトロトリアゾール)-4-ニトロテトラゾール) ;
- (29) テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン) (CAS 479-45-8) ;
- (30) TEX (4, 10-ジニトロ-2, 6, 8, 12-テトラオキサ-4, 10-ジアザイソウルツィタン) ;
- (31) TNAD (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-1, 4, 5, 8-テトラアザデカリン) (CAS 135877-16-6) ;
- (32) TNAZ (1, 3, 3-トリニトロアゼチジン) (CAS 97645-24-4) ;
- (33) TNGU (SORGUYL 又はテトラニトログリコルリル) (CAS 55510-03-7) ;
- (34) TNP (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-ピリダジノ [4, 5 d]ピリダジン) (CAS 229176-04-9) ;
- (35) トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) DNAM (2-オキシ-4, 6-ジニトロアミノ-s-トリアジン) (CAS 19899-80-0) ; 又は
 - (ii) NNHT (2-ニトロアミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン) (CAS 130400-13-4) ;
- (36) トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
- (i) 5-アジド-2-ニトロトリアゾール ;
 - (ii) ADHTDN (4-アミノ-3, 5-ジヒドラジノ-1, 2, 4-トリアゾール ジニトラミド) (CAS 1614-08-0) ;
 - (iii) ADNT (1-アミノ-3, 5-ジニトロ-1, 2, 4-トリアゾール) ;
 - (iv) BDNTA (ビス(ジニトロトリアゾール)アミン) ;
 - (v) DBT (3, 3-ジニトロ-5, 5-ビ-1, 2, 4-トリアゾール) (CAS 30003-46-4) ;
 - (vi) DNBT (ジニトロビストリアゾール) (CAS 70890-46-9) ;
 - (vii) NTDNT (1-N-(2-ニトロトリアゾロ) 3, 5-ジニトロトリアゾール) ;
 - (viii) PDNT (1-ピクリル-3, 5-ジニトロトリアゾール) ; 又は

- (ix) TACOT (テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール) (CAS 25243-36-1) ;
 (37) 343K(70°C)から373K(100°C)の間で溶融する高エネルギーイオン材料であって、爆発速度が6,800 m/sを超えるもの、若しくは爆発圧力が18GPa(180キロバール)を超えるもの；又は
 (38) 爆発物(本項の他の箇所若しくはCCLのECCN 1C608で列挙されているものを除く)であって、爆発速度が最大密度で8,700m/sを超えるもの、又は爆発圧力が34GPa(340キロバール)を超えるもの；

* (b) 推進薬であって、次のいずれかに該当するもの(CDB 推進薬[ダブルベース推進薬に燃料結合剤を加え、高性能化を図った推進薬]及びCMDB 推進薬[ダブルベース推進薬に酸化剤、金属燃料などの固体充填剤を加え、高性能化を図った推進薬])については、MT)：

- (1) 固体推進薬であって、理論的比推力(本カテゴリーの(k)(4)項を参照のこと)が次のいずれかに該当するもの：
- (i) 非金属組成、非ハロゲン組成の推進薬については240秒を超えるもの；
 - (ii) 非金属組成、ハロゲン組成の推進薬については250秒を超えるもの；又は
 - (iii) 金属組成の推進薬については260秒を超えるもの；
- (2) 推進薬であって、force constant[力定数]が1,200kJ/kgを超えるもの；
 (3) 推進薬であって、6.89MPa(68.9バール)の圧力及び294K(21°C)の温度の標準条件において、38mm/秒を超える定常状態での燃焼速度(化学反応を抑制されたシングルストランド方式で測定した速度)が維持できるもの；
 (4) エラストマ化した注型方式ダブルベース推進薬であって、233K(-40°C)の温度での最大応力における伸びが5%を超えるもの；又は
 (5) その他のCDB 推進薬及びCMDB 推進薬。

(c) 火工品、燃料及び関連物質、並びにこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) アラン(水素化アルミニウム)(CAS 7784-21-6)；
 (2) カルボラン；デカボラン(CAS 17702-41-9)；ペンタボラン及びこれらの誘導体(MT)；
 (3) 高エネルギー密度の液体燃料であって、次のいずれかに該当するもの(MT)：
- (i) 液体燃料と固体燃料の双方を混和した混合燃料(例えば、ホウ素スラリー)であって、質量を基準としたエネルギー密度が40 MJ/kg以上のもの；又は
 - (ii) その他の高エネルギー密度の燃料及び燃料添加剤(例えば、キュバン、イオン溶液、JP-7、JP-10)であって、温度が20°Cで、1気圧(101.325kPa)で測定した、体積を基準とするエネルギー密度が、37.5GJ毎立法メートル以上のもの；

(c)(3)(ii)項の注：民間航空機で使用されるために認証されたJP-4、JP-8、化石精製燃料又はバイオ燃料、又はエンジン用燃料は、含まれない。

(4) 粒子状の金属燃料、及び粒子状の燃料又は火工品の混合物(球形粉、噴霧粉、回転楕円体状、薄片状、又は粉末のいずれか)であって、次のいずれかの物質の含有率が99%以上の材料から製造されたもの：

- (i) 金属及びその混合物であって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) ベリリウム(CAS 7440-41-7)であって、粒子サイズが60µm未満のもの(MT)；又は
 - (B) 鉄粉(CAS 7439-89-6)であって粒子サイズが3µm以下のものうち、水素による酸化鉄の還元により製造されたもの；
- (ii) 燃料混合物若しくは火工品の混合物であって、次のいずれかを含有するもの：
- (A) ホウ素(CAS 7440-42-8)又は炭化ホウ素(CAS 12069-32-8)燃料であって、純度が85%以上で粒子サイズが60µm未満のもの；又は
 - (B) ジルコニウム(CAS 7440-67-7)、マグネシウム(CAS 7439-95-4)又はこれらの合金であって、粒子サイズが60µm未満のもの；
- (iii) 本カテゴリーの(c)(4)(i)項及び(c)(4)(ii)項でリストされる金属又は合金を含有する爆発物又は燃料(金属または合金が、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムの内部に閉じ込められているものであるか否かを問わない)；
- (5) 燃料、火工品、又はエネルギー物質の混合物であって、ナノサイズのアルミニウム、ベリリ

ウム、ホウ素、ジルコニウム、マグネシウム、又はチタンを有するもののうち、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 粒子サイズが、どの方向でも 200nm 未満のもの；
 - (ii) 純度が 60%以上のもの；
- (6) 火工品及び発光材料であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 火工品及び発光材料であって、IR スペクトル（赤外線波長域）のいずれかの波長で放射するエネルギーの生成を強化或いは制御するために特別に調製されたもの；又は
 - (ii) マグネシウム、ポリテトラフルオロエチレン及びニフッ化ビニリデン・ヘキサフルオロプロピレン共重合体の混合物（MT）；
- (7) 亜水酸化チタン（TiHn）であって、化学量論比 $n = 0.65-1.68$ のもの；又は
- (8) 火炎放射器又は焼夷弾の軍需品で使用するために特別に調製された炭化水素燃料であって、金属ステアリン酸塩（例えば、オクトール）又はパルメート；並びに M1、M2 及び M3 濃化剤を含有するもの。

(d) 酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) ADN（アンモニウムジニトラミド又は SR 12）（CAS 140456-78-6）（MT）；
- (2) AP（過塩素酸アンモニウム）（CAS 7790-98-9）（MT）；
- (3) BDNPN（ビス（2,2-ジニトロプロピル）ニトレート）（CAS 28464-24-6）；
- (4) DNAD（1,3-ジニトロ-1,3-ジアゼチジン）（CAS 78246-06-7）；
- (5) HAN（硝酸ヒドロキシアンモニウム）（CAS 13465-08-2）；
- (6) HAP（過塩素酸ヒドロキシアンモニウム）（CAS 15588-62-2）；
- (7) HNF（ニトロ蟻酸ヒドラジニウム）（CAS 20773-28-8）（MT）；
- (8) 硝酸ヒドラジン（CAS 37836-27-4）（MT）；
- (9) 過塩素酸ヒドラジン（CAS 27978-54-7）（MT）；
- (10) 化学反応を抑制された赤色発煙硝酸（IRFNA）（CAS 8007-58-7）及び IRFNA 又はニフッ化酸素を構成若しくは含有する液体の酸化剤（IRFNA を構成する液体の酸化剤については、MT）；又は
- (11) 本カテゴリーで規制される金属粉末又はその他の高エネルギー燃料成分で合成された過塩素酸塩、塩素酸塩及びクロム酸塩（MT）。

* (e) 結合剤、及びこれらの混合物であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) AMMO（アジドメチルメチルオキシエタン及びその重合体）（CAS 90683-29-7）（本カテゴリーの(g)(1)項を参照のこと）；
- (2) BAMO（3・3-ビス（アジドメチル）オキシエタン及びその重合体）（CAS 17607-20-4）；
- (3) BTTN（ブタントリオールトリナイトレート）（CAS 6659-60-5）（MT）；
- (4) FAMA0（3-ジフロロアミノメチル-3-アジドメチルオキシエタン）及びその重合体；
- (5) FEFO（ビス-(2-フロロ-2,2-ジニトロエチル)ホルマール）（CAS 17003-79-1）；
- (6) GAP（グリシジルアジドポリマー）（CAS 143178-24-9）及びその誘導體（GAP については、MT）；
- (7) HTPB（末端ヒドロキシル基ポリブタジエン）であって、ヒドロキシル基の末端官能性が 2.2 以上でかつ 2.4 以下で、ヒドロキシル価が 0.77meq[ミリグラム当量]/g 未満で、かつ、30°C における粘度が 47 ポアズ未満であるもの（CAS 69102-90-5）（MT）；
- (8) 4,5 ジアジドメチル-2-メチル-1,2,3-トリアゾール（iso-DAMTR）（MT）；
- (9) NENAS（ニトラートエチルニトラミン化合物）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) N-メチル 2-ニトラートエチルニトラミン（メチル I-NENA）（CAS 17096-47-8）（MT）；
 - (ii) N-エチル 2-ニトラートエチルニトラミン（エチル-NENA）（CAS 85068-73-1）（MT）；
 - (iii) N-プロピル 2-ニトラートエチルニトラミン（CAS 82486-83-7）；
 - (iv) N-ブチル-2-ニトラートエチルニトラミン（BuNENA）（CAS 82486-82-6）；又は
 - (v) N-ペンチル 2-ニトラートエチルニトラミン（CAS 85954-06-9）；
- (10) ポリ-NIMMO（ポリニトラートメチルメチルオキシエタン）又はポリ-NMMO（ポリ[3-ニトラートメチル-3-メチルオキシエタン]）（CAS 84051-81-0）；

- (11) PNO (ポリ (3-ニトラートオキセタン));
- (12) TVOPA (1, 2, 3-トリス[1, 2-ビス(ジフルオロアミノ)エトキシ]プロパン; トリスビノキシプロパンの添加剤) (CAS 53159-39-0);
- (13) ポリニトロオルトカーボネート;
- (14) FPF-1 (ポリ-2, 2, 3, 3, 4, 4-ヘキサフルオロペンタン-1, 5-ジオールホルマール) (CAS 376-90-9);
- (15) FPF-3 (ポリ-2, 4, 4, 5, 5, 6, 6-ヘプタフルオロ-2-トリ-フルオロメチル-3-オキサヘプタン-1, 7-ジオールホルマール);
- (16) PGN (ポリグリシジルニトレート又はポリ(ニトラートメチルオキシレン); ポリ-GLYN; (CAS 27814-48-8);
- (17) N-メチル-p-ニトロアニリン (MT);
- (18) 低分子量 (10,000 未満) でアルコールにより官能基化されたポリ (エピクロロヒドリン); ポリ (エピクロロヒドリンジオール) 及びトリオール;
- (18) ビス (2, 2-ジニトロプロピル)ホルマール及びアセタール; 又は
- (19) ジニトロプロピル系可塑剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT):
- (i) BDNPA (ビス (2, 2-ジニトロプロピル) アセタール) (CAS 5108-69-0); 又は
- (ii) BDNPF (ビス (2, 2-ジニトロプロピル) フォルマール) (CAS 5917-61-3)。
- (f) 添加剤であって、次のいずれかに該当するもの:
- (1) 塩基性サリチル酸銅 (CAS 62320-94-9);
- (2) BHEGA (ビス (2-ヒドロキシエチル) グリコルアミド) (CAS 17409-41-5);
- (3) BNO (ブタジエンニトリルオキシド);
- (4) ~~(3)~~ フェロセンの誘導体であって、次のいずれかに該当するもの (MT):
- (i) ブタセン (CAS 125856-62-4);
- (ii) カトセン (2, 2-ビスエチルフェロセンプロパン) (CAS 37206-42-1);
- (iii) フェロセンカルボン酸及びフェロセンカルボン酸エステル;
- (iv) n-ブチルフェロセン (CAS 31904-29-7);
- (v) エチルフェロセン (CAS 1273-89-8);
- (vi) プロピルフェロセン;
- (vii) ペンチルフェロセン (CAS 1274-00-6);
- (viii) ジクロロペンチルフェロセン;
- (ix) ジクロロヘキシルフェロセン;
- (x) ジエチルフェロセン (CAS 173-97-8);
- (xi) ジプロピルフェロセン;
- (xii) ジブチルフェロセン (CAS 1274-08-4);
- (xiii) ジヘキシルフェロセン (CAS 93894-59-8);
- (xiv) アセチルフェロセン (CAS 1271-55-2) / 1, 1' -ジアセチルフェロセン (CAS 1273-94-5);
- 又は
- (xv) フェロセン分子に結合された炭素数が 6 の芳香族官能基を含有しないその他のフェロセンの誘導体 (記載しない Other フェロセン誘導体は、フェロセン分子 (ロケット推進薬の燃焼速度変性剤として使用できる場合、MT);
- (5) ベーターレゾルシン酸鉛 (CAS 20936-32-7);
- (6) クエン酸鉛 (CAS 14450-60-3);
- (7) ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛-銅のキレート;
- (8) マレイン酸鉛 (CAS 19136-34-6);
- (9) サリチル酸鉛 (CAS 15748-73-9);
- (10) すず酸鉛 (CAS 12036-31-6);
- (11) MAPO (トリス-1-(2-メチル)アジリジニルホスフィンオキシド (CAS 57-39-6); BOBBA 8 (ビス(2-メチルアジリジニル) 2-(2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド); 及びその他の MAPO 誘導体 (MAPO については、MT);

- (12) メチルBAPO(ビス(2-メチルアジリジニル)メチルアミノ酸化ホスフィン) (CAS 85068-72-0);
- (13) 3-ニトラザ-1,5-ペンタンジイソシアネート (CAS 7406-61-9);
- (14) 有機金属結合剤であって、次のいずれかに該当するもの:
- (i) ネオペンチル[ジアリルオキシ、トリ[ジオクチル]ホスフェイト-酸化チタン (CAS 103850-22-2); チタンIVとしても知られている、2,2[ビス(2-プロペノレイト-メチル、ブタノレイト、トリス(ジオクチル)ホスフェイト)] (CAS 110438-25-0); 又はLICA 12 (CAS 103850-22-2);
- (ii) チタンIV、[(2-プロペノレイト-1)メチル(n-プロペノレイトメチル)]ブタノレイト-1、トリス[ジオクチル]ピロホスフェイト又はKR3538; 又は
- (iii) チタンIV、[(2-プロペノレイト-1)メチル(n-プロパノレイトメチル)]ブタノレイト-1(トリス(ジオクチル)ホスフェイト);
- (15) PCDE (ポリシアノジフロロアミノエチレンオキシド);
- (16) 特定の結合剤であって、次のいずれかに該当するもの (MT):
- (i) 1,1R,1S-トリメソイル-トリス(2-エチルアジリジン) (HX-868, BITA) (CAS 7722-73-8); 又は
- (ii) イソフタル酸、トリメシン酸、イソシアヌル酸又はトリメチルアジピン酸主鎖と合わせて2-メチル若しくは2-エチルアジピン基を持つ多官能性アジリデンアミド;
- (f) (16) (ii) 項の注: (f) (16) (ii) 項には、以下のものを含む:
- (1) 1,1H-イソフタロイル-ビス(2-メチルアジリジン) (HX-752) (CAS 7652-64-4);
- (2) 2,4,6-トリス(2-エチル-1-アジリジニル)-1,3,5-トリアジン (HX-874) (CAS 18924-91-9); 及び
- (3) 1,1'-トリメチルアジポイルビス(2-アチルアジリジン) (HX-877) (CAS 71463-62-2)。
- (17) スーパーファイン酸化鉄 (Fe₂O₃ ヘマタイト) であって、比表面積が 250 m²/g 超で、かつ平均粒子サイズが 3.0nm 以下のもの (CAS 1309-37-1);
- (18) TEPAN (HX-879) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル) (CAS 68412-45-3); シアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPAN (HX-879) については、MT);
- (19) TEPANOL (HX-878) (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール) (CAS 68412-46-4); グリシドールと結合したシアノエチル化ポリアミン及びこれらの塩類 (TEPANOL (HX-878) については、MT);
- (20) TPB (トリフェニルビスマス) (CAS 603-33-8) (MT);
- (21) トリス(エトキシフェニル)ビスマス (TEPB) (CAS 90591-48-3)。
- (g) 原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの:
- (1) BCMO (3・3-ビス(クロロメチル)オキセタン) (CAS 78-71-7);
- (2) DADN (1,5-ジアセチル-3,7-ジニトロ-1,3,5,7-テトラアザシクロオクタン);
- (3) ジニトロアゼチジントーシャリーブチル塩 (CAS 125735-38-8);
- (4) GL-20の原料となる物質(ヘキサアザイソウルツィタンを含有する分子)(例えば、HBIW(ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン)、TAIW(テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン));
- (4) TAIW(テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツラン);
- (5) TAT(1・3・5・7-テトラアセチル-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン)(CAS 41378-98-7);
- (6) テトラアザデカリン (CAS 5409-42-7);
- (7) トリクロロベンゼン (CAS 108-70-3); 又は
- (8) 1・2・4-トリヒドロキシブタン(1・2・4-ブタントリオール)(CAS 3068-00-6)。
- * (h) 爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又は原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの(そのように設計された物品については、MT):
- (1) 機密扱いであるもの;
- (2) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの(本副章の§ 120.10(a)(2)を参照のこと)。

(h) 項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(i) 開発段階の爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金提供されたもの。

(i) 項の注 1：本項は、爆発物、推進薬、火工品、燃料酸化剤、結合剤、添加剤、又はこれらのための原料となる物質であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

(a) 生産段階にあるもの、

(b) 貨物管轄権の決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。

(i) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品（生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない）には適用されない。

(i) 項の注 3：本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 1 月 5 日以降の日付が入っているもののみ適用できる。

(j) 技術資料（本副章の § 120.10 で定義される）及び防衛役務（本副章の § 120.9 で定義される）であって、本カテゴリーの (a) から (i) 項で規定されている防衛物品に直接関連するもの（本副章の § 123.20 についても参照のこと）（そのように設計されたぶっぴんについては、MT）。

(k) 以下の解釈が、本カテゴリー及び本副章を通して使用される用語の意味を説明し、一部の用語については詳しく説明する：

- (1) USML のカテゴリー V には、爆発物、高エネルギー物質、推進薬及び信号・照明弾類、並びに航空機、ミサイル及び海軍用に特別に調製された燃料が含まれる。爆発物は、固体、液体若しくは気体の物質又は物質の混合物であって、弾頭、爆破又はその他の軍の用途で、それらの起爆薬、ブースター〔伝爆薬〕、主爆薬において、爆発させるのに必要なものをいう。
- (2) 本カテゴリーで規制される物質を、規制されていない品目に結合又は変換した結果としての生成物は、規制される品目が、溶解、溶融、ふるい分け等により容易に回収することができない場合、これ以降は本カテゴリーで規制されない。例えば、熱間等静圧圧縮成形法を使用してニアネットシェイプに変換されたベリリウムは、結果的に規制されない部分に入る。ベリリウム粉末を含有する硬化された熱硬化性樹脂は、爆発物又は推進薬の規制条件に合致しない限り、規制されない。硬化された熱硬化性樹脂の造形品におけるベリリウムの粉末の混合物は、本カテゴリーで規制されない。特有の推進薬用の結合剤で混合された規制されているベリリウム粉末の混合物は、依然として本カテゴリーで規制される。乾燥ベリリウム粉末への乾燥シリカ粉末の添加は、依然として規制される。
- (3) 本カテゴリーの (c) (4) (ii) (A) 項は、ホウ素 10 で濃縮されたホウ素及び炭化ホウ素（ホウ素 10 の総量の 20%以上）には適用されない。
- (4) 理論比推力 (Isp) は、標準条件（14.7psi に膨張された 1000psi の圧力室）を用いて計算され、また、ポンド質量当たりのポンド重砂 (lbf-s/lbm) 又は単純化された秒 (s) の単位で計測される。計算は、移動平衡に基づく。
- (5) 粒子サイズは、重量基準での平均粒子径である。粒子サイズの測定には産業界の最良の慣行が用いられる、また、平均径をシフトするためにより大きな又はより小さなサイズの材料を加えることにより、この規制が損なわれてはならない。

(l) から (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品

とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

USML のカテゴリーV の注 1：輸出者の手助けとするために、品目は最も一般的な用途によって分類された。また、適切な場合には、関連の規制されている原料となる物質への言及が提示されている。

USML のカテゴリーの注 2：化学情報検索サービス機関（CAS）の登録番号は、本カテゴリーで規制されるすべての物質及び混合物をカバーしているわけではない。この番号は、輸出許可審査過程で政府機関の手助けとするため並びに輸出許可申請書及び輸出関連書類を作成する際の輸出者の手助けとするための例示として示されているものである。

USML のカテゴリーの注 3：本カテゴリーで規制される品目（(c) (6)、(h)、又は(i) 項で規定される物質を除く）は、EAR の対象となる品目に含まれており、ECCN 1C608 に番号分類される場合、商務省により輸出が許可される。

カテゴリーVI—軍用水上艦艇及び海軍関連特別装備品

* (a) 軍艦及びその他の戦闘用艦艇（すなわち、戦艦、航空母艦、駆逐艦、護衛艦[フリゲート艦]、巡洋艦、船団護衛艦、沿岸域戦闘艦、掃海艇、機雷掃討艇、掃海艦、ドック型揚陸艦、強襲揚陸艦）、若しくは沿岸警備隊監視艇（本副章でいうところにおいて、米国の艦種記号 WHEC、WMEC、WMSL、若しくは WPB がついたもの又はついたものと同等のもの）、又は外国製の船舶であって、以下でリストされる船舶の機能と同等の機能を備えるように特別に設計されたもの；

(b) 本カテゴリーの(a) 項で規制されないその他の船舶であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 25 トンを超えるペイロードの貨物及び兵員を、船から陸へ及び海岸の向こう側に輸送するための高速のエアクッション船；

(2) 水上船であって、原子力推進プラントと一体化されたもの又は海軍の原子力推進プラントをサポートするために特別に設計されたもの；

(3) 船舶であって、戦備を有するもの又は軍需品を搬送したり、その他標的を破壊若しくは無能力化するためのプラットホームとして使用されるように特別に設計されたもの（例えば、レーザの発射、魚雷、ロケット、若しくはミサイルの発射、若しくは口径が .50 を超える軍需品を発射するもの）；又は

(4) 本副章で規制されるいずれかのミッションシステムを組み込んだもの。

(b) (4) 項の注：“ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、電子戦、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって、特別な軍事機能を実行する防衛物品である”システム”（本副章の § 120.45 (g) を参照のこと）として定義される。

(a) 項及び(b) 項の注：軍事用途のために特別に設計された船舶であって、本カテゴリーの(a) 項又は(b) 項で特定されていないもの（非武装化された船舶を含む）（起源又は呼称の如何を問わない）であって、1950 年以前に製造され、かつ、1949 年以降改造されたものでないものは、ECCN 8A609 のもとで EAR の対象である。法律によって必要とされる安全性機能を組み込むために行われた改造を加えた船舶は、表面的な変更（例えば、異なる塗装）である、或いは 1950 年以前に別途入手可能であった”部品”若しくは”部分品”の追加は、本項でいうところにおいて、“改造されていない”とみなされる。

(c) 開発段階の船舶、及びこれらのための特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、国防総省により契約又はその他の資金提供権限によって資金を助成されたもの。

(c) 項の注 1：本項は船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントには適用されない、

(a) 製造中のもの、

(b) 貨物の管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(c) 項の注 2：注 1 は、製造中又は開発中にかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物

品には適用されない。

(c) 項の注 3：この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

(d) [Reserved]

- * (e) 海軍原子力推進力プラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備（本副章の § 123. 20 を参照のこと）。
- (f) 船舶並びに海軍の装備品、部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 船体又は上部構造物（これらのための指示構造物を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 本カテゴリーの(a) 項で規制される船舶のために特別に設計されたもの；
 - (ii) 装甲、アクティブ防護システム、若しくは開発段階にある装甲装置≠有するもの又は
 - (iii) 計測された垂線間長さ全体の 12.5%以上の損傷を受けた後でも効力を失わないように特別に設計されたもの；
 - (2) エネルギーを管理、貯蔵、生成、分配、節約、及び伝達するシステムであって、次のすべてに該当するもの：
 - (i) エネルギー貯蔵量が 30 メガジュールを超えるもの；
 - (ii) 放電速度が 3 秒未満のもの；かつ
 - (iii) サイクル時間が 45 秒未満のもの；
 - (3) 化学・生物・放射能・核（CBRN）の隔離、過圧、及び濾過装置のための海上輸送用の補助システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- * (4) 固定している障害及び移動している障害を避ける際に船舶をナビゲートするのに必要な船内取付型の自律精密意思決定能力及び人間の介在なしに海上衝突予防ルールを守る能力を有する自律型無人船舶用の制御及び監視システム；
- * (5) 本節の(e) 項で規制されるプラント又は設備のために特別に設計された機械類、機器、部分品、又は装置（製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む）（本副章の § 123. 20 を参照のこと）；
- (6) USML のカテゴリーII、IV、若しくは XVIII で規制される物品又は航空機を発進するためのカタパルト又は航空機を帰投するための着艦拘束装置を組み込むために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び装置（航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT）；

(f) (6) 項の注：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO(国際民間航空機関)の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。
- (7) 海上輸送のアクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、船舶に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (8) 機雷掃海装置及び機雷掃討装置（航空機によって配備される機雷掃海装置を含む）、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；又は
- * (9) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
 - (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

“機密扱いの”[Classified]とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(f) 項の注 1: 本カテゴリーで規定される船舶のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(f) 項にリストされていないものは、ECCN 8A609 のもとに EAR の対象となる。

(f) 項の注 2: 船舶のシグネチャの管理に関連する規制については、USML のカテゴリーXIII を参照のこと。

(g) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）であって、本カテゴリーの(a) 項から(f) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN 8A609、8B609、8C609 及び 8D609 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。(MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT) (除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。)

(h) – (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注: この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーVII – 陸上車両

* (a) 装甲された戦闘用陸上車両であって、次のいずれかに該当するもの:

- (1) タンク; 又は
- (2) 歩兵戦闘車。

* (b) 陸上車両（本カテゴリーの(a) 項で列挙されていないもの）及びトレーラーであって、戦備を有するもの又は弾薬を発射したりその他の形態で標的を破壊若しくは無力化するための発射用又は打上げ用のプラットフォームとして使用されるように特別に設計されたもの（例えば、レーザー発射、ロケット打上げ、ミサイル発射、迫撃砲発射、対空砲弾、又は口径が 50 を超えるその他の弾薬の発射）(500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT)

(c) 本副章で規制される任務システムを備えた陸上車両及びトレーラー（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT）。

(b) 項及び(c) 項の注: “ペイロード”とは、指定されたロケットシステム、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、ミサイル、無人機、又は無人航空機により運搬若しくは届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。航空機システムに関係する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーVIII の(a) 項の注を参照のこと。ロケットシステムに関係する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーVIII の(f) (6) 項の注を参照のこと。

(c) 項の注: “ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって特別な軍事機能を実行する防衛物品である“システム”（本副章の § 120.45(g) を参照のこと）として定義される。

(d) [Reserved]

* (e) 装甲された支援用車両であって、オフロードでの使用若しくは水陸両用の能力を持つ装甲支援車両であって、人員若しくは資材を輸送若しくは配備するため又は戦闘車両又は部隊の近接支援において他の車両と共に陸上を移動するために特別に設計されたもの（例えば、人員輸送車、再補給車両、戦闘工兵用車輛、揚収車両、偵察用車両、架橋用車両、傷病者運搬車及び指揮統制車両）。

(f) [Reserved]

(g) 陸上車両用の部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次の

いずれかに該当するもの：

- (1) 装甲された車体、装甲された砲塔、及び砲塔リング；
 - (2) アクティブ防護システム（すなわち、入って来る脅威を能動的に探知・追跡し、車両に接触する前に当該脅威を制圧するため、弾道、爆発物、エネルギー、又は電磁対抗手段を発射する防衛システム）並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (3) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された複合材料の装甲用部品及び部分品；
 - (4) 本カテゴリーに掲げる車両のために特別に設計された多層装甲用の部分品及び部品（スラット装甲用の部品及び部分品を含む）；
 - (5) 爆発反応装甲用の部品及び部分品；
 - (6) 電磁装甲用の部品及び部分品（これらのために特別に設計されたパルス電源を含む）；
- (g) (3) 項から (g) (6) 項の注：これらの項で使用される用語を説明又は詳説する解釈については、USML のカテゴリー XIII の (m) (1) から (m) (4) を参照のこと。
- (7) 本カテゴリーで特定される車両のための兵器又はその他の任務システムの状態を評価するための内蔵試験装置（BITE）（当該車両の単に基本動作に関係するサブシステム又は部分品に関する診断を備えている装置を除く）；
 - (8) 砲架、安定砲塔駆動自動昇降装置、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (9) 定格クラスが 60 以上の自己発射橋の部分品であって、本カテゴリーに掲げる車両による配備のためのもの；
 - (10) サスペンション用部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたロータリーショックアブソーバ；又は
 - (ii) 本カテゴリーに掲げる重量が 50 トンを超える車両のために特別に設計されたトーションバー；
 - (11) 本カテゴリーに掲げる車両を、無人運転又はドライバーによる運転のいずれかを選択できる車両に改造するように特別に設計されたキット。本項で規制されるキットについては、最低限、次のすべてに該当する装置を含むものとする：
 - (i) 遠隔型又は自律型ステアリング；
 - (ii) 加速装置及びブレーキ装置；並びに
 - (iii) 操縦システム；
 - (12) 射撃統制コンピュータ、任務統制コンピュータ、車両管理コンピュータ、統合中央処理装置、在庫管理システム、火器管制装置、車載兵器装置及びコンピュータ；
 - (13) 本カテゴリーに掲げる車両の任務システムのための試験用又は較正用の装置（別途列挙されているものを除く）；又は

* (14) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（MT として指定されるこれらの物品については、MT）：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

“機密扱いの” [Classified] とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(g) 項の注：本カテゴリーで列挙される車両のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、(g) 項にリストされていないものは、ECCN 0A606 のもとに EAR の対象となる。

- (h) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）であって、本カテゴリーの (a) 項から (g) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN 0A606、0B606、0C606、及び 0D606 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（除外条項については本副章の § 125.4 を参照のこと。）（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）

(i)～(w) [Reserved]

(x) EARの対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の§ 120.42を参照のこと）。

(x)項の注：この項の使用は、購入書類にEARの対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の§ 123.1(b)を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリVIIの注1：軍事用途のために特別に設計された陸上車両であって、本カテゴリで特定されないものは、ECCN 0A606のもとにEARの対象となる（無人の陸上車両（起源又は呼称の如何を問わない）であって、1956年以前に製造され、かつ、1955年以降改造されたものでないものを含む）。法律によって必要とされる安全性機能を組み込むために行われた改造を加えた陸上車両は、表面的な変更（異なる塗装若しくはボルト穴の再配置）である。或いは1956年以前に別途入手可能であった“部品”若しくは“部分品”の追加は、本項でいうところにおいて、“改造されていない”とみなされる。ECCN 0A606は、無人の車両のうち、本項が適用できなければEAR99に分類される民生用の車両であって、防弾能力を備える“材料”で改造されたもの又はその他の形態で適合されたもの（レベルIII（1985年9月制定の国家司法研究所規格 0108.01）以上の防弾能力を備える“材料”又は“部分品”で製造又は装着されているものであって、反応装甲又は電磁装甲を有していないものを含む）から誘導されたものについても含まれる。

カテゴリVIIの注2：装甲車両とは、以下に該当するものである：(i) 陸上車両であって、十分に装甲された車体若しくは運転席と一体化したもの；又は(ii) 陸上車両であって、レベルIII（1985年9月制定の国家司法研究所規格 0108.01）以上の防弾能力を備えるようにアドオン方式の装甲が設置されたもの。装甲車両には、アドオン方式の装甲を単に装備することができるものについては、含まない。

カテゴリVIIの注3：陸上車両には、当該車両が走行するように設計された路面（例えば、ハイウェイ、オフロード、軌道）の如何にかかわらず、定義又は規制パラメータに合致する車両を含む。

カテゴリVIII—航空機及び関連物品

(a) 航空機（有人機、無人機、遠隔操縦機、若しくは有人無人両用機のいずれであるかを問わない）であって、次のいずれかに該当するもの（航空機（有人航空機を除く）の航続距離が300km以上である場合、MT）：

- * (1) 爆撃機；
- * (2) 戦闘機、戦闘爆撃機、及び固定翼攻撃機；
- * (3) 戦闘機、攻撃機、又は爆撃機のパイロットを訓練するのに使用されるターボファン若しくはターボジェット搭載訓練機；
- * (4) 攻撃用ヘリコプター；
- * (5) 防衛物品を組み込むために特別に設計された無人航空機（UAV）；
- * (6) [Reserved]
- * (7) 諜報、監視、及び偵察機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- * (8) 電子戦機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；空中警戒管制機；若しくは指揮、統制、及び通信機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- (9) 燃料補給機能を実行する目的のための防衛物品を組み込むように特別に設計された航空機；
- (10) 標的無人機；
- (11) [Reserved]
- (12) 飛行中に給油を受けることができる航空機（ホバリング飛行しながらのヘリコプターへの給油（HIFR）を含む）；
- * (13) [Reserved]
- (14) ロールオン／ロールオフ方式の昇降台をもつ航空機であって、飛行中に再給油されることなく、短い滑走路若しくは未舗装の滑走路に、35,000ポンド[15.87トン]を超えるペイロ

ードを2,000海里[3,704km]を超える距離に空輸することができるもの(L-100及びLM-100J輸送機を除く)；

* (15) (a) (1)項から(a) (14)項で列挙されていない航空機であって、次のいずれかに該当するもの：
(i) 米国原産の航空機であって、A、B、E、F、K、M、P、R若しくはSの軍独自の呼称をもつもの；又は

(ii) 外国原産の航空機であって、本カテゴリーの(a) (15) (i)項でリストされる航空機の機能と同等の機能を与えるように特別に設計されたもの；又は

(16) 戦備を有するもの又は軍需品を搬送する若しくは標的を破壊するプラットホームとして使用されるように特別に設計された航空機（例えば、レーザー発射、ロケット打上げ、ミサイル発射、爆弾投下又は機上掃射）；

(a)項の注1：軍の用途のために特別に設計された航空機であって、本節の(a)項で特定されないものは、EARの対象であり、ECCN 9A610に番号分類される（1956年以前に製造された戦備を有していない各型式の軍用の航空機）（起源又は呼称の如何を問わない）であって、製造以降改造されていないものを含む）。本項でいうところにおいて、飛行機能の安全を組み込むための改造又はその他のFAA[連邦航空局]若しくはNTSB[国家運輸安全委員会]の改造（たとえば、トランスポンダー及び航空データレコーダ）をした航空機は、“改造されていない”ものとみなされる。

(a)項の注2：“航続距離”とは、指定された航空機システムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。航空機システムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。航空機システムの場合、航続距離は、予備燃料のない状態で、無風状態において国際民間航空機関（ICAO）の標準大気を仮定条件として、“航続距離”を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(b)～(c) [Reserved]

(d) 本カテゴリーの(a)項で規定される航空機がカテゴリーVIの(a)から(c)項で規定される艦船から発艦若しくは艦船に着艦を可能とするように特別に設計された発艦及び着艦装置（発艦及び着艦装置が、300km以上の航続距離を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイル用のものである場合、MT）。

(d)項の注：“航続距離”の定義について、本カテゴリーの(a)項を参照のこと。

(e) [Reserved]

(f) 契約又はその他の資金調達の認可を介して国防総省により資金を助成された開発段階の航空機、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント。

(f)項の注1：本項は、航空機並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

(a) 製造中のもの；

(b) 貨物管轄権決定（本副章の§ 120.4参照）によりEARの対象であると決定されたもの；又は

(c) 民間用途及び軍事用途の双方のために開発されているとして国防総省の契約又はその他の資金調達の認可により特定されたもの。

(f)項の注2：注1は、製造中であるか開発中であるかにかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。

(f)項の注3：この条項は、2014年4月16日以降の日付が入っているこれらの契約又はその他の資金調達の認可、又は新規の防衛物品の開発を開始する修正に適用される。

(g) [Reserved]

(h) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 以下の米国原産航空機のために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント：

B-1B、B-2、B-21、F-15SE、F/A-18 E/F、EA-18G、F-22、F-35、及びこれらの将来の派生機；
又はF-117若しくは米国政府の技術実証機。

F-15SE 及び F/A-18 E/F の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、これらの航空機の初期のモデルと共通であるものは、EAR の対象である（ただし、本カテゴリーの (h) 項でリストされるものを除く）；

(h) (1) 項の注：本項は、このカテゴリーの (a) 項で規定される航空機であって (h) (1) 項で特定されていないもの、及び (h) (1) 項で特定されているものに共通の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントについては、規制しない。例えば、§ 120.41 (b) (3) を適用する場合、F-16 と F-35 のみに共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものではない。F-22 と F-35 ((h) (1) 項で特定されるの 2 機種) の航空機モデル) でのみ共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものである（ただし、他の項の一つが本副章の § 120.41 (b) で適用される場合を除く）。

(2) 20,000 フィート/分を超えるインターナルピッチ線速度で動作する回転翼機用ギアボックスであって、潤滑油が失われた状態（非常用若しくは補助の潤滑システムを除く）で 30 分間動作することができるもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(h) (2) 項の注：潤滑油が失われた状態とは、オイル/潤滑油がトランスミッション/ギアボックスから殆ど若しくは完全に失われた状況（例えば、潤滑システムの故障により残留したコーティングのみが残されている状況）をいう。

(3) 尾部支材折たたみシステム、スタビレータ折たたみシステム及び回転翼自動折たたみシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(4) 翼折たたみシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するためのもの：

(i) USML のカテゴリー IV (d) で規制される電源設備により動力を供給される航空機；又は

(ii) 次のいずれかの特性を有する航空機であって、ガスタービンエンジンを動力とするもの：

(A) 折り畳み翼の翼外端の部分が、持続飛行のために必要とされるもの；

(B) 折り畳み翼の翼端に近い方に燃料を格納することができるもの；

(C) 操縦翼面が折り畳み翼の翼端に近い方にあるもの；

(D) ハードポイントが折り畳み翼の翼端に近い方にあるもの；

(E) 折り畳み翼の機内のハードポイントが飛行中の射出を可能にさせるもの；若しくは

(F) 航空機が、+3.5g/-1.5g を超える最大垂直操縦加速度に耐えられるように設計されたものの。

(5) 航空機搭載アレスティングギア〔着艦拘束装置〕（例えば、テールフック及びドラッグ・シュート）並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(6) 爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ロケット発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、無人航空機 (UAV) 機上発射システム、武器又は兵器用の外部搭載品支持架システム並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品（爆弾懸吊架、ミサイル発射装置、ミサイルレール、兵器パイロン、パイロンと発射装置のアダプター、UAV 機上発射システム、UAV 用の外部搭載品支持架システムが、300km 以上の“航続距離”を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイル用である場合、MT）。

(7) 単に重複した内部の電気回路から構成されない耐損傷又は耐故障飛行制御システムであって、本カテゴリーで規制される航空機のために特別に設計されたもの；

(8) 耐脅威適応自律飛行制御システム（ここで、耐脅威適応自律飛行制御システムとは、オペレーター若しくはパイロットからの入力なしに、敵の脅威により生ずるリスクを最小化するために航空機制御若しくは飛行経路を調整する飛行制御システムをいう）；

(9) 非表面型の飛行制御システム及びエフェクター（例えば、メインエンジンの推力以外のガス噴出孔からの推力ベクタリング）；

(10) 出力管理 LPI（低妨害確率）又は信号変調（すなわち、周波数ホッピング、チャープング、ダイレクトシーケンススペクトル拡散）の LPI 能力を有するレーダー高度計（300km 以上の“航続距離”を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイルについては MT）；

(11) 空中給油システム及びホバリング中給油 (HIFR) システム、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；

(12) 無人航空機 (UAV) 飛行制御システム及びスウォーミング能力を持つ機体管制システム（す

なわち、お互いに衝突を回避したり、編隊飛行を行うために相互に作用することが自動的に（人手によらずに）機能するものであって、~~作戦環境／脅威環境における変化に対してリアルタイムで適応することができるもの、又は、兵器として使用する場合、目標を相互に調整するもの~~（300km以上の“航続距離”を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイルについてはMT）；

- (13) [Reserved]
- (14) 短距離離陸垂直着陸のための揚力ファン、クラッチ、及びロールポスト並びに上記の揚力ファン及びロールポストのために特別に設計された部品及び部分品；
- (15) 照準器又は旋回装置（これには、軍需品の照準、発射、追跡、管理の能力を含む）を組み込んだ一体型ヘルメット（例えば、キューイングシステムを装着したヘルメット、統合ヘルメットマウンテッドキューイングシステム（JHMCS）、ヘルメット装着型ディスプレイ、表示・照準ヘルメット（DASH））並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント；
- (16) 火器管制コンピュータ、在庫管理システム、軍備管理装置、並びに航空機-兵器インタフェースユニット及びコンピュータ（例えば、AGM-88 HARM[高速対電波源ミサイル]航空機発進インタフェースコンピュータ（ALIC））；
- (17) 本カテゴリーで規制される航空機のために特別に設計された任務統制コンピュータ、機体管制コンピュータ、及び統合中央処理装置；
- (18) 7.62mm以上の発射体の衝撃を受けた後も機能するよう特別に設計された駆動システム、飛行制御システム、及びそれらのための部分品；
- (19) 本カテゴリーで規制される航空機について飛行中にうまく使われるように特別に設計された推力逆転装置；
- * (20) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：
- (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品又はEARに対象の600シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されたもの。
- (h) (20) 項の注：“機密扱い”とは、大統領令13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する；
- (21)–(26) [Reserved]
- (27) 可変速ギアボックス（ここで、“可変速ギアボックス”とは、エンジン又はその他の動力源からのギアボックスの入力速度が一定である間に、ギアボックス内で機械的手段によりギアボックスの出力速度を変化させる能力、及び出力速度を20%以上変化させることができ、かつ、ローター、プロップローター、プロペラ、プロップファン、又はリフトファンに動力を供給する能力を有するものをいう）、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (28) カテゴリーXIXで規制されるエンジンのために特別に設計された電力若しくは熱管理システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 1基当たり300kWを超える電力を供給する発電機であって、重量によって測定された電力密度が2kW/ポンドを超えるもの（重量によって測定された電力密度を計算する場合においてコントローラーの質量を含まない）；
 - (ii) 熱交換器であって、60kW/K-m³若しくは1kW/K以上の熱量をガスタービンエンジンの流路に交換するもの；又は
 - (iii) 直冷式の熱電子パッケージ熱交換機であって、100W/cm²以上で、20kW以上の熱量を伝導するもの。
- (29) 次のいずれかに該当する装置（(h)(1)項で規定される防衛物品のために特別に設計されている場合に限る）：
- (i) 実験機；
 - (ii) 主要な航空機システムをテストするために使用される実機を模したアイアンバード地上

装備；又は

(iii) ジグ、位置決め治具、テンプレート、ゲージ、モールド、ダイ、若しくは当て板。

- (i) 本カテゴリーの(a)項から(h)項に規定される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）並びに ECCN 9A610、9B610、9C610 及び 9D610 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(j)～(w) [Reserved]

- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用される EAR 対象（本副章の § 120.42 参照）の貨物、ソフトウェア、及び技術。

(x) 項の注：この項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品であって、購入書類に EAR 対象の貨物、ソフトウェア、又は技術が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の 123.1(b) 参照）。

注：(h) (3)、(5)、(7)、(14)、(17)、又は(19)項に掲げる部品、部分品、附属品、及びアタッチメントは、EARの対象となる航空機であって、ECCN 9A610に番号分類されるものに組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。交換用のシステム、部品、部分品、附属品及びアタッチメントは、ITARの規制の対象である。

カテゴリーIX—軍事訓練関連装置

- (a) 訓練装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 地上、水上、水中、宇宙、若しくは曳航式空中の標的であって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 特定の防衛物品、特定のその他の品目、又は特定の個人を擬態する、赤外線、レーダー、音響、磁気、又は熱的な識別特性を有するもの；又は
(ii) 本副章で規制される防衛物品に対して成り行きに任せての[hit/miss]性能情報を備えるために装備されたもの；

(a) (1) 項の注：無人標的機は、USML のカテゴリーVIII (a) で規制される。

(2) 本副章で列挙される物品のモックアップである機器であって、本副章で列挙される兵器に対する保守の訓練又は処分の訓練のために使用される技術を明らかにするもの又は本副章で列挙される兵器に対する保守の訓練又は処分の訓練のために使用される部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントを含むもの；

(3) 航空機戦技訓練評価装置及びそれらのための地上局；

(4) 戦闘機又は攻撃ヘリコプターのための生理学的な飛行訓練装置；

(5) USML のカテゴリーXI で規制されるレーダーでの訓練のために特別に設計されたレーダー訓練装置；

(6) 本副章で規制される物品の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器に取り付けられるために特別に設計された訓練機器；

(a) (6) 項の注：本項には、実際の装備品に訓練装置として動作させる組込型又は追加型の機器であるシミュレーション装置を含む。

(7) 対潜水艦戦訓練装置；

(8) ミサイル発射訓練装置；

(9) レーダーターゲットジェネレーター；

(10) 赤外線シーンジネレーター；又は

- * (11) 訓練機器であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 機密扱いであるもの；

(ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

(iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。

(a) (11) 項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそ

れに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(a) 項の注：訓練装置には、本副章で対象とされる品目の識別特性又は戦術、技術及び手順のない戦闘ゲームを含まない。

(b) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本副章で規制される最終品目の個々の搭乗員ステーション、任務システム又は兵器の作戦を再現するシミュレーション装置に固有のシステム；
- (2) [Reserved]
- (3) [Reserved]
- (4) ソフトウェア及び関連するデータベース（本副章の他の箇所で列挙されているものを除く）であって、次のいずれかに該当するものをモデリング又はシミュレーションするために使用することができるもの：
 - (i) 本カテゴリーの(a)項で列挙される訓練装置；
 - (ii) 戦闘管理；
 - (iii) 軍用の試験シナリオ／モデル；又は
 - (iv) 本副章で列挙される兵器効果；又は

* (5) シミュレーション装置であって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR に対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(b) (5) 項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。

(c) [Reserved]

(d) [Reserved]

(e) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）：

- (1) 本カテゴリーの(a)項及び(b)項で列挙される防衛物品に直接的に関連するもの；
- (2) 防衛物品が使用されない若しくは移転されない場合であっても、本カテゴリーの(b) (4) 項で列挙されるソフトウェア及び関連するデータベースに直接的に関連するもの；又は
- (3) 本副章で列挙される防衛物品若しくは技術資料に直接的に関連しない軍事訓練（本副章の § 120.9 (a) (3) 参照）。

(f) ~ (w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1 (b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

USML カテゴリー IX の注：本カテゴリーに掲げるシミュレーション装置の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントであって、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目と共通であるものは、同じ USML のカテゴリー又は CCL の ECCN のもとで、シミュレートされたシステム又はシミュレートされた最終品目の部品、部分品、附属品、又はアタッチメントとして規制される。

カテゴリー X—個人用の防衛装備品

(a) 個人用の防衛装備品であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防衛レベルを備える防弾服；

(a) (1) 項の注 1：タイプ I、タイプ II、タイプ IIA、タイプ IIIA 又はタイプ III の防衛レベルを備える防弾服については、ECCN 1A005 及び 1A613 を参照のこと。

(a) (1) 項の注 2：関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリー XIII (e) を参照のこと。

(2) 個人用の防護服、装備品、又はフェースペイントであって、900 ナノメートルを超える波長においてレーダー、赤外線又はその他のセンサーによる探知を防いだり、探知を弱めるように特別に設計されたもの；

(a) (2) 項の注：関連する材料に対する規制については、USML のカテゴリ－XIII (j) を参照のこと。

(3) [Reserved]

(4) [Reserved]

(5) 統合型ヘルメット (USML のカテゴリ－VIII (h) (15) 又は USML のカテゴリ－XII で指定されていないもの) であって、光学式照準装置又は旋回装置 (これには照準、発射、追尾、又は軍需品の管理を含む) を組み込んだもの；

(6) 及び NIJ 規格タイプ IV 以上の防御レベルを備えるヘルメットの外殻；

(7) 次のいずれかに該当するものに対して防御するゴーグル、バイザー、ビジョンブロック、キャノピー、又は光学式照準装置若しくはビューワーであって、防御手段として一般的な広帯域吸収染料若しくは紫外線抑制剤以外のもの (例えば、狭帯域のフィルター／染料又は可視帯透明度が高い広帯域のリミッター／コーティング) を使用したもののうち、光学密度が 3 を超えるもの；

(i) 複数の可視 (帯域内) レーザ波長；

(ii) 核爆発に関連した熱閃光；又は

(iii) 近赤外線若しくは紫外線 (帯域外) レーザ波長；又は

(a) (7) 項の注 1：関連する部品、部分品、及び材料に対する規制については、本カテゴリ－の (d) (2) 項及び (d) (3) 項を参照のこと。

(a) (7) 項の注 2：センサー防護装置については USML のカテゴリ－XII を参照のこと。

(8) 開発段階の個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省のために開発されたもの。

(a) (8) 項の注 1：本項は、個人用の防御装備品並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメントであって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

(a) 生産段階にあるもの、

(b) 貨物管轄権の決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供の認可において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。

(a) (8) 項の注 2：注 1 は、USML で列挙される防衛物品 (生産段階にあるか開発段階にあるかを問わない) には適用されない。

(a) (8) 項の注 3：本項は、それらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 1 月 5 日以降の日付が入っているもののみ適用できる。

(b) [Reserved]

(c) [Reserved]

(d) このカテゴリ－で規制される個人用の防御装備品のための部品、部分品、組立品、附属品、アタッチメント、及び関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) NIJ 規格タイプ IV 以上の防御レベルを備えるセラミック製又は複合材料製の板；

(2) このカテゴリ－の (a) (7) 項で対象とされる物品のために特別に設計されたレンズ、基板、又はフィルター；

(3) このカテゴリ－の (a) (7) 項で対象とされる物品のために特別に設計された材料及びコーティングであって、光学密度が 3 を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

(i) 狭帯域の吸収染料；

(ii) 広帯域の光スイッチ又はリミッター (すなわち、非線形材料、同調可能型若しくは切替可能型アジャイルフィルター、光パワーリミッター、近赤外形干渉ベースのフィルター)；
又は

(iii) 狭帯域の干渉ベースのノッチフィルター (すなわち、多層誘電体コーティング、ルーゲートタイプ、ホログラム若しくはハイブリッド (すなわち、染料を使用した干渉)) であっ

- て、複数のレーザー波長に対して防御し、可視帯透明度が高いもの；又は
- * (4) 何らかの部分品、部品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 機密扱いであるもの；
 - (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR に対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
 - (iii) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。
- (d) (4) 項の注：“機密扱いである”とは、大統領令 13526、若しくは前任者の指令、及びそれに基づいて開発されたセキュリティ分類ガイド若しくは同等のもの、又は他国政府若しくは国際政府の相当する分類規則に基づいて機密扱いであることをいう。
- (a) 項及び(d) 項の注：装甲についての防御レベルの説明については、国立司法省研究所の分類 (NIJ[国立司法省研究所]規格-0101.06) 又は同等の国家規格を参照のこと。
- (e) 本カテゴリーの (a) 項から (d) 項で規定される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）。
- (f) ~ (w) [Reserved]
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。
- (x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1 (b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXI—軍用電子装置

- (a) 電子装置及びシステム（米国軍需品リストのカテゴリーXII に含まれるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの：
- * (1) 水中用のハードウェア、装置、又はシステムであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) アクティブ型若しくはパッシブ型の音響アレー検出システム若しくはリアルタイム処理が可能な音響アレー装置であって、水上船、潜水艇、その他の水中船、魚雷、若しくは水雷を探索若しくは探知し、かつ、追尾、場所の突き止め（すなわち、距離及び方位の確定）、類別、若しくは特定するもののうち、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) マルチスタティック処理能力を有するもの；
 - (B) 動作周波数が 20kHz 未満のもの；若しくは
 - (C) 動作帯域幅が 10kHz を超えるもの；
 - (ii) 水中用の単一音響センサーシステムであって、非生物学的な音色を識別して、その音の発生源の位置を突き止めるもの；
 - (a) (1) (ii) 項の注：用語‘音色’とは、人工の対象物から発せられる、広帯域及び狭帯域のスペクトルにおけ離散的な周波数を意味する。
 - (iii) 水上船、潜水艇、その他の水中船、魚雷、若しくは水雷を探索若しくは探知し、かつ、追尾、場所の突き止め（すなわち、距離及び方位の確定）、類別、若しくは特定する非音響システム；
 - (iv) 音響モデム、ネットワーク、及び通信装置であって、リアルタイムの適応型補正機能を有するもの若しくは低迎撃可能性 (LPI) を使用するもの；
 - (a) (1) (iv) 項の注：適応型補正とは、データを送受信するための最良アルゴリズムを選択するため水質状態を判断する水中用モデムの能力をいう。
 - (v) 低周波／超低周波 (LF/VLF) 電子モデム、ルータ、インターフェース及び通信装置であって、海中での通信のために特別に設計されたもの；又は
 - (vi) 固定式（船底搭載／海底）若しくは可搬式の自律型無人潜水機 (AUV) による共同検出及び共同交戦を可能とする自律的なシステム及び装置；
- * (2) 水中用の音波による妨害手段若しくは対電子妨害対抗手段のシステム若しくは装置；
- * (3) レーダーシステム及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 航空機搭載レーダーであって、時間の経過に伴って受信されたレーダー信号の中で、関心

のある一以上の目標物（気象現象を除く）の位置的な状態を維持するもの；

(a) (3) (i) 項の注：本項は次のすべてに該当するレーダーについては規制しない：

- (1) 8 海里 (nmi : 1 海里は 1,852m) を超える探知距離で、1 平方メートルのレーダー反射断面積 (RCS) の標的の自由空間探知能力を有さないもの；
 - (2) レーダー更新速度が、1Hz 以下のもの；かつ
 - (3) 貨物管轄権裁定により EAR の対象であるとして裁定された設計技法を使用したもの（本副章の § を参照のこと）。
- (ii) 合成開口レーダー (SAR) であって、0.3m 未満の (良い) 画像解像度を組み込んだもの、若しくは 0.3m 未満の (良い) 地理表示精度を持つコヒーレント変化検出 (CCD) を組み込んだもの (30GHz から 3,000GHz の周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置を除く) であって、100m の遠隔距離で空間分解能が 0.1 ミリラジアン以上 1 ミリラジアン以下のもの；
- (iii) 逆合成開口レーダー (ISAR) ；
- (iv) 1km を超える探知距離において、目標位置誤差 50 (TLE50) が 10m 以下で測地学的位置 (すなわち、測地緯度、測地経度及び測地高) を突き止めるレーダー；
- (v) 洋上監視レーダーであって、出力と開口の積の平均値が 50Wm² を超えるもの；
- (vi) 洋上監視レーダーであって、瞬時帯域幅が 100MHz を超える波形を伝送するもののうち、アンテナの回転速度が 60 回転/分 (RPM) を超えるもの；
- (vii) 対空監視レーダーであって、85nmi [海里 : 1 海里は 1,852m] 以上の探知距離 (RCS 値に対して RCS の 4 乗根に比例する) で、1 平方メートルの RCS [レーダー反射断面積] の標的の自由空間探知能力を有するもの；
- (viii) 対空監視レーダーであって、65,000 フィートの高度において 20 度を超える仰角で、1 平方メートルの RCS の標的の自由空間探知能力を有するもの (すなわち、対砲兵射撃) ；
- (ix) 対空監視レーダーであって、複数の垂直ビーム、位相若しくは振幅の単パルス推定、又は 3D 高度探査の機能を有するもの；
- (x) 対空監視レーダーであって、ビームの立体角が 16 度² 以下であって、再訪率が 1/3Hz 以上で、25nmi [海里] 以上の探知距離において、1 平方メートルの RCS [レーダー反射断面積] の標的の自由空間探知を実行するもの；
- (xi) 無反響の試験施設若しくは施設外の区域用の計器装備レーダーであって、時間の経過に伴って受信されたレーダー信号の中で関心のある対象物の位置状態を維持するもの又は -10dBsm (dB/m²) 以下での静的目標物の RCS [レーダー反射断面積] の計測若しくは動的目標物の RCS の計測機能を備えるもの；
- (xii) パルス発振動作を組み込んだレーダーであって、送信ビームの仰角及び方位角の電子回路による偏向機能を有するもの；
- (a) (3) (xii) 項の注：本項は、本副章の他の箇所で規制されていないレーダーであって、伝送出力のピーク値が 550 ~~250~~ ワット以下で動作し、かつ、貨物管轄権の決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象とされると決定された設計を使用するものについては規制しない。
- (xiii) USML のカテゴリー III、IV、若しくは XV で規制される物品の発射地若しくは着弾点に対して弾道追尾若しくは弾道推定のためのモードを有するレーダー；
- (xiv) アクティブ型の防護レーダー及びミサイル警報レーダーであって、到来する弾薬の検知について実装されたモードを有するもの；
- (xv) 水平線以遠を観測する上空波 (電離層) 短波レーダー；
- (Xvi) 障害物から 0.2m を超える距離で物理的な障害物を貫いて移動している対象物を検知するレーダー；
- (xvii) 移動標的表示器 (MTI) を有するレーダー若しくはパルスドップラー信号処理機能を有するレーダーであって、いずれか単一のドップラーフィルターが 60dB を超える正規化されたクラッターの減衰比を提供するもの；
- (a) (3) (xvii) 項の注：正規化されたクラッターの減衰比は、熱雑音レベルに正規化された場合における受信された分散クラッターの出力レベルの低減量として定義される。
- (xviii) 電子防衛若しくは対電子妨害対抗手段 (ECCM) を有するレーダー (手動利得制御、自

動利得制御、無線周波数選択、定アラームレート、及びパルス繰返し間隔ジッターを除く)；
(xix) 電子攻撃 (EA) モードを使用するレーダーであって、レーダー送信機及びアンテナを使用するもの；

(xx) 電子的支援 (ES) モード、すなわち、次に掲げる一以上の受信機において ES の目的のためにレーダーシステムを使用する能力を使用するレーダー：高利得受信機、広帯域受信機、マルチビーム受信機、若しくはマルチポイントシステムの一部；

(xxi) 非協調型目標認識 (NCTR) (すなわち、目標のプラットフォームの協調動作なしに特定の目標のプラットフォームのタイプを認識する能力) を使用するレーダー；

(a) (3) (xxi) 項の注：本項における“タイプ”の定義は、14 CFR § 1.1 で定義されているものである。

(xxii) レーダーであって、自動標的認識 (ATR) (すなわち、標的の構造的な特徴 (例えば、タンク対車両) を用いる標的認識であってシステムの分解能が 0.3m より良い (未満のもの) を利用するもの；

(xxiii) レーダーであって、迎撃機の誘導指令を送信するもの若しくは迎撃機追跡装置に合わせたイルミネーションを提供するもの；

(xxiv) レーダーであって、LPI [低迎撃可能性、低被検知性、低被識別性] のため、直線性のランプ変調による波形生成 (周波数変調連続波 (FMCW) を除く) を利用するもの；

(xxv) 情報を送受信するレーダー；

(xxvi) 破片若しくは対抗手段から弾道ミサイルの弾頭を追尾若しくは識別するレーダー；

(xxvii) バイスタティックレーダー／マルチスタティックレーダーであって、無線周波数 (RF) 放送 (例えば、民間ラジオ、テレビ局) を使用して受動的に探知若しくは追跡するため、帯域幅が 125kHz を超え、2GHz 未満の中心周波数を利用するもの；

(xxviii) レーダーの目標発生器、投射器、若しくはシミュレーターであって、本カテゴリーで規制されるレーダーのために特別に設計されたもの；又は

(xxix) USML のカテゴリー IV の (a) (1) 項又は USML のカテゴリー VIII の (a) (5)、(a) (6)、若しくは (a) (13) 項に掲げる防衛物品のために特別に設計されたレーダー及びレーザーレーダーシステム (500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、宇宙空間用の飛しょう体、ミサイル、無人機、若しくは無人航空機のために特別に設計されたものである場合、MT)；

(a) (3) (xxix) 項の注 1：レーザーレーダーシステムは、位置、レーザービーム方向の速度及び機体の反射特性により目標の反響測距、方向検知及び識別を行なうためのレーザーの活用に関する専用の伝送、走査、受信及び信号処理技術を体系化したものである。

(a) (3) (xxix) 項の注 2：ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリー IV の (a) 項の注 1 を参照のこと。“ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、又はミサイルにより運搬されたり届けられることができる総質量をいう (飛行の維持のために用いられるものを除く)。

(a) (3) 項の注：本項は、以下のものについては規制しない：

(a) 規制パラメータに合致するのに航空機トランスポンダーを必要とするもの；

(b) ICAO 標準に適合する精測進入レーダー (PAR) 装置であって、電子的に操作可能なりニア (1次元) アレー若しくは機械的に配置されるパッシブ型のアンテナを使用するもの；及び

(c) FAA TSO C87 に適合する無線高度計。

* (4) 電子的戦闘 (すなわち電子戦) 用のシステム及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) ES [Electronic Support：電子的支援] システム及び装置であって、意図的な若しくは意図的でない電磁エネルギーの発生源を探索し、傍受し、特定し、若しくは位置を突き止めるもののうち、当面の驚異の探知、認識、標的指示、計画、若しくは今後の作戦の指揮の機能を備えるために特別に設計されたもの；

(a) (4) (i) 項の注：ES [電子的支援] は、戦術的な状況の把握、自動キューイング、ターゲティング、電子戦闘序列計画、電子諜報 (ELINT)、通信諜報 (COMINT) 若しくは信号諜報

(SIGINT) を提供するものである。

- (ii) 武器砲火（例えば、銃撃、大砲、ロケット推進式榴弾若しくはその他の発射体）からの音響エネルギーの発散を検知し、かつ、自動的に 識別するシステム及び装置であって、イベント信号を受信してから 2 秒未満に砲火の位置及び方向を確定し、かつ、移行中に操作（例えば、移行中に搭乗員、陸上車両、海洋船舶、若しくは航空機に対して操作）することができるもの；又は
 - (iii) システム及び装置であって、レーダー、赤外線ベースのシーカー、電気光学ベースのシーカー、無線通信受信装置、ナビゲーション受信装置、又はその他の形態で敵のエレクトロニクスを受信、稼働、若しくは有効性を妨げるもの（例えば、アクティブ型若しくはパッシブ型の電子的な攻撃、電子的な対抗手段、電子的な対電子妨害対抗装置、通信妨害、及び対通信妨害対抗装置）に対して無関係な信号若しくは間違っただ信号をもたらすように特別に設計されたもの；
- * (5) 指揮、統制、及び通信 (C3)、指揮、統制、通信、及びコンピュータ (C4)、指揮、統制、通信、コンピュータ、情報、監視及び偵察 (C4ISR)、並びに同定システム若しくは装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 本章の § 121.1 のカテゴリーの各項若しくは各副項で規制される防衛物品（用語“特別に設計された”を使用していないもの）を統合、組み込み、ネットワーク化、若しくは使用するように特別に設計されたもの；
 - (ii) 米国政府の敵味方識別装置 (IFF) のモデル 4 若しくは 5 を組み込んだもの；
 - (iii) 通信途絶の対抗措置のために使用されるアクティブ型若しくはパッシブ型の ECCM[対電子妨害対抗手段]を実装したもの（例えば、HAVE QUICK I/II、SINGGARS、SATURN を組み込んだ無線システム）；
 - (iv) 米国政府の NSTISSAM TEMPEST 1-92 標準若しくは CNSSAM TEMPEST 01-02 に準拠するように特別に設計、定格、証明、又はその他の形態で指定若しくは記載されたものであって、情報を運んでいる信号のセキュリティ破壊を招来する放射を抑制するための技術を実装したもの；又は
 - (v) 音声若しくはデータ信号を発信するものであって、電磁気の探知を避けるように特別に設計されたもの；
- (6) [Reserved]
- (7) 開発段階の電子装置若しくはシステムであって、国防総省により契約若しくはその他の資金提供認可によって資金を助成されたもの；
- (a) (7) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する電子システム又は装置については規制しない：
 - (a) 製造中であるもの、
 - (b) 貨物管轄権の決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
 - (c) 関連する国防総省の契約又はその他の資金提供認可において民生用途と軍事用途の双方のために開発されているとして特定されたもの。
 - (a) (7) 項の注 2：注 1 は、製造中又は開発中にかかわらず、米国軍需品リストに列挙される防衛物品には適用されない。
 - (a) (7) 項の注 3：本項は、これらの契約及び資金提供認可のうち、2015 年 7 月 1 日以降の日付が入っているものに適用される。
- (8) 地上無人センサー (UGS) システム又は装置であって、次のすべての機能を有するもの：
- (i) 自動で標的を探知するもの；
 - (ii) 自動で標的を追尾、類別、認識、若しくは特定するもの；
 - (iii) 自律的に編成若しくは自律的に回復するネットワーク；かつ
 - (iv) 目標の位置情報処理のための自己位置同定；
- (9) 非音響的対潜水艦戦 (ASW) 若しくは機雷戦のための電子センサーシステム若しくは装置（例えば、磁気異常探知器 (MAD)、電界、電磁誘導）；
- (10) 隠された兵器の探知のための電子センサーシステム若しくは装置であって、兵員に対して遠

隔探知範囲が45mを超えるもの若しくは車両で搬送される兵器の探知能力を有するもの(30GHzから3,000GHzの周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置を除く)であって、100mの遠隔距離で空間分解能が0.1ミリラジアン以上1ミリラジアン以下のもの;

(11) (a) (3)、(a) (4)、(a) (5)、若しくは(b)項で規制される防衛物品を試験するために特別に設計された試験装置;又は

(12) 特定の電磁波源の方位若しくは地形特性を測定するための自動方向探知機であって、USMLのカテゴリ-IVの(a) (1)項又はUSMLのカテゴリ-VIIIの(a) (5)、(a) (6)、若しくは(a) (13)項に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの(500kg以上のペイロードを300km以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAVのために特別に設計されたものである場合、MT。本カテゴリ-の(a) (3) (xxix)項の注2を参照のこと)。

(a)項の注1: 本項及びこのカテゴリ-の他の箇所で用いられる用語低迎撃可能性(LPI)は、音響信号又は電磁信号の傍受を偽装、遅延、又は阻止する一類の手段として定義される。LPI技術には、出力管理、エネルギー管理、周波数変動、受信機の対域外周波数帯、低サイドローブアンテナ、複合波形、及び複合走査を含む場合がある。LPIは、低迎撃可能性、低被検知性、及び低被識別性とも呼ばれている。

(a)項の注2: (a) (3) (xxix)項及び(a) (12)項には、地形等高線地図作成装置、背景地図作成対比装置(デジタル方式及びアナログ方式の双方)、ドップラー効果を利用した航法用レーダー装置、パッシブ型の干渉計装置、及びイメージセンサー装置(アクティブ型及びパッシブ型の双方)を含む。

* (b) 電子システム又は装置(本副章の他の箇所で列挙されているものを除く)であって、電磁スペクトル(伝送媒体の如何を問わない)を収集、見分、監視、若しくは不当に利用する諜報目的で、又はそれらの行為を防止するために特別に設計されたもの。

(c) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び附属装置であって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 本副章に掲げる防衛物品のためにプログラムされた特定用途用集積回路(ASIC)及びプログラマブルロジックデバイス(PLD);

(c) (1)項の注1: ASICは、特定の用途又は機能のために開発及び製造された集積回路である(顧客の数の如何をお問わない)。

(c) (1)項の注2: 600シリーズの品目のためにプログラムされたASIC及びPLDは、ECCN 3A611.fで規制される。

(c) (1)項の注3: プログラムされていないPLDは、本項では規制されない。

(2) プリント回路基板(PCB)及び回路実装カード組立品であって、それに対してレイアウトが本副章に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの;

(c) (2)項の注: PCB及び回路実装カード組立品であって、それに対してレイアウトが600シリーズの品目のために特別に設計されたものはECCN 3A611.gで規制される。

(3) マルチチップモジュールであって、それに対してレイアウトが本副章に掲げる防衛物品のために特別に設計されたもの;

(c) (3)項の注: マルチチップモジュールであって、それに対してレイアウトが600シリーズの品目のために特別に設計されたものはECCN 3A611.hで規制される。

~~(4) 送受信モジュール又は送信モジュールであって、垂直に隣り合った距離d(cm)のいずれかが、15を最小動作周波数(GHz)で除した値以下のもの [$d \leq 15 \text{ (cm * GHz)} / f \text{ GHz}$]、又は電子的に可変の移相器若しくはフェイザー(モノリシック集積回路(MMIC))を有するもの、又はMMIC若しくはディスクリットRFパワーランジスタを組み込んだもの;~~

(4) 送受信モジュール、送受信モノリシックマイクロ波集積回路(MMICs)、送信モジュール、及び送信MMICsであって、次のすべてに該当するもの:

(i) いずれかのチャンネルにおいて、ピーク飽和出力値 $P_{sat} [W]$ が、505.62を最大動作周波数 $f [GHz]$ の2乗で除した値を超えるもの ($P_{sat} [W] > 505.62 / f [GHz]^2$);

(ii) いずれかのチャンネルにおいて、比帯域幅が、5%以上のもの;

(iii) 平面のいずれかの辺の長さ $d [cm]$ が、15を最小動作周波数 $f [GHz]$ で除した値以下のもの ($d \leq 15 \text{ (cm * GHz)} / f \text{ GHz}$); かつ

(iv) チャンネル毎に電子的に位相シフトできるもの。

(c) (4) 項の注 1: MMIC は、次のすべてに該当するものをいう:

- (a) 半導体材料の小片の中又はこの上に拡散プロセス、注入プロセス又は堆積プロセスによって形成されたもの;
- (b) 分解することが不可能なように結合されたとみなすことができるもの;
- (c) 一つの回路の機能を実行するもの; かつ
- (d) マイクロ波周波数 (すなわち、300MHz から 300GHz) で動作するもの。

(c) (4) 項の注 2: 送受信モジュールとは、信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子組立品をいう。

(c) (4) 項の注 3: 送信モジュールとは、信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子組立品をいう。

(c) (4) 項の注 4: 送受信 MMIC とは、信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能 MMIC をいう。

(c) (4) 項の注 5: 送信 MMIC とは、信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる MMIC をいう。

(c) (4) 項の注 6: USML のカテゴリー XI (c) (4) は、放熱版の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールに適用される。カテゴリー XI (c) (4) における長さ d には、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱版として機能する部分を含まない。

(c) (4) 項の注 7: 送受信モジュール、送信モジュール、送受信 MMICs、及び送信 MMICs は、送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。

(c) (4) 項の注 8: 比帯域幅とは、他の動作パラメータを変えない状態で、出力が 3dB 未満の変化範囲にとどまる帯域幅を、中心周波数で除し、100 を乗じたものをいう。比帯域幅は、パーセント値で表される。

- (5) 高電圧用のコンデンサであって、ジュール当たり 0.2 アンペアを超えるピーク電流において、反復サイクルが 1 分当たりの放電回数で 6 以上で、かつ、フルエネルギーでの放電回数の寿命が 10,000 回以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) 体積エネルギー密度が 1.5J/cc 以上のもの; 若しくは
 - (ii) 質量エネルギー密度が 1.3kJ/kg 以上のもの;
- (6) 無線周波数のサーキュレーターであって、その寸法が最高動作周波数の 1/4 以下の波長以下で、かつ、アイソレーションが 30 dB を超えるもの;
- (7) 単一のパルス内で無線周波数信号偏向を検出し計測する偏光計;
- (8) デジタル無線周波数メモリ (DRFM) であって、RF 瞬時入力帯域幅が 400MHz を超え、かつ、その出力信号が入力信号の変換されたもの (すなわち、大きさ、時間、周波数における変化) となる分解能が 4 ビット以上のもの並びにそれらのために“特別に設計された”部品及び部分品;
- (9) 真空電子装置であって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) 複数の電子ビーム装置若しくはシート状電子ビーム装置であって、定格動作周波数が 16GHz 以上であって、ピーク飽和出力値が 10,000 W (70 dBm) を超えるもの若しくは最大平均出力値が 3,000 W (65 dBm) を超えるもの; 又は
 - (ii) クロスフィールド増幅器であって、増幅利得が 15dB 以上 17dB 以下のもの若しくはデューティ比が 5% を超えるもの;
- (10) アンテナ並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの:
 - (i) 4 素子以上を使用したものであって、電子的に角度ビームを偏向し、角度のヌル値を自律的に偏向し、ヌル深度が 20dB を超える角度のヌル値を生成し、かつ、50 ミリ秒より早いビーム切り替え速度を達成するもの;
 - (ii) 1 秒未満の収束時間で減衰値が 35dB を超えるアダプティブヌルを形成するもの;
 - (iii) 複数の RF 帯に渡って信号を検出するものであって、信号偏向の測定のために調和した右螺旋及び左螺旋のアンテナ素子を有するもの; 若しくは
 - (iv) 2 度未満の信号到来角度を測定するもの (例えば、干渉計アンテナ);

- (c) (10) 項の注：このカテゴリーは、FAA TSO C-119c に適合する航空管制衝突警告回避システム (TCAS) 装置については規制しない。
- (11) レードーム又は電磁アンテナウインドウであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 無線周波数選択面を組み込んだもの；
 - (ii) レーダーの用途に対して複数の非隣接レーダー帯域で動作するもの；
 - (iii) 銃弾、榴散弾、又は爆撃の衝撃から保護するために特別に設計された構造体を組み込んだもの；
 - (iv) 1,300° C を超える融点をもち、500° C を超える温度において、6 を超える誘電率を維持するもの；
 - (v) 100MHz から 100GHz の周波数における誘電率が 6 を超えるセラミック材料から製造されたもの（航続距離が 300km を超える能力を持つロケット、SLV、若しくはミサイル、又は 500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができる無人機、若しくは UAV で使用できる場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；
 - (vi) 6,000 ポンド毎平方フィートを超えるよどみ点圧力で、構造的完全性を維持するもの；又は
 - (vii) 50kPa を超えるピーク過圧と合わさった $4.184 \times 10^6 \text{J/m}^2$ を超える熱衝撃に耐えるもの（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV で使用できる場合、及び核の影響（例えば、電磁パルス (EMP)、X 線、爆風と熱衝撃の組み合わせによる影響）から防護するのに使用できる場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；
- (12) 水中センサー（音響ベクトルセンサー、ハイドロフォン、若しくは変換器）又は送波器であって、本カテゴリーの (a) (1) 及び (a) (2) 項で規制されるシステムのために特別に設計されたもののうち、次のいずれかに該当するもの：
- (i) ソナーシステムについては、送信周波数が 10kHz 未満のもの；
 - (ii) 動作周波数が 10kHz 以上 24kHz 以下の装置については、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が $1 \mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう）が 224dB を超えるもの；
 - (iii) 動作周波数が 24kHz 超 30kHz 未満の装置については、音圧レベル（音源から 1m の距離で音圧が $1 \mu\text{Pa}$ である場合を 0dB としたものをいう）が 235dB を超えるもの；
 - (iv) 動作周波数が 100kHz 未満であって、ビーム幅が 1 度未満の音響ビームを形成することができるもの；
 - (v) 5,120m を超える明確に表示可能な距離 [計測距離] で動作するように設計されたもの；又は
 - (vi) 通常の使用において、1,000m を超える水深での圧力に耐えるように設計されたものであって、次のいずれかに該当する送受波器を有するもの：
 - (A) 水圧を動的に補正することができるもの；若しくは
 - (B) チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだもの；
- (13) 圧電材料を含有する部品又は部分品であって、本カテゴリーの (c) (12) 項で規制される水中用のハードウェア、装置、又はシステムのために特別に設計されたもの；
- (14) 本カテゴリーの (a) (4) 及び (b) 項に掲げるシステム及び装置のために特別に設計されたチューナー；
- (15) 125°C を超える温度で動作することができる電子組立品及び部分品であって、USML のカテゴリー-VIII で規制される UAV 若しくは無人機、USML のカテゴリー-IV で規制されるロケット、宇宙空間用の飛しょう体 (SLV)、又はミサイルであって、航続距離が 300km を超える能力を持つもののために特別に設計されたもの (MT) (本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと)；
- (16) USML のカテゴリー-IV の (a) (1)、(d) (1)、(d) (2)、(h) (1)、(h) (2)、(h) (4)、(h) (8)、及び (h) (9) 項又は USML のカテゴリー-VIII の (a) (5)、(a) (6)、若しくは (a) (13) 項で列挙されるシステムのモデリング、シミュレーション若しくは設計統合のために特別に設計されたハイブリッド（アナログ-デジタル結合）コンピュータ（500kg 以上のペイロードを 300km 以上運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV 又はそれらのサブシステムである場合、MT。本カテゴリーの (a) (3) (xxix) 項の注 2 を参照のこと）；

- (17) 本カテゴリーの(a)(4)(iii)項で規定されるシステム及び装置のために特別に設計されたチャフ／フレア弾丸、並びにそれらのための部品及び部分品であって、USMLのカテゴリーVで規制される材料を含有するもの；
- (18) 本副章で規制される情報保証／情報セキュリティシステム若しくは無線のために特別に設計された部品、部分品、若しくは附属品であって、その公開された特性（例えば、周波数帯域、アルゴリズム、波形、CODEC、若しくは変調／復調スキーム）を変更するもの；又は
- * (19) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム（そのように指定された物品についてはMT）：
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むものであって、本副章に掲げる防衛物品若しくはEARの対象となる600シリーズの品目に直接的に関連するもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を使用して開発されているもの（本副章の§120.10(a)(2)を参照のこと）。
- (c)(19)項の注：**“機密扱いの”[Classified]とは、大統領令13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。
- (c)(19)(ii)項の注：**本項で規制される部品及び部分品は、機密扱いのソフトウェア（本副章の§121.8(f)を参照のこと）を蓄積、処理、又は伝送するものに限定される。
- (d) 技術資料（本副章の§120.10を参照のこと）及び防衛役務（本副章の§120.9を参照のこと）であって、本カテゴリーの(a)項から(c)項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びにCCLのECCN 3A611、3B611、3C611、及び3D611で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。（除外条項については本副章の§125.4を参照のこと。）（そのように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）
- (e)～(w) [Reserved]
- (x) EARの対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術（本副章の§120.42参照）であって、防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するためのもの。
- (x)項の注：**本項の使用は、防衛物品に対する輸出許可申請書について、購入書類にEARの対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の§123.1(b)を参照のこと）も含む場合に限定される。

カテゴリーXII—火器管制装置、レーザー、撮像装置、及び誘導装置

- (a) 火器管制、照準、探知、誘導、及び追跡システムであって、次のいずれかに該当するもの：
- * (1) 火器管制システム；
- * (2) 電子兵器又は光学兵器の測位、標定、若しくは観測システム；
- * (3) 動作波長が400nm未満若しくは710nm超のレーザースポットトラッカー若しくはレーザースポット探知、位置測定、若しくは撮像システムであって、(b)(1)項で規制されるレーザー目標照射器若しくはコード化されたターゲットマーカーのためのもの；
- (a)(3)項の注：**ライダー[LIDAR]に対する規制について、本カテゴリーの(b)(6)項を参照のこと。
- * (4) 爆撃照準器若しくは爆撃コンピュータ；
- * (5) 兵器の発射、爆発、若しくは発砲を自動的に探知し、位置を特定する電気光学システム；
- * (6) 電気光学式兵器誘導システム；
- * (7) ミサイル若しくは兵器追跡システム；
- * (8) 弾道補正された照準のために特別に設計されたりリモートウインドセンシングシステム；又は
- (9) ヘルメット装着型ディスプレイ（HMD）若しくは最終品目（例えば、一体型ヘルメットサブシステム、ドライバー頭部追尾視覚システム）（上記の品目のうち、カテゴリーVIIIで規制されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 弾薬の照準を定めたり、弾薬の発射、追跡、若しくは操縦を行う照準器若しくは旋回機器を組み込んだもの若しくは接続するもの（無線接続若しくは有線での接続によるもの）；又は
- (ii) 本カテゴリーの(a)から(d)項で規定される赤外線撮像システム若しくは最終品目を制御

するもの。

* (b) レーザーシステム及び最終品目であって次のいずれかに該当するもの：

- (1) レーザー目標照射器若しくは暗号化されたターゲットマーカールによって、標的への兵器の発射を調節するもの；
- (2) ビームの広がりを変えられる標的照射システム（レーザーの出力波長が 710nm を超えるものに限る）であって、標的をサーチし、位置を特定し、若しくは追尾する範囲を人為的に照射するもの；
- (3) レーザー距離計であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 出力波長が 1,064nm であって、キュースイッチを用いたパルスを出力するもの；又は
 - (ii) 出力波長が 1,064nm 超であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (A) 1 秒間のショット数が 1 以上のものであって、2.3m×2.3m の NATO 基準ターゲット（反射率 10%、大気中での視界が 23km）に対する測距能力が 3km 以上のもの；又は
 - (B) 1 秒間のショット数が複数のものであって、2.3m×2.3m の NATO 基準ターゲット（反射率 10%、大気中での視界が 23km）に対する測距能力が 3Hz 以上において 1km 以上のもの；
- (4) 照準システム及び標的位置測定システムであって、次の双方を組み込んだもの若しくは組み込むように特別に設計されたもの：
 - (i) レーザー距離計；及び
 - (ii) 本カテゴリーの (d) 項で規制される防衛物品（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）；
- (5) 光学／電気光学装置（例えば、光増幅器）を検知するために差分の標的バックグラウンドの再帰反射を利用した出力波長が 710nm を超えるレーザーエネルギーを使用するように特別に設計されたもの；
- (6) 光探知測距装置（ライダー）、レーザー探知測距装置（レーダー）、若しくは距離ゲートシステムであって、軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）；又は
- (7) 契約若しくはその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金が提供された開発段階のレーザー発振器若しくはレーザーシステム。

(b) (7) 項の注 1：本項は次のいずれかに該当するレーザー発振器又はレーザーシステムについては規制しない：

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(b) (7) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。

(b) (7) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。

* (c) 撮像システム又は最終品目であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 双眼鏡、双眼用器具、単眼用器具、ゴーグル、又は頭部装着型若しくはヘルメット装着型の撮像システム（目に近接したセパレート型のディスプレイを有する動画ベースの物品を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) オートゲート型の第三世代のイメージ増強管若しくはより高位の世代のイメージ増強管；
 - (ii) イメージ増強管及び赤外線フォーカルプレーンアレーの融合出力であって、ピーク応答波長が 1,000nm を超えるもの；又は
 - (iii) 赤外線フォーカルプレーンアレー若しくは赤外線撮像カメラを有するものであって、軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの；
- (2) 兵器に搭載したり、兵器の衝撃に耐えるように特別に設計された兵器の照準器（すなわち、

- 十字線のついたもの)、照準システム又は撮像システム(例えば、クリップ式のもの)であって(統合化されたビューアー若しくはディスプレイの有無を問わない)、あわせて次のいずれかに該当するものを組み込んだり、組み込むように特別に設計されたもの:
- (i) 赤外線フォーカルプレーンアレーであって、ピーク応答波長が1,000nmを超えるもの;
 - (ii) イメージ増強管であって、第2世代のうち光感度が350mA/lmを超えるもの、第3世代のもの、若しくはより高位の世代のもの;
 - (iii) 照準点ディスプレイを調節するための弾道計算用電子装置;又は
 - (iv) 赤外線レーザー発振器であって、波長が710nmを超えるもの;
- (3) 電気光学式の偵察、監視、標的検知、若しくは標的捕捉システムであって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの若しくは軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの(特定の電磁源の方向を確定するもの(方向検出装置)若しくは地形の特徴を確定するものであって、500kg以上のペイロードを300km以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムとともに使用するために特別に設計又は改造されたもの場合には、MT);
- (4) 赤外線探知追尾(IRST)システムであって、次のうちの一つに該当するもの:
- (i) 空輸システム若しくは海軍システムであって、次のいずれかに該当するもの:
 - (A) 領域性能が3km以上のもの;
 - (B) 赤外線フォーカルプレーンアレー若しくは撮像カメラを組み込んだもの若しくは組み込むように特別に設計されたものであって、最大感応波長が73 μ mを超えるもの;
 - (C) 時間とともに標的の位置及び角度の状態を維持するもの;若しくは
 - (ii) 軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの;
- (5) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された分散開口システムであって、最大感応波長が710nmを超えるもの;
- (6) 赤外線撮像システムであって、次のいずれかに該当するもの:
- (i) 3kmを超える範囲でリアルタイムの標的認識機能を有する可搬式の偵察、スカウト、若しくは監視システム(例えば、LRAS、CIV、HTI、SeeSpot、MMS);
 - (c) (6) (i) 項の注: ターゲットは、NATO 基準タンクターゲット(正面の断面が2.3m \times 2.3mで、側面の断面が2.3m \times 6.4m)として定義される。
 - (ii) 軍用の偵察機(例えば、DB-110、C-B4)のために特別に設計された飛行安定化システム;
 - (iii) 多スペクトル感応性の撮像システムであって、軍若しくは諜報機関の標的若しくは特性の自動分類若しくは特定機能を備えたもの;
 - (iv) ミサイル自動探知若しくは警告システム;
 - (v) 電磁パルス(EMP)、指向性エネルギー、生物剤、化学剤、若しくは放射線の脅威に耐えるように強化されたシステム;
 - (vi) 光増幅に対する光学的な連鎖状シグネチャを減少させるためのメカニズムを組み込んだシステム;
 - (vii) 地面からの距離が10,000フィート以上において、連続する地表サンプルの中心間のスキラン距離(GSD)が0.5m若しくはそれより良い(短い)持続的監視システムであって、同時サービスエリアが3km²以上のもの;
 - (viii) ジンバルで支えられた赤外線システムであって、次のいずれかに該当するもの:
 - (A) スタビリティが30マイクロラジアンRMS未満の(良い)ものであって、球径が15インチ以上のタレットを有するもの;又は
 - (B) 本副章に掲げる物品のために特別に設計したもの若しくは軍関連の最終需要者のために特別に設計したもの;
- (7) テラヘルツ撮像システムであって、次のいずれかに該当するもの:
- (i) 30GHzから3,000GHzの周波数範囲で動作する遮蔽物体検出装置であって、100メートル離れた範囲における分解能が0.1ミリラジアン以上1ミリラジアン未満の(良い)もの;又は
 - (ii) 軍関連の最終需要者のために特別に設計されたもの;

- (8) 紫外線若しくは赤外線 (IR) ビーコン若しくはエミッターを組み込んでいるシステム若しくは装置であって、戦闘識別のために特別に設計されたもの；
- (9) 30Hz を超えるフレーム速度で、放射計によって較正されたシーンを直接的に本副章で規制される電気光学若しくは赤外線 (EO/IR) センサーの入り口開口部に、10nm 超 400nm 以下のスペクトル帯又は 900nm 超 30,000nm 以下のスペクトル帯のいずれかの範囲において投射するシステム；
- (10) 開発段階の電気光学、赤外線、若しくはテラヘルツシステムであって、国防総省により資金が提供されたもの。
- (c) (10) 項の注 1：本項は電気光学、赤外線、若しくはテラヘルツ撮像システムを規制しない：
- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
- (c) (10) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。
- (c) (10) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。
- (d) 誘導及び航法システム若しくは最終品目であって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 誘導若しくは航法システム（例えば、慣性航法システム、慣性参照ユニット、姿勢方位基準装置）であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 位置参照情報を用いない場合の、位置誤差速度の 50%での平均誤差半径 (CEP50) が 1 時間につき 0.28 海里未満の（良い）もの；
- (ii) 位置参照情報を用いない場合の、機首方位誤差若しくは真北方向の決定が 0.28 ミリラジアンセカント（緯度）(0.016043 度セカント（緯度）) 未満の（良い）もの；
- (iii) 位置参照情報を用いない場合の、8 時間の期間における位置誤差速度の CEP50 が 0.2 海里未満の（良い）もの；
- (iv) 25g を超える直線加速度で指定された性能を満たすか超えるもの（航続距離能力が 300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために設計若しくは改造されたもの又は本カテゴリーの (e) (11) 項で指定される加速度計を組み込んだもの若しくは本カテゴリーの (e) (12) 項で指定される角速度センサーを組み込んだもの場合には、MT)；
- (d) (1) 項の注 1：ロケット、SLV、又はミサイルの飛行制御誘導システム（誘導装置を含む）については、カテゴリー IV (h) を参照のこと。
- (d) (1) 項の注 2：慣性計測装置は、本カテゴリーの (e) 項で規定される。
- (2) 全地球的航法衛星システム (GNSS) の受信装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 軍事用途のために特別に設計された GNSS 受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されたものであって、600m/s を超える速度でナビゲーション情報を提供できるもの場合には、MT)；
- (ii) GPS 精密測位業務 (PPS) 信号の暗号化若しくは復号化（例えば、Y コード、M コード）のために特別に設計された全地球位置測定システム (GPS) 受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されたもの場合には、MT)；
- (iii) カテゴリー XI (c) (10) で規定されるアンテナとともに使用するために特別に設計された GNSS 受信装置（航空機搭載用に設計若しくは改造されている場合には、MT)；又は
- (iv) 500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムとともに使用するために特別に設計された GNSS 受信装置；
- (d) (2) (iv) 項の注：“Payload[ペイロード]”とは、指定されたロケット、ミサイル、SLV、ドローン、又は無人航空機により運搬されたり届けることができる総質量をいう（飛行の

維持のために用いられるものを除く)。ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーIV の(a)項の注1を参照のこと。航空機システムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーVIII の(a)項の注1を参照のこと。

- (3) GNSS の妨害防止システムであって、カテゴリーXI (c) (10) で規定されるアンテナとともに使用するよう特別に設計されたもの；
- (4) 移動式の相対重力計であって、使用状態において重力を測定する場合の精度が04 ミリガル未満（良い）のもの（航空機又は船舶に搭載して使用するために設計又は改造されたものであって、測定所要時間が2分以下のものについては、MT）；
- (5) 移動式の重力勾配計であって、重力勾配のテンソル成分についての精度が、10 エトヴェシュの2乗／ラジアン／秒未満の（良い）もので、かつ、空間重力波長の分解能が50m 以下のもの（航空機又は船舶搭載して使用するために設計又は改造されたものについては、MT）；
- (d) (5) 項の注：“Eotvos”[エトヴェシュ]は、加速度を距離で除した単位であって、以前のcm-グラム-秒単位系に関連して使われていたものである。Eotvos[エトヴェシュ]は、1cm 当たりの1/1,000,000,000 ガリレオ（ガル）として定義される。
- (6) 開発段階の誘導航法システムであって、国防総省により資金が提供されたもの（航続距離能力が300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）。
- (d) (6) 項の注1：本項は誘導航法システムについては規制しない。
- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定（本副章の§ 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
- (d) (6) 項の注2：注1は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと適用されない。
- (d) (6) 項の注3：本項は、2017年10月12日以降のそれらの契約若しくはその他の資金提供認可に対して適用される。
- (d) (6) 項の注4：ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーIV の(a)項の注1を参照のこと。航空機システムに関連する“航続距離”の定義については、USML のカテゴリーVIII の(a)項の注2を参照のこと。
- (e) 部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントであって、次のいずれかに該当するもの：
- (1) 本カテゴリーの(a) (1)若しくは(a) (5)項で規定される物品のために特別に設計された部品及び部分品；
- (2) 本副章に掲げる物品のために特別に設計されたレーザー装置；
- (3) 本副章に掲げる物品のために特別に設計されたレーザースタックアレー；
- (4) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された暗視カメラ若しくは赤外線カメラ（例えば、カメラコア）；
- (e) (4) 項の注：本副章で規制される物品は、最小限、電源が投入された時点で、アナログ若しくはデジタル信号の出力を可能にするのに十分な電子機器を有する。
- (5) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された赤外線フォーカルプレーンアレー；
- (6) 電荷増倍[Charge multiplication]フォーカルプレーンアレーであって、760nm を超える波長における放射感度が50 mA/W を超えるもののうち、本副章で規定される物品のために特別に設計されたもの；
- (7) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された第2世代以上のイメージ増強管、並びにこれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (e) (7) 項の注：第2世代及び第三世代のイメージ増強管は、0.4 μ から1.05 μ の波長範囲で最大感度を有するものであって、隣接する2のチャンネルのピッチ（中心間の距離）が25 μ m 未満の電子イメージの増倍機能のためのマイクロチャンネルプレートを組み込んだものうち、次のいずれかに該当するものとして定義される：
- (a) 主材料にS-20、S-25、若しくはマルチアルカリを用いた光電陰極；又は

- (b) 主材料に砒化ガリウム、砒化インジウムガリウム、若しくはⅢ－Ⅴ族化合物半導体を用いた光電陰極。
- (8) 本カテゴリーの(c) (3)、(c) (4)、(c) (5)若しくは(c) (6) (vi)から(vii)項で規定される物品のために特別に設計された部品及び部分品；
- (9) 本副章に掲げる物品のために特別に設計された慣性計測装置 ((e) (11)項で指定される加速度計又は(e) (12)項で指定されるジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、MTに指定されるものを組み込んでいるシステムについてはMT)；
- (10) GNSS[全地球的航法衛星システム]のセキュリティ機器 (例えば、選択利用性対欺瞞 GPS 受信モジュール (SAASM)、セキュリティモジュール (SM)、及び補助出力チップ (AOC))；
- (11) バイアスの再現性が10mg未満(より良い)加速度計であって、スケールファクターの再現性が10ppm未満の(良い)もの若しくは100,000gを超える計測ができるもの(MT)；
- (e) (11)項の注1：兵器の起爆装置の加速度計については、カテゴリーIII(d)又はIV(h)を参照のこと。
- (e) (11)項の注2：MTの指定は、振動又は衝撃を測定するように設計された加速度計を含まない。
- (12) ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が、0.001度未満の(良い)もの；又は
- (ii) 機械式ジャイロスコープ若しくは速度センサーであって、バイアスの再現性が1時間当たり0.0015度未満の(良い)もの(1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性の定格値が1時間につき0.5度(1シグマ又はrms)未満の(良い)もの又は100Gを超える加速度レベルで機能することが指定されているもの場合には、MT)；
- (e) (12)項の注：“Repeatability”[再現性]とは、計測時に計測条件を変化させる又は作動を停止させる場合において、同一の作動条件の下で同一のパラメータを繰り返し計測した値の近似度をいう。
- “Bias”[バイアス]は、加速が加えられない場合における加速度計の出力信号の大きさをいう。
- “スケールファクター”とは、入力値の変化に対する出力値の変化の比率をいう。
- “バイアス”及び“スケールファクター”の測定値は、固定の校正値を基準にして1年間にわたる標準偏差(1シグマ)をいう。
- “Drift Rate”[リフトレート]は、入力回転数とは機能的に独立したジャイロの部分品の出力であって、角速度で表される。
- “Stability”[安定性]は、定められた作動条件の下に継続しておかれた場合に、特定の機構係数又は性能係数を不変な状態に維持する能力指標として定義される。
- (この定義は、動的安定性又はサーボ安定性には適用されない。)
- (13) USMLのカテゴリーXI(a) (4)で規制されるシステム若しくは装置のために特別に設計された分光フィルターを有する光学センサー、又はカテゴリーXI(a) (4)で規制されるシステム若しくは装置の脅威の警告若しくは追跡の機能を与える光学センサー組立品；
- (14) 赤外線フォーカルプレーアレー用の読み出し集積回路(ROICs)であって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの；
- (15) 統合化されたデュワー冷却器組立品であって、本副章に掲げる物品のために特別に設計されたもの(赤外線フォーカルプレーアレーの有無を問わない)、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (16) ジンバルであって、本カテゴリーに掲げる物品のために特別に設計されたもの；
- (17) 赤外線フォーカルプレーアレー用のジュールトムソン(JT)自己制御低温保持装置であって、本副章で規制される物品のために特別に設計されたもの；
- (18) 本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計された赤外線レンズ、ミラー、ビームスプリッター、ビームコンバイナ、フィルター、及び処理方法及びコーティング；
- (e) (18)項の注：本項でいうところにおいて、処理方法及びコーティングは、それらが特別に設計されているか否かを決定するために、§ 120.41の(b)項に基づく部品、部分品、附属品、若しくはアタッチメントとして分析することができる。

- (19) 駆動用、制御用、信号若しくは画像処理用の電子機器であって、本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計されたもの；
- (20) 目に近接したディスプレイ（例えば、マイクロディスプレイ）であって、本カテゴリーで規制される物品のために特別に設計されたもの；
- (21) 共振器、受信機、送信機、変調器、利得媒質、駆動用電子機器、及び周波数変換器であって、本カテゴリーで規制されるレーザーシステムのために特別に設計されたもの；
- (22) 二次元の赤外線情景投影機のエミッターアレー（すなわち、抵抗性アレー）であって、USMLのカテゴリーIX(a)(10)で規制される赤外線情景生成機のために特別に設計されたもの；
- * (23) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、若しくは関連装置であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの；
- (iii) 機密扱いの製造資料を用いて製造されているもの；又は
- (iv) 機密扱いの情報を用いて開発されているもの。

(e) (23) 項の注：“機密扱い”とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

- (24) 開発段階のイメージ増強管、フォーカルプレーンアレ、読み出し集積回路、加速度計、ジャイロスコープ、角速度センサー、及び慣性計測装置であって、国防総省により資金が提供されたもの（航続距離能力が 300km 以上のロケット、ミサイル、SLVs、ドローン、若しくは無人航空機システムのために特別に設計されたものについては、MT）。

(e) (24) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する品目については規制しない：

- (a) 製造段階にあるもの、
- (b) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(e) (24) 項の注 2：注 1 は、米国軍需品リストで列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。

(e) (24) 項の注 3：本項は、2017 年 10 月 12 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対して適用される。

- (f) 本カテゴリーの(a)から(e)項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（§ 120.10 参照）及び防衛役務（§ 120.9 参照）並びに ECCN 7A611、7B611、及び 7D611 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料。（適用除外について § 125.4 を参照のこと。）（MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(g) から (w) [Reserved]

- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術（本副章の § 120.42 を参照のこと）であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。

(x) 項の注：本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリー XII の注：本カテゴリーの (b) (6)、(c) (1) (iii)、(c) (3)、(c) (4) (ii)、(c) (5)、(c) (6) (viii) (b)、及び (c) (7) (ii) 項でいうところにおいて、“軍関連の最終需要者”とは、国家軍隊（陸軍、海軍、海兵隊、空軍、又は沿岸警備隊）、国家警備隊及び国家警察、政府の諜報組織若しくは偵察組織、又はその活動若しくは機能が、“軍事最終用途”を支援する目的を持つ者又は団体を意味する。システム又は最終品目は、その品目が軍事用の最終用途と軍事用でない最終用途の双方で使用されている若しくは使用されるとの知識を持って開発された場合、又は個別の最終需要者による使用についての知識をまったく持たずに開発された若しくは開発されている場合、特別に設計されたものではない。管轄権の自己決定の実施でいうところにおいて、開発と同時に発生する文書は、そのような知識を確認しなければならない。貨物管轄権決定でいうところにおいて、政府は、開発の後段階における情報であ

って、そのような知識の証拠となるもの又はその他の形態で本副章の § 120.4 に合致するものに対する決定をベースとするものとする。

カテゴリーXIII—材料及びその他の物品

(a) [Reserved]

(b) 情報セキュリティシステム及び装置又は情報保証システム及び装置、暗号機器、ソフトウェア及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 軍用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インタフェースを含む）であって、情報又は情報システム（追尾、テレメトリ、及び管制（TT&C）暗号化及び復号化のための装置又はソフトウェアを含む）のセキュリティ又は機密性を保持する能力を有するもの；
- (2) 軍用又は諜報機関用の暗号（鍵管理を含む）システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、及びソフトウェア（これらの暗号インタフェースを含む）であって、スペクトル拡散システム又は装置のための拡散符号又はホッピング符号を生成する能力を有するもの；
- (3) 軍用又は諜報機関用の暗号解析システム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品及びソフトウェア；
- (4) 軍用若しくは諜報機関用のシステム、装置、組立品、モジュール、集積回路、部分品、又はソフトウェア（すべての旧バージョン又は派生バージョンを含む）（米国クロスドメイン管理室（UCDMO）の規制リスト（UCL）にリストされる異なるセキュリティドメイン間でデータのアクセス又は伝送を制御することが認可されたもの；或いは
- (5) 本カテゴリーの (b) (1) 項から (b) (4) 項に掲げる物品のために特別に設計された補助装置。

(c) [Reserved]

(d) 材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- * (1) USML のカテゴリーIV 若しくはカテゴリーXV に掲げる物品のために特別に設計された先端複合材料（例えば、シリカ、黒鉛、カーボン／カーボン、及びほう素フィラメント）から製品化又は半製品化されたアブレーション材料[融蝕性材料]

（到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体（SLV）、若しくはミサイルで使用可能なノズル、再突入機の先端部、若しくはノズルフラップで使用可能な場合、MT）；又は

- (2) 炭素—炭素結合のビレット[棒状の素材]及びプリフォームであって、三次元以上の平面において、連続した単一方向性のファイバー、トウ、テープ又は織布で補強されたもの

（ロケット、SLV、若しくはミサイルのために設計されている場合であって、到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、若しくはミサイルで使用可能である場合、MT）。

(d) 項の注：“航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう（地球表面上の軌道の投影によって測定される）。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO (国際民間航空機関) の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d) (2) 項の注：本項は、炭素—炭素結合のビレット及びプリフォームであって、三次元での補強が隣接層のみの結合に限定されているものについては規制しない。

(e) 装甲板（例えば、有機物、セラミック、金属）及び装甲板材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 多層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (2) 透明の装甲板であって、Em が 1.3 未満で、かつ、NIJ の Level III の規格を超え、面密度が 40 ポンド毎平方フィート以下のもの又は Em が 1.3 以上のもの；
- (3) 透明性の装甲板のための透明のセラミック製の板であって、厚さが 1.4 インチ超で大きさが 8 インチ×8 インチを超えるもの；
- (4) 透明性の装甲板のための不透明のセラミック製の板又は素材であって、厚さが 1.4 インチ超

で大きさが 8 インチ×8 インチを超えるもの。

これには、尖晶石及びアルミニウム酸化窒化物 (ALON) が含まれる；

- (5) 複合装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；
- (6) 金属積層装甲板であって、Em が 1.4 を超え、かつ、NIJ の Level III 以上のもの；又は
- (7) 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている装甲板。

(e) (7) 項の注 1：本項は、開発段階の装甲板であって、次のいずれかに該当するものについては規制しない：

- (a) 製造中のもの、
- (b) 貨物の管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (c) 関連する防衛総省の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(e) (7) 項の注 2：USML で列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(e) (7) 項の注 3：この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

* (f) 本カテゴリーで列挙される物品であって、次のいずれかに該当するもの (MT として指定されるこれらの物品については、MT)：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 本副章に掲げる防衛物品若しくは EAR の対象となる 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 秘密扱いの情報を使用して開発されているもの。

“機密扱いの” [Classified] とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

* (g) 隠蔽偽騙装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV (宇宙空間への打上げ用の飛しょう体)、ミサイル、無人機、若しくは無人航空機 (UAV) で使用可能な用途については、MT。

本カテゴリーの (d) 項の注を参照のこと)：

- (1) カルボニル鉄の粉末、フェライト、鉄ホイスカー、ファイバー、フレーク、又はその他の磁性添加物で装填されたポリマーのうち、表面抵抗率が 10 オーム毎スクウェア超、500 オーム毎スクウェア未満であって、電気的な等方性が 5% 未満のもの；
- (2) 赤外線又は紫外線周波数スペクトルにおいて、プラットホーム又はは装置の探知を低下させるように特別に設計された多層構造の偽造システム；
- (3) 高温（動作温度が 300° F を超える）セラミック又は磁気レーダー波吸収材料 (RAM) であって、EAR 対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの；又は
- (4) 広帯域（帯域幅の 30% を超えるもの）で、軽量（2 ポンド毎平方フィート未満）の磁気レーダー波吸収材料 (RAM) であって、EAR 対象の防衛物品又は軍事品目で使用するために特別に設計されたもの。

(h) エネルギー変換機器であって、本副章の中の他の箇所で列挙されていないもののうち、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された燃料電池；
- (2) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱機関；
- (3) 熱電池；(到達可能航続距離が 300km 以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくは UAV のために設計若しくは改造されている場合、MT。本カテゴリーの (d) 項の注を参照のこと)；又は

(h) (3) 項の注：熱電池は、電解液として固体非電導性無機塩を含有する単一用途の電池である。これらの電池は、加熱されたとき、電解液を溶融して、電池を起動させる発熱材料を組み込んでいる。

(4) 本副章で指定されるプラットホーム又は兵士システムのために特別に設計された熱電子発電

機。

- * (i) シグネチャ減少ソフトウェア及び技術資料であって、次のいずれかに該当するもの（到達可能航続距離（本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）が300km以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAV、並びにこれらのサブシステムで使用可能な用途に対して可観測性を減少するために特別に設計されたソフトウェア（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたソフトウェアを含む）については、MT。MTとして指定されている装置、材料又はソフトウェアの開発、製造又は使用に係る技術資料（シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたデータベースを含む）については、MT）
 - (1) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシステムシグネチャの計測若しくは修正に関連するソフトウェア；
 - (2) 低可観測性のプラットフォームを設計するためのソフトウェア；
 - (3) 防衛物品に対するシグネチャマネジメントソリューションの設計、分析、予測、若しくは最適化のためのソフトウェア；
 - (4) 防衛物品のための赤外線シグネチャの計測若しくは予測ソフトウェア又はレーダー断面積計測若しくは予測ソフトウェア；
 - (5) シグネチャ計測用技術資料（防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するコード及びアルゴリズムを含む）；
 - (6) 防衛物品に対して検出性若しくは可観測性を減少するためのシグネチャ制御設計手法（本副章の§ 125.4(c)(4)を参照のこと）；
 - (7) プラットホーム若しくは装置の赤外線、レーダー、若しくは視覚的な探知を減少するためのマイクロカプセル封入若しくは微小球化に係る技術資料；
 - (8) プラットホーム若しくは装置の探知を減少させるための多層偽装装置関連の技術資料；
 - (9) プラットホーム若しくは装置の赤外線、可視光線若しくは無線周波数を変更するためのマルチスペクトラル表面処理関連の技術資料；
 - (10) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により、防衛プラットフォーム若しくは防衛装置の視覚的、電気光学的、無線周波数的、電氣的、磁氣的、電磁的、若しくは航跡的なシグネチャの変更に係る技術資料；又は
 - (11) 造形技術、能動型技術、若しくは非能動型技術により防衛プラットフォーム若しくは防衛装置の音響的なシグネチャの変更に係る技術資料。
- (j) 他の箇所指定されていない装置、材料、コーティング、及び処理であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 900 ナノメートルを超える波長で、レーダー、赤外線、若しくはその他のセンサーによる探知に対して保護若しくは減少するために設計された兵員の衣服、装備品、若しくはフェースプリントの設計、製造、若しくは生成で使用される、特別に処理若しくは調製された染料、コーティング、及びファブリック（USMLのカテゴリーX(a)(2)を参照のこと）；又は
- * (2) 検出性若しくは可観測性を減少するため吸収、反射若しくは放射により、防衛物品若しくはEAR対象の600シリーズの品目の電気光学的、無線周波数、赤外線、電氣的、レーザー、磁氣的、電磁的、音響的、静電的、若しくは航跡的なシグネチャを変更するために特別に設計された装置、材料、コーティング、及び処理（到達可能航続距離が300km以上のロケット、SLV、ミサイル、無人機、若しくはUAV、及びこれらのサブシステムのために使用できる用途については、MT。本カテゴリーの(d)項の注を参照のこと）。
- * (k) 工具類及び装置であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) ステルス性（L0）を持つ部分品のために特別に設計された工具及び装置；又は
 - (2) 可搬型のプラットフォームシグネチャ現場修理検証装置（例えば、シグネチャ減少構造体への修理の完全性を検証する可搬型の光学式インテロゲーター）。
- (l) 本カテゴリーの(a)項から(h)項、(j)項、及び(k)項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の§ 120.10を参照のこと）並びに本カテゴリーで規定される防衛物品に直接的に関連する防衛役務（本副章の§ 120.9を参照のこと）。（本副章の§ 123.20を参照のこと。）（MTとして指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT）
- (m) 次の解釈は、本カテゴリー及び本副章の他の箇所で使用される用語を説明及び詳説するものであ

る：

- (1) 複合装甲板は、異なる材料又はマトリックスの複数の層を持つものとして定義される。
- (2) 多層装甲板は、破壊メカニズムの一部として空気層又は傾斜角又は不連続材料の経路を組み込んだ金属製又は非金属製の装甲板をいう。
- (3) 爆発反応装甲は、弾道事象中において装甲板を強化する目的で、又は別途ペネトレーター〔弾芯〕を撃破する目的で装甲板の間に火薬、推進薬、又はその他の材料を用いるものをいう。
- (4) 電磁装甲板は、成形炸薬のような破壊の威力に対して電気を用いるものをいう。
- (5) 複合装甲板で使用される材料は、金属、プラスチック、エラストマー、ファイバー、ガラス、セラミック、プラスチックラミネートで強化されたセラミックガラス、金属若しくは非金属をマトリックスとするカプセル 封入したセラミック、機能的に傾斜しているセラミック金属材料、又は鑄造金属をマトリックスとするセラミックボールの層を含んでもよい。
- (6) 本カテゴリーに関して、材料は、厚さが 1mm の基準サンプルを通過する可視光スペクトラムで、75%以上の光の透過率（屈折率について補正された数値）を可能にする場合、透明であるとみなされる。
- (7) 本カテゴリーの(e) (4)項で規制される材料は、本カテゴリーの(m) (6)項で引用される透過率レベルが 75%に到達するものとはみなされていない。
- (8) 金属積層装甲は、装甲装置を形成するために機械的に又は接着して互いに接合された 2 層以上の金属材料をいう。
- (9) Em は、照準線方向の攻撃目標の有効質量比であって、均質圧延鋼装甲の性能に対して検査される装甲板の性能の尺度を示すものである、ここで、Em は以下の通り定義される：

$$E_m = \frac{\rho_{RHA} (P_0 - P_r)}{AD_{TARGET}}$$

ここで：

ρ_{RHA} = RHA [均質圧延鋼装甲] の密度 (7.85g/cm³)

P_0 = RHA [均質圧延鋼装甲] のベースラインを貫通する侵徹長 (mm)

P_r = 照準線方向で貫通する侵徹長の残分（正又は負のいずれか）(mm RHA 換算値)

AD_{TARGET} = 攻撃目標の照準線方向の面密度 (kg/m²)

検証板が貫通された場合、 P_r は発射体から検証板の先端までの間隔とする。貫通されない場合、 P_r は負の値で、攻撃目標の後端縁から発射体までの間隔とする。

- (10) NIJ とは国立司法研究所をいい、レベル III は、NIJ 規格 0108.01（防弾素材の耐弾性能）で指定される要求事項を指す。

(n) ~ (w) [Reserved]

- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対

カテゴリー XIV—毒物物質（化学剤、生物剤及び関連装置を含む）

* (a) 化学剤であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 神経ガスであって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 0-アルキル（炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-ホスホノフルオリダート、例えば：
 - サリン (GB) : 0-イソプロピルメチルホスホノフルオリダート (CAS 107-44-8) ; 及び
 - ソマン (GD) : 0-メチルホスホノフルオリド酸 ピナコリル (CAS 96-64-0) (CWC 別表 1A) ;
- (ii) 0-アルキル（炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）N、N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-ホスホルアミドシアニダート、例えば：
 - タブン (GA) : 0-エチル-N・N-ジメチルホスホルアミドシアニダート (CAS 77-81-6) (CWC 別表 1A) ; 又は

- (iii) 0-アルキル（水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）S-2-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-アミノエチルアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホノチオラート、及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類、例えば：
 VX: 0-エチル-S-2-ジイソプロピルアミノエチル メチルホスホノチオラート（CAS 50782-69-9）（CWC 別表 1A）；
- (2) アミトン（別名チオラート）：
 O・0-ジエチル=S-[2(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート、及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類（CAS 78-53-5）（CWC 別表 2A）；
- (3) 糜爛性毒ガスであって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 以下に例示するサルファマスタード：
- 2-クロロエチルクロロメチルスルフィド（CAS 2625-76-5）（CWC 別表 1A）；
 ビス（2-クロロエチル）スルフィド（HD）[別名マスタードガス]（CAS 505-60-2）（CWC 別表 1A）；
 ビス（2-クロロエチルチオ）メタン（CAS 63869-13-6）（CWC 別表 1A）；
 1,2-ビス（2-クロロエチルチオ）エタン[別名セスキマスタード]（CAS 3563-36-8）（CWC 別表 1A）；
 1,3-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-プロパン（CAS 63905-10-2）（CWC 別表 1A）；
 1,4-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-ブタン（CAS 142868-93-7）（CWC 別表 1A）；
 1,5-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-ペンタン（CAS 142868-94-8）（CWC 別表 1A）；
 ビス（2-クロロエチルチオメチル）エーテル（CWC 別表 1A）；
 ビス（2-クロロエチルチオエチル）エーテル[別名O-マスタード]（CAS 63918-89-8）（CWC 別表 1A）；
- (ii) ルイサイト（糜爛性毒ガス）であって、以下に例示するもの：
- 2-クロロビニルジクロロアルシン[別名ルイサイト 1]（CAS 541-25-3）（CWC 別表 1A）；
 トリス（2-クロロビニル）アルシン[別名ルイサイト 3]（CAS 40334-70-1）（CWC 別表 1A）；
 ビス（2-クロロビニル）クロロアルシン[別名ルイサイト 2]（CAS 40334-69-8）（CWC 別表 1A）；
- (iii) 窒素マスタード、又はそれらのプロトン化塩であって、次のいずれかに該当するもの：
- (A) HN1：ビス（2-クロロエチル）エチルアミン（CAS 538-07-8）（CWC 別表 1A）；
 (B) HN2：ビス（2-クロロエチル）メチルアミン（CAS 51-75-2）（CWC 別表 1A）；
 (C) HN3：トリス（2-クロロエチル）アミン（CAS 555-77-1）（CWC 別表 1A）；又は
 (D) その他の窒素マスタード、若しくはそれらの塩類であって、ビス（2-クロロエチル）アミン塩基にプロピル、イソプロピル、ブチル、イソブチル、若しくは第三ブチル基を有するもの；
- (a) (3) (iii) 項の注 1: 窒素マスタード若しくはこれらの製剤に対する特定の標準品を含有する製剤処方については、次のいずれかに該当する場合、化学剤とはみなされず、EAR の対象とはならない：
- (1) 薬剤が最終医薬品の形態をもつもの；又は
 (2) その標準品が、HN2[ビス（2-クロロエチル）メチルアミン塩類を含有し、出荷量が 150 ミリグラム以下であって、かつ、単一の出荷が最終需要者につき暦年当たり 12 回を超えないもの。
- (a) (3) (iii) 項の注 2: 本項で使用される“最終医薬品”とは、以下に該当する製剤処方をいう：
- (1) 人の病状の治療において検査及び管理するために設計されたもの、
 (2) 臨床検査製品又は医薬品として流通するためにあらかじめ包装されているもの、
 (3) 食品医薬品局により市場での売買が承認されているか、21 CFR part 312 に従って実際に正式の治療薬の適用（IND）を受けているもの。
- (iv) エチルジクロロアルシン（ED）（CAS 598-14-1）；又は
 (v) メチルジクロロアルシン（MD）（CAS 593-89-5）；

- (4) 無能力化剤であって、以下に例示するもの：
- (i) 3-キヌクリジニル=ベンジラート (BZ) (CAS 6581-06-2) (CWC 別表 2A)；
 - (ii) ジフェニルクロロアルシン (DA) (CAS 712-48-1)；又は
 - (iii) ジフェニルシアノアルシン (DC) (CAS 23525-22-6)；
- (5) 上記で列挙されない化学兵器であって、戦争で使用するために、人間又は動物に死傷者を出したり、装置の性能を低下させたり、作物若しくは環境に損害を与えるように適応させたものの。(特定の化学物質であって、戦争での使用に適応していないものの規制については、ECCN 1C350、1C355、及び 1C395 で CCL を参照のこと。)

(a) (5) 項の注：“戦争での使用に適応”とは、人間又は動物に死傷者を出したり、装置の性能を低下させたり、作物若しくは環境に損害を与える効果を強めるように設計された改造又は選択（例えば、純度、保存可能期間、伝搬特性、又は紫外線放射耐性を変えることをいう。

(a) 項の注 1：本カテゴリーの (a) 項は、以下のものを含まない：

塩化シアン、シアン化水素酸[青酸]、塩素、塩化カルボニル (ホスゲン)、ブromo酢酸エチル、臭化キシリル、臭化ベンジル、ヨウ化ベンジル、クロロアセトン、塩化ピクリン (トリクロロニトロメタン)、フッ素、及びリキッドペッパー。

(a) 項の注 2：化学兵器禁止条約 (CWC) に基づく米国の義務に関して、化学兵器禁止条約規則 (CWCR) (15 CFR § 710 から § 721) を参照のこと。輸出者を支援するため、必要に応じて、CWC の別表が規定される。

* (b) 生物剤及び生物学的に誘導される物質並びにそれらの遺伝因子であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 遺伝子組み換えされた生物剤：

(i) 自然に発生しない遺伝子組み換えでを有するものであって、次のいずれかにおける増殖の結果として知られている或いは当然予期されるもの：

(A) 野外環境における持久性（すなわち、酸化、紫外線損傷、最高最低気温、乾燥状態、若しくは除染過程に対する耐性）；又は

(B) 次のいずれかに対して無効化若しくは克服する能力：

標準的な見地方法、人員保護、先天的若しくは後天的宿主免疫、若しくは標準的な医学的対策への対応。

(ii) 以下にリストされる微生物／毒素若しくはそれらの非自然的に発生する遺伝因子：

(A) 炭疽菌；

(B) クロストリジウム属を産生するボツリヌス神経毒素；

(C) 鼻疽菌；

(D) 類鼻疽菌；

(E) エボラウイルス；

(F) 口蹄疫ウイルス；

(G) 野兔病菌；

(H) マールブルグウイルス；

(I) 大痘瘡 (天然痘ウイルス)；

(J) 小痘瘡 (アラストリム)；

(K) ペスト菌；又は

(L) 牛疫ウイルス。

(2) ECCN 1C351、1C353、若しくは 1C354 で規制される生物剤若しくは生物学的に誘導された物質：

(i) 次のいずれかのものとして物理的に改変、処方、若しくは生成されたもの：

(A) 粒子径が 1 から 10 ミクロンのもの；

(B) ナノ粒子で吸収若しくは結合された粒子；

(C) 被膜／界面活性剤を有するもの；又は

(D) マイクロカプセル化によるもの；及び

(ii) 次のいずれかにおける増殖の結果として知られている或いは当然予期される方法で、

(b) (2) (i) 項の基準を満たすもの：

(A) 野外環境における持久性（すなわち、酸化、紫外線損傷、最高最低気温、乾燥状態、

若しくは除染過程に対する耐性)；又は

(B) 散布特性 (例えば、剪断力に対する感受性の減少、最適化帯電)；又は

(C) 次のいずれかに対して無効化若しくは克服する能力：

標準的な見地方法、人員保護、先天的若しくは後天的宿主免疫、若しくは標準的な医学的対策への対応。

(b) 項の注 1：非自然的に発生するとは、その改変が、自然にまだ観測されておらず、自然から得られたサンプルから発見されておらず、かつ、人間の介入で開発されたものをいう。

(b) 項の注 2：本項は、生物剤又は生物学的に誘導された物質について、それらの生物剤又は物質が天然の病原性の分離と比較して弱毒化されていることを実証されている場合、及び有毒性又は病原因子の希薄化によって通常的に影響を受ける関連種 (例えば、人間、家畜、作物) の病気又は中毒を引き起こすことができない場合、規制しない。本項は、遺伝因子、核酸、又は核酸配列 (組み換え型であるか合成物質であるかを問わない) のうち、通常的に影響を受ける関連種の病気又は中毒を引き起こすことができる生物剤又は生物学的に誘導された物質の感染型又は機能型の生合成を引き起こしたり促すことができないものについても規制しない。

(b) 項の注 3：生物剤又は生物学的に誘導された物質であって、本カテゴリーの (a) (1) 項及び (a) (2) 項の双方に合致するものは、(b) (1) 項で規制される。

* (c) 二種混合型の原料となる化学剤及び主たる原料となる化学剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホニルジフルオリド、
例えば：

DF：メチルホスホニルジフルオリド (CAS 676-99-3) (CWC 別表 1B)；

メチルホスフィニルジフルオリド (CAS 753-59-3) (CWC 別表 2B)；

(2) O-アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) =O-2-ジアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) アミノエチル=アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホニット並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化 塩類、例えば：

QL：イソプロピルアミノエチルホスホニット (CAS 57856-11-8) (CWC 別表 1B)；

(3) クロロサリン：O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート (CAS 1445-76-7) (CWC 別表 1B)；

(4) クロロソマン：O-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート (CAS 7040-57-5) (CWC 別表 1B)；
又は

(5) DC：メチルホスホニルジクロリド (CAS 676-97-1) (CWC 別表 2B)；メチルホスホニルジクロリド；

(d) [Reserved]

(e) 枯葉剤であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 2、4-ジクロロフェノキシ酸 (CAS 94-75-7) と混合された 2、4、5-トリクロロフェノキシ酸 (CAS 93-76-5) (オレンジ剤 (CAS 39277-47-9))；

(2) 2-クロロ-4-フルオロフェノキシ酢酸 (LNF)。

* (f) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、材料物質、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

(1) 本カテゴリーの (a)、(b)、(c)、若しくは (e) 項で規制される物品の散布、分散、若しくは試験のための装置であって、次のいずれかに該当するもの：

(i) 本カテゴリーの (a)、(b)、(c)、若しくは (e) 項で規制される物品の散布及び分散のために “特別に設計された” 装置；又は

(ii) 本カテゴリーの (a)、(b)、(c)、(e)、若しくは (f) (4) 項で規制される物品を試験するために “特別に設計された” 装置であって、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可のもとに開発されたもの。

(2) 次のいずれかに該当する品目の探知、特定、警告若しくはモニタリングのために、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可のもとに開発された試薬、アルゴリズム、係数、ソフトウェア、ライブラリ、スペクトルデータベース、若しくは警告設定レベルを含んでいる装

置：

- (i) 本カテゴリーの(a)若しくは(b)項で規制される物品；又は
- (ii) 化学剤若しくは生物剤であって、国防総省の契約若しくはその他の資金提供の認可で指定されるもの。

(f) (2) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する物品については規制しない：

- (a) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
- (b) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。

(f) (2) 項の注 2：注 1 は、USML で列挙される防衛物品には適用されない。

(3) [Reserved]

(4) 本カテゴリーの(a)及び(b)項で規制される物品に対する個人用の保護若しくは集団用の保護のためのものであって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) M53 の化学剤生物剤保護マスク若しくは M50 統合軍務汎用マスク（JSGPM）；
- (ii) 本カテゴリーの(f) (4) (iii)若しくは(n)項で規制される吸収剤を含んでいるフィルターのカートリッジ；
- (iii) MIL-DTL-32101 の仕様を満たすカーボン（例えば、ASZM-TEDA カーボン）；又は
- (iv) 個人用の保護のためのアンサンブル、スーツ、ジャケット、パンツ、ブーツ、若しくはソックスであって、試験作業手順書（TOPs）08-2-201 若しくは 08-2-501 の現行バージョンで規定される試験の適用される標準方法を実行すること及び定義される国防総省の固有の要件を用いることにより評価される場合において、GD[ソマン]の漏出を 1%未満にできるもの若しくは本カテゴリーの(a)項で規制されるそのあの化学物質の漏出を 2%未満にできるもの；

(5) から (6) [Reserved].

(7) 化学剤に対して耐性のあるコーティングであって、軍の仕様(MIL-PRF-32348、MIL-DTL-64159、MIL-C-46168、若しくは MIL-DTL-53039)に適合とされるもの；又は

(8) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、若しくはシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いの製造資料を用いて製造されているもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されているもの。

(f) (8) 項の注：“機密扱い”とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(g) 抗毒素、組み換え型の防御抗原、ポリヌクレオチド、生体ポリマー、若しくは生体触媒（それらの発現ベクター、ウイルス、プラスミド、若しくはそれらを生成するために改変された特異的細胞の培養物を含む）であって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) たとえ自然に発生する場合であっても、本カテゴリーの(b) (1) (ii) 項における生物剤の探知のために、もっぱら国防総省との契約により資金を提供された場合；
- (2) JRPD-ASY-No 及び説明でリストされるジョイント生物剤の特定検知システム(JBAIDS)のフリーズドライ試薬であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) JRPD-ASY-0016 Q 熱体外診断薬キット；
 - (ii) JRPD-ASY-0100 牛痘（オルソポックス）；
 - (iii) JRPD-ASY-0106 マルタ熱菌（ブルセラ病）；
 - (iv) JRPD-ASY-0108 発疹チフスリケッチア（リケッチア）；
 - (v) JRPD-ASY-0109 バークホルデリア種（バークホルデリア）；
 - (vi) JRPD-ASY-0112 東部ウマ脳炎（EEE）；
 - (vii) JRPD-ASY-0113 西部ウマ脳炎（WEE）；
 - (viii) JRPD-ASY-0114 ベネズエラウマ脳炎（VEE）；
 - (ix) JRPD-ASY-0122 *Coxiella burnetii* (*Coxiella*) ；

- (x) JRPD-ASY-0136 インフルエンザ A/H5 体外診断薬検出キット；
 - (xi) JRPD-ASY-0137 インフルエンザ A/B 体外診断薬検出キット；又は
 - (xii) JRPD-ASY-0138 インフルエンザ亜型体外診断薬検出キット；
- (3) カタログ ID をもつ重要試薬ポリマー（CRP）連鎖反応（PCR）分析用キットであって、それぞれ次のいずれかに該当するカタログ ID の生成物質：
- (i) PCR-BRU-1FB-B-K Brucella Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (ii) PCR-BRU-1FB-K Brucella Target 1 FastBlock Master Mix；
 - (iii) PCR-BRU-1R-K Brucella Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (iv) PCR-BURK-2FB-B-K Burkholderia Target 2 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (v) PCR-BURK-2FB-K Burkholderia Target 2 FastBlock Master Mix；
 - (vi) PCR-BURK-2R-K Burkholderia Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (vii) PCR-BURK-3FB-B-K Burkholderia Target 3 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (viii) PCR-BURK-3FB-K Burkholderia Target 3 FastBlock Master Mix；
 - (ix) PCR-BURK-3R-K Burkholderia Target 3 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (x) PCR-COX-1FB-B-K Coxiella burnetii Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xi) PCR-COX-1R-K Coxiella burnetii Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xii) PCR-COX-2R-K Coxiella burnetii Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xiii) PCR-OP-1FB-B-K Orthopox Target 1 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xiv) PCR-OP-1FB-K Orthopox Target 1 FastBlock Master Mix；
 - (xv) PCR-OP-1R-K Orthopox Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xvi) PCR-OP-2FB-B-K Orthopox Target 2 FastBlock Master Mix Biotinylated；
 - (xvii) PCR-OP-3R-K Orthopox Target 3 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xviii) PCR-RAZOR-BT-X PCR- RAZOR-BT-X RAZOR CRP BioThreat-X Screening Pouch；
 - (xix) PCR-RIC-1FB-K Ricin Target 1 FastBlock Master Mix；
 - (xx) PCR-RIC-1R-K Ricin Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xxi) PCR-RIC-2R-K Ricin Target 2 LightCycler/RAPID Master Mix；
 - (xxii) PCR-VEE-1R-K Venezuelan equine encephalitis Target 1 LightCycler/RAPID Master Mix；又は
- (4) 重要試薬プログラムのカタログ ID をもつ抗毒素であって、それぞれ次のいずれかに該当する生成物質：
- (i) AB-AG-RIC Aff. Goat anti-Ricin；
 - (ii) AB-ALVG-MAB Anti-Alphavirus Generic Mab；
 - (iii) AB-AR-SEB Aff. Rabbit anti-SEB；
 - (iv) AB-BRU-M-MAB1 Anti-Brucella melitensis Mab 1；
 - (v) AB-BRU-M-MAB2 Anti-Brucella melitensis Mab 2；
 - (vi) AB-BRU-M-MAB3 Anti-Brucella melitensis Mab 3；
 - (vii) AB-BRU-M-MAB4 Anti-Brucella melitensis Mab 4；
 - (viii) AB-CHOL-0139-MAB Anti-V-cholerae 0139 Mab；
 - (ix) AB-CHOL-01-MAB Anti-V- cholerae 01 Mab；
 - (x) AB-COX-MAB Anti-Coxiella Mab；
 - (xi) AB-EEE-MAB Anti-EEE Mab；
 - (xii) AB-G-BRU-A Goat anti-Brucella abortus；
 - (xiii) AB-G-BRU-M Goat anti-Brucella melitensis；
 - (xiv) AB-G-BRU-S Goat anti-Brucella suis；
 - (xv) AB-G-CHOL-01 Goat anti-V-cholerae 0:1；
 - (xvi) AB-G-COL-139 Goat anti-V-cholerae 0:139；
 - (xvii) AB-G-DENG Goat anti-Dengue；
 - (xviii) AB-G-RIC Goat anti-Ricin；
 - (xix) AB-G-SAL-T Goat anti-S. typhi；
 - (xx) AB-G-SEA Goat anti-SEA；

- (xxi) AB—G—SEB Goat anti-SEB ;
 - (xxii) AB—G—SEC Goat anti-SEC ;
 - (xxiii) AB—G—SED Goat anti-SED ;
 - (xxiv) AB—G—SEE Goat anti-SEE ;
 - (xxv) AB—G—SHIG—D Goat anti-Shigella dysenteriae ;
 - (xxvi) AB—R—BA—PA Rabbit anti-Protective Antigen ;
 - (xxvii) AB—R—COX Rabbit anti-C— burnetii ;
 - (xxviii) AB—RIC—MAB1 Anti-Ricin Mab 1 ;
 - (xxix) AB—RIC—MAB2 Anti-Ricin Mab 2 ;
 - (xxx) AB—RIC—MAB3 Anti-Ricin Mab3 ;
 - (xxxi) AB—R—SEB Rabbit anti-SEB ;
 - (xxxii) AB—R—VACC Rabbit anti-Vaccinia ;
 - (xxxiii) AB—SEB—MAB Anti-SEB Mab ;
 - (xxxiv) AB—SLT2—MAB Anti-Shigellalike t x2 Mab ;
 - (xxxv) AB—T2T—MAB1 Anti-T2 Mab 1 ;
 - (xxxvi) AB—T2T—MAB2 Anti-T2 Toxin 2 ;
 - (xxxvii) AB—VACC—MAB1 Anti-Vaccinia Mab 1 ;
 - (xxxviii) AB—VACC—MAB2 Anti-Vaccinia Mab 2 ;
 - (xxxix) AB—VACC—MAB3 Anti-Vaccinia Mab 3 ;
 - (xl) AB—VACC—MAB4 Anti-Vaccinia Mab 4 ;
 - (xli) AB—VACC—MAB5 Anti-Vaccinia Mab 5 ;
 - (xlii) AB—VACC—MAB6 Anti-Vaccinia Mab 6 ;
 - (xl iii) AB—VEE—MAB1 Anti-VEE Mab 1 ;
 - (xliv) AB—VEE—MAB2 Anti-VEE Mab 2 ;
 - (xlv) AB—VEE—MAB3 Anti-VEE Mab 3 ;
 - (xlvi) AB—VEE—MAB4 Anti-VEE Mab 4 ;
 - (xlvii) AB—VEE—MAB5 Anti-VEE Mab 5 ;
 - (xlviii) AB—VEE—MAB6 Anti-VEE Mab 6 ; 又は
 - (xlix) AB—WEE—MAB Anti-WEE Complex Mab。
- (h) もっぱら国防総省の契約により資金提供されたワクチンであって、次のいずれかに該当するもの :
- (1) 組み換え型のボツリヌス毒素 A/B ワクチン ;
 - (2) 組み換え型のペストワクチン ;
 - (3) 三価フィロウイルスワクチン ; 又は
 - (4) 本カテゴリーの (b) 項で特定される生物剤及び生物学的に誘導された物質に対して保護する唯一の目的のために設計されたワクチン。
- (i) モデリング若しくはシミュレーションツール (本カテゴリーの (m) 項で規制されるソフトウェアを含む) であって、国防総省の契約又はその他の資金提供認可 (例えば、国防総省の HPAC、SCIPUFF、及び統合効果モデル (JEM)) に基づいて開発又は製造された化学兵器又は生物兵器の設計、開発、又は使用のためのもの。
- (j) から (l) [Reserved].
- (m) 本カテゴリーの (a) から (l) 項及び (n) 項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料 (本副章の § 120.10 で定義される) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 で定義される)。
- (n) 契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金を提供された開発段階の防衛手段又は吸収剤 ;
- (n) 項の注 1 :** 本項は、次のいずれかに該当する防衛手段又は吸収剤については規制しない :
- (a) 製造段階にあるもの、
 - (b) 貨物管轄権決定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されたもの、又は
 - (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の

双方で開発されているとして特定されたもの。

(n) 項の注 2: 注 1 は、USML で列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。

(n) 項の注 3: 本項は、2017 年 7 月 28 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対してのみ適用される。

(o) から (w) [Reserved]

(x) EAr の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術（本副章の § 120.42 を参照のこと）であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。

(x) 項の注: 本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

+

カテゴリー XV—宇宙航空システム及び関連装置

(a) 宇宙空間への打上げ用の飛しょう体（人工衛星及び宇宙船を含む）であって、次のいずれかに該当するもの（開発用、実験用、研究用、若しくは科学用のいずれに指定されたかを問わない、或いは最終用途が商業用、民間用、若しくは軍事用であるかを問わない）:

- * (1) 核爆発の影響（例えば、閃光）を軽減するため若しくは核爆発を探知するために特別に設計されたもの;
 - * (2) 移動している地上、空中、ミサイル、若しくは宇宙の対象物（天体を除く）を、画像処理、赤外線、レーダー、若しくはレーザーシステムを用いてリアルタイムに、自律的に検知及び観測するもの;
 - * (3) シギント (SIGINT [通信、電磁波、信号等を媒介とした諜報活動]) 若しくはマジント (MASINT [赤外線や放射能、空気中の核物質といった科学的な変化をとらえる事で情報を収集する方法]) を実行するもの;
 - * (4) 共に動作した場合に、(a) 項の他の品目の特性若しくは機能を持つ仮想衛星（例えば、一つの衛星であるかのように機能するもの）を本質的に若しくは実質的に形成する配列若しくは編成において使用されるために特別に設計されたもの;
 - * (5) 衛星を攻撃するもの若しくは宇宙空間用の飛しょう体を攻撃するもの（例えば、動力学的、RF、レーザー、荷電粒子）;
 - * (6) 宇宙対地兵器システム（例えば、動力学的エネルギー若しくは指向性エネルギー）;
 - * (7) 次のいずれかに該当する電気光学的なリモートセンシングの能力若しくは特性を有するもの:
 - (i) 電気光学的な可視光線及び近赤外線 (VNIR)（すなわち、400nm から 1,000nm）若しくは赤外線（すなわち、1,000nm 超 30,000nm 以下）のうち、スペクトル帯の数が 40 未満であって、レンズの有効口径が 0.5m ~~0.35m~~ を超えるもの;
 - (ii) 電気光学的なハイパースペクトルであって、VNIR、短波長赤外線 (SWIR)（すなわち、1,000nm 超 2,500nm 以下）若しくは前記のいずれかの組み合わせにおけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、地上サンプル距離 (GSD) が 30m 未満のもの;
 - (iii) 電気光学的なハイパースペクトルであって、中波長赤外線 (MWIR)（すなわち、2,500nm 超 2,500nm 以下）におけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、半値全幅 (FWHM) が 20nm 以下の狭帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの若しくは FWHM が 20nm を超え、かつ、GSD が 200m 未満の $\Delta\lambda$ を有するもの; 又は
 - (iv) 電気光学的なハイパースペクトルであって、長波長赤外線 (LWIR)（すなわち、5,500nm 超 30,000nm 以下）におけるスペクトル帯の数が 40 以上であって、FWHM が 20nm 以下の狭帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの若しくは FWHM が 50nm を超え、かつ、GSD が 500m 未満の広帯域の $\Delta\lambda$ を有するもの;
- (a) (7) 項の注 1: 地上サンプル距離 (GSD) は、宇宙空間用の飛しょう体の天底（すなわち、局所的垂直）の位置から測定される。

(a) (7) 項の注 2: 光学リモートセンシングに係る宇宙空間用の飛しょう体又は衛星のスペクトル幅は、波長 λ の半値全幅 (FWHM) で識別されることができるとされる波長の最小差分（すなわち、

△ 入) である。

(a) (7) 項の注 3 : 光学衛星又は宇宙空間用の飛しょう体は、非地球指向の場合、重要軍用装備品 (本副章の § 120.7 を参照のこと) ではない。

* (8) レーダーのリモートセンシング能力又は機能 (例えば、アクティブ電子走査アレイ (AESA)、合成開口レーダー (SAR)、逆合成開口レーダー (ISAR)、超広帯域の SAR) (中心周波数が 1GHz 以上 10GHz 以下であって、帯域幅が 300MHz 未満のものを除く) ;

(9) 位置決定、ナビゲーション、及びタイミング (PNT) 信号を提供するもの ;

(a) (9) 項の注 : 本項は、位置決定、ナビゲーション、及びタイミングの目的で微分補正の同報通信のみを提供する人工衛星又は宇宙空間用の飛しょう体については規制しない。

(10) ~~自律的に衝突防止を行うもの宇宙ベースのロジスティックス、監視、組み立て、修理、又は宇宙空間用の飛しょう体のサービス (例えば、燃料補給) を提供するものであって、姿勢制御のために必要な推進力以外の統合された推進力を有するもの ;~~

(11) ~~軌道外で、本カテゴリーの (e) 項若しくは本節のカテゴリー IV (d) (1) から (6) 項で規定される推進装置を組み込み、大気圏突入若しくは再突入のために特別に設計されたもの弾道飛行若しくは宇宙空間での人類の居住を提供するものであって、姿勢制御のために必要な推進力以外の統合された推進力を有するもの ;~~

(12) ~~他の宇宙船の点検若しくは監視機能を備えるため又は補足若しくはドッキングすることにより他の宇宙船を補助するために特別に設計されたもの~~

(a) (12) 項の注 : 本項は、もっぱら ECCN 9A515. a. 4 で規制される NASA のドッキングシステムによりドッキングする宇宙船については規制しない。

~~(12) 商業用通信衛星ではないものであって、姿勢制御若しくは初期軌道の到達のため以外の統合された推進力を有するもの ;~~

* (13) 機密扱いであるもの (機密扱いのソフトウェア若しくはハードウェアを含む)、機密扱いの製造資料を使用して製造されるもの、若しくは機密扱いの情報 (例えば、機密扱いの要件、仕様、機能若しくは動作特性を有するもの、又は本副章の USML のカテゴリー XIII で規制される機密扱いの暗号品目を含んでいるもの)。“機密扱いの” [Classified] とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(a) 項の注 1 : 本項で特定されない宇宙空間用の飛しょう体は、EAR の対象となる (ECCN 9A004 及び 9A515 を参照のこと)。ECCN 9A004 及び 9A515 で規定される宇宙空間用の飛しょう体は、たとえ USML で規定される物品がその中に組み込まれていても、依然として EAR の対象である (ただし、上記の組み込みの結果として本項で規定される宇宙空間用の飛しょう体に結びつく場合を除く)。

(a) 項の注 2 : 本項は次のいずれかに該当するものについては規制しない :

(a) 国際宇宙ステーション (ISS) 及びその特別に設計された (EAR で定義される) 部品及び部分品 (これらは EAR の対象となる)、又は

(b) 貨物管轄権の裁定 (本副章の § 120.4 を参照のこと) により EAR の対象であると決定されている ISS のためのそれらの物品。ISS のために特別に設計された (EAR で定義される) ものではない防衛物品を ISS で使用することによって、その品目が EAR の対象となるようなことはない。

(a) 項の注 3 : ~~本項は、EAR の対象となるジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡については規制しない。姿勢制御とは、軌道面内で宇宙空間用の飛しょう体の方向のコントロールを行うことをいい、これには姿勢制御エンジンを使用する軌道の維持を含む場合がある。~~

(b) 本カテゴリーの (a) 項に掲げる宇宙空間用の飛しょう体の遠隔測定、追跡、及び管制 (TT&C) のために特別に設計された地上管制システム又は訓練用シミュレーター。

(b) 項の注 : 本項で規制される地上管制システム又は訓練用シミュレーターと本カテゴリーの (a) 項で規制されない宇宙空間用の飛しょう体のために使用されるそれらのものと共通の部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムについては、EAR の対象となる。

(c) - (d) [Reserved]

(e) 宇宙空間用の飛しょう体の部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであっ

て、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 次のいずれかに該当する宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたアンテナシステム：
 - (i) 直径若しくは主軸の長さが 25m を超える外形寸法のもの；
 - (ii) アクティブ方式の電子走査を使用したもの；
 - (iii) アダプティブビームフォーミングを用いたもの；又は
 - (iv) 干渉計レーダー用のもの；
- (2) 宇宙用に設計された光学部品（すなわち、レンズ、ミラー若しくは薄膜）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 能動的特性（例えば、適応可能、変形可能）であって、長手方向の最大有効口径が 0.35m を超えるもの；又は
 - (ii) 長手方向の最大有効口径が 0.5m を超えるもの；
- ~~(2) 能動的な特性（例えば、アダプティブ方式、デフォーマブル方式）を有する宇宙用に設計された光学部品（すなわち、レンズ若しくはミラー）（光学的被膜を含む）であって、長手方向の最大有効口径が 0.35m を超えるもの；~~
- (3) 宇宙用に設計されたフォーカルプレーンアレー（FPA）であって、900nm を超える波長範囲で最大感度を有するもの及びそれらのために特別に設計された読み出し集積回路（ROIC）（分離されているか統合されているかを問わない）；
- (4) 宇宙用に設計された機械式（すなわち、アクティブ方式）の極低温冷却器又はアクティブ方式の **コールドフィンガー装置** ~~極低温希釈冷凍機の冷却部、~~ 及びそれらのために特別に設計された附属の制御用電子回路；
- (5) 宇宙用に設計されたアクティブ方式の振動抑制装置（アクティブ方式の遮断装置及びアクティブ方式の減衰装置を含む）、並びに **それらのために特別に設計された** ~~それらのための~~ 附属の制御用電子回路；
- (6) 光学ベンチの組立品であって、宇宙空間用の飛しょう体の本カテゴリーの(a)項で規定されるパラメータに合致するか超えることができるように特別に設計されたもの；
- (7) 宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計された動力学的エネルギーシステム又は指向性エネルギーシステムであって、本カテゴリーの(a)(5)又は(a)(6)項に掲げる宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（例えば、パワー調整及びビーム操作／切り替え、伝搬、追尾、及び指示装置）；
- (8) [Reserved]
- (9) 宇宙用に設計されたセシウム、ルビジウム、水素メーザー、又は量子（例えば、アルミニウム、水銀、イッテルビウム、ストロンチウム、ベリリウムイオン）の原子時計、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (10) 飛行姿勢の決定及び制御システム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、地上の所在地を用いることなく、次のいずれかの数値に等しいかそれより良い宇宙空間用の飛しょう体の地理位置情報の精度を与えるもの：
 - (i) 低地球軌道（LEO）から 5m（CE90[確率が90%の円形誤差]）；
 - (ii) 低地球軌道（MEO）から 3m（CE90）；
 - (iii) 地球静止軌道（GEO）から 150m（CE90）；又は
 - (iv) 地球高軌道（HEO）から 225m（CE90）；
- (11) 宇宙ベースのシステム、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 原子炉及び関連する電力変換システム（例えば、液体金属又はガス冷却高速炉）；
 - (ii) 放射性同位元素ベースの電力システム（例えば、放射性同位元素熱電発電機）；
 - (iii) 核熱推進システム（例えば、固体コア、液体コア、ガスコア核分裂）；若しくは
 - (iv) **電子式（プラズマ／イオン）の推進システム**であって、推力が 300 ミリニュートンを超え、かつ、比推力が 1,500 秒を超えるもの；若しくは入力電力が 15kW を超えるもの ~~プラズマをベースにした推進システム~~；
- (12) 150 重量ポンド（すなわち、667.23 ニュートン）を超える真空中の推力を備える **単元推進薬**

- 若しくは二元推進薬のスラスタ（例えば、宇宙船若しくはロケットエンジン）（全力積が 841,000 ニュートン秒以上のロケット推進装置又はロケットエンジンについては、MT）；
- (13) 宇宙空間用の飛しょう体のために特別に設計されたコントロールモーメントジャイロスコープ (CMG) ；
- (14) 宇宙用に設計されたマイクロ波用モノリシック集積回路 (MMIC) であって、単一のダイに送受信 (T/R) 機能を組み込んだもののうち、次のいずれかに該当するもの：
- (i) ピーク飽和出力値 P_{sat} (W) が、200 を最大動作周波数 f_{GHz} (GHz) の 2 乗で除した値を超える増幅器を有するもの $[P_{sat} > 200 (W * GHz^2) / f_{GHz}^2]$ ；又は
- (ii) 共通路（例えば、位相調整器—デジタル方式のアッテネータ）回路であって、10GHz 以下の動作周波数で位相シフトが 3 ビットを超えるものを有するもの、若しくは 10GHz を超える動作周波数で位相シフトが 4 ビットを超えるものを有するもの；
- (15) 宇宙用に設計された発振器であって、本カテゴリーの (a) 項に掲げるレーダー用のものうち、搬送周波数から $2kHz \times RF$ (GHz) で測定した位相雑音が、 $-120dBc/Hz + (20 \log_{10} (RF) (GHz))$ 未満のもの；
- (16) 宇宙用に設計されたスタートラッカー又は スターセンサーであって、角度精度がスター座標で 1 秒角 (1 シグマ) 以下で、かつ、追尾速度が 3.0 deg/秒以上のもの、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品 (MT) ；
- * (17) 主ペイロード、二次ペイロード、又は相乗りペイロードであって、本カテゴリーの (a) 項で規定されるいずれかの機能を果たすもの；
- (e) (17) 項の注 1：主ペイロードとは、宇宙空間用の飛しょう体のペイロードのミッションの主たるペイロードミッションの機能を果たすために最初から設計された装置を補完するものをいう。主ペイロードは、二次ペイロードとは独立して運用する場合がある。二次ペイロードとは、宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの一連のミッションに完全に統合するために最初から設計された装置を補完するものをいう。二次ペイロードは、主ペイロードと分離して運用する場合がある。相乗りペイロードは、付加的で独立したミッションに対応するため宇宙空間用の飛しょう体の利用できる能力又は余分の能力（質量、体積、動力等）を使用する装置又はセンサーを補完するものをいう。相乗りペイロードは、宇宙空間用の飛しょう体バスのサポート基盤を共有する場合がある。相乗りペイロードは、宇宙空間用の飛しょう体の制御又は運用を指図することはない付加的で独立したミッションを果たすものである。相乗りペイロードは、独立した宇宙空間用の飛しょう体として運用することができないものである。宇宙空間用の飛しょう体バス（宇宙空間用の飛しょう体のペイロードとは異なる）は、宇宙空間用の飛しょう体のサポート基盤（例えば、コマンドとデータの処理、通信及びアンテナ、電力、推進力、熱制御、飛行姿勢及び軌道の制御、誘導、ナビゲーション及び制御、構造体及びトラス、生命維持（有人ミッション用のもの）並びに宇宙空間用の飛しょう体のペイロードの位置（例えば、アタッチメント、インターフェース）を備えているものである。宇宙空間用の飛しょう体ペイロードは、宇宙における個々のミッション（例えば、通信、観測、科学）を遂行する宇宙空間用の飛しょう体のバスに取り付ける装置を補完するものである。
- (e) (17) 項の注 2：ECCN 9A004 又は ECCN 9A515. a の宇宙空間用の飛しょう体は、たとえ本カテゴリーの (a) 項で規定される機能を果たす相乗りペイロードを組み込んでいる場合であっても、依然として EAR の対象となる宇宙空間用の飛しょう体である。本カテゴリーの (a) 項で規定される機能を果たす主ペイロード又は二次ペイロードを組み込んでいるすべての宇宙空間用の飛しょう体は、その項により規制される。本項は、EAR の対象となるジェイムズ・ウェッブ宇宙望遠鏡については規制しない。
- * (18) 国防総省の資金提供で開発された二次ペイロード又は相乗りペイロード、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (e) (18) 項の注 1：本項は次のいずれかに該当するペイロードについては規制しない：
- (a) 貨物管轄権の裁定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により RAR の対象であると決定されたもの；或いは
- (b) 関連する国防総省の契約又はその他の資金提供認可若しくは協定において民生用途若しくは商業用途のいずれかと軍事用途の双方のために開発されているとして特定

されたもの。

(e) (18) 項の注 2 : 本項は 2015 年 5 月 13 日以降の日付の上記の契約又は資金提供認可若しくは協定に対してのみ適用される。

- (19) 大気圏突入又は再突入のために特別に設計された宇宙空間用の飛しょう体の熱遮蔽体又はヒートシンク、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品（500kg 以上のペイロードを 300km 以上の航続距離に運搬することができるロケット、SLV、ミサイル、無人機、又は UAV で使用できる場合、MT）；

(e) (19) 項の注 : “ペイロード”とは、指定されたロケット、SLV、ミサイル、無人機、又は UAV により運搬されたり届けられることができる総質量をいう（飛行の維持のために用いられるものを除く）。航空機システムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリー-VIII の (a) 項の注を参照のこと。ロケットシステムに関連する“航続距離”の定義について、USML のカテゴリー-IV の (a) 項の注 1 を参照のこと。

- (20) 本カテゴリーの (e) 項若しくは本節のカテゴリー-IV (d) (1) から (6) 項で規定される推進装置を組み込んでいる装置飛行姿勢の制御に必要とする推進力以外の推進力を具備している装置のモジュール、各段、若しくはコンパートメントであって、他の宇宙空間用の飛しょう体（本カテゴリーの (a) 項の注 3 を参照のこと）から分離又は投下することができるもの；或いは

* (21) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：

- (i) 機密扱いであるもの；
- (ii) 機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は
- (iii) 機密扱いの情報を使用して開発されているもの。

(e) (21) 項の注 : “機密扱いの”[Classified]とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の番号分類規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する。

(e) 項の注 1 : 宇宙空間用の飛しょう体又はその他の物品のために設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、本カテゴリーで列挙されるが、(e) 項にリストされていないものは、EAR の対象である。

(e) 項の注 2 : 本項で規定される物品は、輸出、再輸出、再移転、又は一時的な輸入の前に、EAR 対象品目の不可欠な部品として統合されているか搭載されている場合、EAR の対象となる（本カテゴリーの (e) (17) 項の注 2 を参照のこと）。物品は、EAR の対象となる品目に統合するまで、EAR の対象とはならない。統合されることを目的とする防衛物品の輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入及びそれらの防衛物品に直接的に関連する防衛役務は、依然として ITAR の対象である。

(e) 項の注 3 : 本項でいうところにおいて、ある物品は、それが地表から 100km を超える高度で動作するよう設計若しくは製造されたこと又は試験に合格して適格とされた場合に、宇宙用に設計されたものである。本項における地表から 100km を超える高度の使用は、米国法又は国際法に基づく領空と宇宙空間の間の法的境界を意味するものではない。

(e) 項の注 4 :

- (1) 特定の物品（又は、貨物）が、（例えば、製品シリアル番号によって）試験のみに基づいて宇宙用に設計されているとする決定は、同じ生産工程又はモデルシリーズにある他の物品が、別個に試験されない場合において、宇宙用に設計されたことを意味しない。
- (2) “物品”は、EAR § 772.1 で定義される“貨物”と同じことを表す。
- (3) 地表から 100km を超える高度で使用するように設計若しくは製造されていない特定の物品は、それが成功裏に試験される以前においては、宇宙用に設計されたものではない。
- (4) この定義における用語“設計された”及び“製造された”は、“特別に設計された”と同じことを表す。

- (f) 技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）であって、本カテゴリーの (a) 項から (e) 項で規定される防衛物品に直接的に関連するもの、並びに ECCN 9A515、9B515、又は 9D515 で規制される品目に直接的に関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いる防衛役務。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体への人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組み込みにおける外国人への援助（訓練を含む）の提供（プランニング及びオンサイトサポートを含む）が含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう

体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない)。防衛役務には、打上げ用の飛しょう体の打ち上げ失敗の分析における**外国人への**援助（訓練を含む）の提供についても含まれる（管轄権、所有権、若しくは打上げ用の飛しょう体の原産国の如何を問わない、或いは技術資料が使用されるか否かを問わない）。（除外条項については本副章の § 125. 4 を参照のこと、また、宇宙空間用の飛しょう体及び宇宙空間用の飛しょう体の打上げに対する特別な輸出規制については本副章の § 124. 15 を参照のこと。）（そのように指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）

(f) 項の注 1: 本項の技術資料の規制は、本カテゴリーの (c) 又は (e) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する特定の技術資料について、当該物品が EAR の対象となる人工衛星の不可欠な部品として統合されている場合及び組込んでいる場合、適用されない。これらの状況における規制については、ECCN 9E515 を参照のこと。これには、米国で組み立てられた宇宙で動作することを目的とする品目が特定の契約要件（例えば、動作性能、信頼性、耐用年数、製品品質、又は納期）に従って設計、製造、及び試験されたことの確信を購入者が持つのに必要で妥当なレベルの技術資料（マーケティングデータを含む）並びに通常の軌道での人工衛星の運用、衛星の軌道上の異常の評価、及び関連する地上管制局装置（暗号ハードウェアを除く）の運用・保守に必要な資料のみに適用される。

(f) 項の注 2: 宇宙飛行（例えば、弾道飛行、軌道飛行、月飛行、惑星間飛行、若しくはその他の形態で地球の軌道を越える飛行）の搭乗者若しくは関係者の体験に直接的に関連する若しくはそのために必要な行為及び技術／技術資料（搭乗者若しくは関係者の体験が 宇宙観光旅行、科学的若しくは商業的な研究、商業的な製造／生産行為、教育、メディア、若しくは商業的な輸送のいずれを目的とするかを問わない）は、ITAR 若しくは EAR の対象とはならない。そのような行為及び技術／技術資料には、次のいずれかに該当するものに直接的に関連する若しくはそれらのために必要なものが含まれる：

- (a) 宇宙空間用の飛しょう体へのアクセス、立入り、及び退出（宇宙空間用の飛しょう体のすべてのドア、ハッチ及びエアロックの操作を含む）；
- (b) 生理的トレーニング（例えば、人間評価用遠心力訓練若しくは放物線飛行、圧力服若しくは宇宙服の訓練／操作）；
- (c) 宇宙飛行の搭乗者若しくは関係者の医学的評価若しくはアセスメント；
- (d) 健康及び安全に関連するハードウェア（例えば、環境制御及び生命維持、衛生設備、食品調製、運動装置、消火設備、通信装置、安全服若しくはヘッドギア）又は緊急処置の搭乗者若しくは関係者のための訓練及びそれらの者による操作；
- (e) 宇宙空間用の飛しょう体若しくは地上のモックアップの室内及び室外のビューイング；
- (f) 宇宙船のオペレーションの観測（例えば、飛行前のチェック、着陸、飛行中の状態）；
- (g) 宇宙空間用の飛しょう体の操作以外の目的で使用される搭乗者若しくは関係者の装置に接続したり操作するための宇宙空間用の飛しょう体若しくは地上のモックアップにおける訓練；又は
- (h) 搭乗者若しくは関係者の飛行服、与圧服、若しくは宇宙服、及び個人用装備品の装着、着衣、若しくは利用。

(f) 項の注 3: (f) 項並びに ECCN 9E001、9E002 及び 9E515 は ~~(f) 項又は ECCN 9E515 のいずれも、人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体に伝送される若しくはそれらから伝送されるデータについて、宇宙空間用の飛しょう体、宇宙空間用の飛しょう体のペイロード、若しくはそのサブシステム若しくは構成部品からの健全性、運転状態、若しくは計測値、若しくは機能についての情報、又はそれらからの計測値、若しくはセンサーの生データに限定される場合、規制しない。上記の情報は、カテゴリー 9 の製品グループ E でいうところにおいて EAR に掲げる技術の定義の範疇にとらえられる情報の範囲にはない。上記の資料又は技術は EAR の対象であって、EAR99 に指定される。上記の情報資料及び技術の例（それらは、通常“ハウスキーピングデータ”と呼ばれる）~~には、以下のものが含まれる：

- (i) ~~(a)~~ システム、ハードウェア、部分品の構成状況及び動作状況の情報であって、温度、圧力、電力、電流、電圧、及びバッテリー残量に関連するもの；
- (ii) ~~(b)~~ 宇宙空間用の飛しょう体若しくはペイロードの配置若しくは位置の情報（例えば、

状態ベクトル若しくは天体位置表情報)；

(iii) ~~(e)~~ ペイロードの原ミッション若しくは科学的なアウトプット（例えば、画像、電磁波スペクトル、粒子計測、若しくはフィールド計測）；

(iv) ~~(d)~~ コマンドレスポンス；

(v) ~~(e)~~ 正確なタイミング情報；及び

(vi) ~~(f)~~ リンクバジェットデータ。

上記の遠隔測定データを処理する行為一すなわち、原データを工学単位若しくは読取り可能な結果に変換すること一又はそれを暗号化することは、それ自体としては、遠隔測定データを ITAR、又は 9A004 でいうところの ECCN 9E515、又は 9A004 でいうところの ECCN 9E001 若しくは 9E002 の対象となるようにすることはない。USML のカテゴリーXV 又は ECCN 9A515 で規制される品目に直接的に関連するすべての機密扱いの技術資料、及びその機密扱いの技術資料を使用する防衛役務は、依然として ITAR の対象である。本注釈は、9A515 でいうところの宇宙空間用の飛しょう体、ペイロード又は関連するサブシステムを規制するソフトウェア・ソースコード又はコマンドに関する USML XV (f) ~~(f)~~ 項、ECCN 9D515、若しくは ECCN 9E515 の規制に影響を及ぼさない。また、本注釈は、9A004 でいうところの宇宙空間用の飛しょう体、ペイロード、又は関連するサブシステムを制御するソフトウェアソースコード又はコマンドに関する ECCN 9D001、9D002、9E001、若しくは 9E002 における規制に影響を及ぼさない。

(g)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術（本副章の § 120.42 参照）であって、防衛物品で使用するため若しくはそれらと共に使用するためのもの。

(x) 項の注：この項の使用は、防衛物品に対する輸出許可申請書について、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）も含む場合に限定される。

カテゴリーXVI—核兵器関連物品

(a) [Reserved]

* (b) 核爆発により引き起こされる環境又はシステム、部分品、構造物、又は人間に対するそれらの環境の影響をモデリング又はシミュレートするモデリングルール又はシミュレーションツール。

(c) [Reserved]

(d) 本カテゴリーの (b) 項に掲げる物品のために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、並びに製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類。

(e) 本カテゴリーの (b) 項で規定される防衛物品に直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 を参照のこと）及び防衛役務（本副章の § 120.9 を参照のこと）。（核関連規制については、本副章の § 123.20 を参照のこと。）

(f)～(w) [Reserved]

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの（本副章の § 120.42 を参照のこと）。

(x) 項の注：この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXVII—機密扱いの物品、技術資料及び防衛役務で他の項目で列挙されていないもの

* (a) 国家安全保障上の国益において機密扱いにされ、かつ、米国軍需品リストの他の項目で列挙されていない、すべての物品、技術資料（本副章の § 120.10 で定義されるもの）及びこれらに関連する防衛役務（本副章の § 120.9 で定義されるもの）。

カテゴリーXVIII—指向性エネルギー兵器

* (a) 指向性エネルギー兵器であって、次のいずれかに該当するもの：

(1) システム又は装置であって、次のいずれかに該当するもの（副次的、偶発的、若しくは副作用の結果として生成されたものを除く）：

(i) 標的を劣化させたり、破壊したり若しくは標的の攻撃任務の阻止を引き起こすもの；

- (ii) 電子回路、センサー若しくは火工品に遠隔操作で機器を妨害したり、無力化したり、若しくは損傷を与えるもの；
- (iii) 域内のアクセスをさせないもの；
- (iv) 致命的な作用を引き起こすもの；又は
- (v) 視覚的阻害若しくは失明を引き起こすもの；並びに
- (2) 非可聴域の技術を使用するもの（例えば、レーザー（持続波レーザー発振器若しくはパルスレーザー発振器を含む）、粒子ビーム、荷電粒子ビーム若しくは中性粒子ビームを照射する粒子加速器、高出力無線周波数（RF）、又は高パルス出力若しくは高平均出力の無線周波数送信機）。
- * (b) 本カテゴリーの(a)項で規制される物品の探知若しくは特定又はこれらの物品に対する防備のために特別に設計又は改造された装置。
- (c) から (d) [Reserved]
- (e) 本カテゴリーの(a)又は(d)項に掲げる物品のために特別に設計された部分品、部品、附属品、アタッチメント、システム又は関連機器。
- (f) 開発段階の指向性エネルギー兵器であって、契約又はその他の資金提供の認可を通して国防総省により資金を提供されたもの並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
 - (f) 項の注 1：本項は、次のいずれかに該当する指向性エネルギー兵器については規制しない：
 - (a) 製造段階にあるもの、
 - (b) 貨物管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は
 - (c) 関連する国防総省の契約若しくはその他の資金提供認可において、民生用途と軍事用途の双方で開発されているとして特定されたもの。
 - (f) 項の注 2：注 1 は、USML で列挙される防衛物品については、製造中のものであろうと開発中のものであろうと規制しない。
 - (f) 項の注 3：本項は、2017 年 7 月 28 日以降のそれらの契約及び資金提供認可に対してのみ適用される。
- (g) 本カテゴリーの(a)から(e)項で列挙される防衛物品に直接的に関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）。
- (x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、及び技術（本副章の § 120.42 を参照のこと）であって、本カテゴリーで規制される防衛物品の中で及びそれらとともに使用されるもの。
 - (x) 項の注：本項の使用は、本カテゴリーで規制される防衛物品に対する輸出許可申請書であって、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術（本副章の § 123.1(b) を参照のこと）を含むものに対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXIX—ガスタービンエンジン及び関連装置

- * (a) 推力が 15,000 lbf (66.7 キロニュートン) 以上のターボファンエンジン及びターボジェットエンジン（技術実証機、開発段階にあるエンジン、又は可変サイクルエンジンを含む）であって、次のいずれかを有するもの：
 - (1) 推力増強（アフターバーナー）搭載のもの若しくは推力増強（アフターバーナー）のために特別に設計されたもの；
 - (2) 推力ベクタリング若しくは排気ノズルベクタリング；
 - (3) 本カテゴリーの(f) (6) 項で規制される部品若しくは部分品；
 - (4) 30 秒の背面飛行若しくはマイナス G での操縦を維持するために特別に設計されたもの；又は
 - (5) 50,000 フィートを超える高度での高い抽出動力（高度におけるエンジン推力の 50 パーセントを超える動力）のために特別に設計されたもの。
- * (b) ターボシャフトエンジン及びターボプロップエンジン（技術実証機又は開発段階にあるエンジンを含む）であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (1) 機械的軸馬力が 2,000 馬力 (1,491 キロワット) 以上であって、そのエンジンが垂直位置にある際に油受シーリングを考慮して特別に設計されたもの；又は
 - (2) 比出力が 225shp[軸馬力]/(lmb[質量ポンド]/秒) 以上であって、兵器から放出されたガスの

吸い込み及び非民間の一時的な機動作戦のために特別に設計されたもの（ここで、比出力は、圧縮機の吸気流量（ 1mb [質量ポンド]/秒）で除した最大離陸軸出力（SHP）とし定義される）。

- * (c) 本副章で規制される無人航空機システム、巡行ミサイル発動機、又は無人標的機のために特別に設計されたエンジン（技術実証機、開発段階にあるエンジン、又は可変サイクルエンジンを含む）（300km 以上の“航続距離”を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイルで使用されるエンジンである場合、MT）。

- * (d) GE38、AGT1500、GTS800、MT7、T55、HPW3000、GE3000、T408 及び T700 エンジン。

(d) 項の注：本項の規制の対象となるエンジンは、EAR の対象となる航空機であって、ECCN 9A610 で規制されるものに組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。その他のすべての状況においては、上記のエンジンは ITAR の規制の対象となる。

- * (e) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたデジタル式エンジン制御システム（例えば、フルオーソリティデジタルエンジン制御（FADEC）及びデジタル式電子エンジン制御（DEEC））（デジタル式エンジン制御システムが、300km 以上の航続距離を有する航空機（有人航空機を除く）、又はミサイルのためのものである場合、MT）。

(e) 項の注：デジタル式の電子制御システムとは、要求されるエンジンがスタートしてから要求されるエンジンが運転停止するまでの運転全期間を通してエンジンを自律的に制御するものをいう。

- (f) 部品、部分品、附属品、アタッチメント、関連装置、及びシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

- (1) 以下の米国原産エンジン（及びこれらの軍用の派生型）のために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント：

F101、F107、F112、F118、F119、F120、F135、F136、F414、F415、及び J402；

(f) (1) 項の注：本項は、本カテゴリーの(a) 項から(d) 項で列挙されるが(f) (1) 項で特定されないエンジンと、(f) (1) 項で特定されるエンジンとで共通の部品、部分品、附属品、及びアタッチメントについては規制しない。例えば、F110 と F136 でのみ共通の部品は、本項でいうところにおいて、特別に設計されたものではない。本項でいうところにおいて、(f) (1) 項で特定される F119 と F135 の 2 つのエンジンの型式でのみ共通の部品は、他の項のうちの一つが § 120.41 (b) に適用される場合を除いて、特別に設計されたものである。

- * (2) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計されたホットセクション[燃焼ガスに常時曝される部分]の構成部品（すなわち、燃焼室及びライナー；高圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式の間圧力のタービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式の低圧タービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式の軸動力のタービンブレード、ベーン、ディスク及び関連する冷却式の構造体；冷却式のオーグメント；並びに冷却式のノズル）；

- (3) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された無冷却式のタービンブレード、ベーン、ディスク、及びチップシュラウド；

- (4) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された燃焼カウル、ディフューザ、ドーム及びシェル；

- (5) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジン及び構成部品のために特別に設計されたエンジン監視システム（すなわち、予兆、診断及び健全性監視システム）；

- * (6) 次のいずれかに該当する部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステム：

- (i) 機密扱いであるもの；

- (ii) 本副章に掲げる防衛物品又は EAR に対象の 600 シリーズの品目に直接的に関連する機密扱いのソフトウェアを含むもの；又は

- (iii) 機密扱いの情報をを用いて開発されたもの。

(f) (6) 項の注：“機密扱い”とは、大統領令 13526、又は前任者の指令、又はそれらに基づいて開発された安全保障番号分類ガイド若しくは同等のもの、又は他の政府組織若しくは国際組織の類似の機密種別規則に基づいて、機密扱いにされることを意味する；

- (7) 本カテゴリーの(f) (1)、(f) (2)、若しくは(f) (3) 項で列挙される部品若しくは部分品のためのインベストメント[焼き流し] 鑄造コア、コアダイ、若しくはワックス型ダイ；

- (8) 本カテゴリーで規制されるエンジンのために特別に設計された圧力利得燃焼器、並びにそれらのために特別に設計された部品及び部分品；
- (9) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された 3 流ファンシステムであって、ファンの圧力比若しくはバイパス比を制御するためにストリーム間のエアフローの移動を（ファンの圧力比若しくはバイパス比を変化させるためにファンの修正速度若しくは一次ノズル面積の使用以外の方法により）可能とするもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、及びアタッチメント；
- (10) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された高圧圧縮機であって、コア駆動バイパス路（圧力比が 1 を超え、バイパスダクトの断面を横断して生じるバイパス路）をもつもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、付属品、及びアタッチメント；
- (11) 本カテゴリーで規制されるガスタービンエンジンのために特別に設計された 3 軸式の圧縮システムの間圧縮機であって、中間スプールで駆動されるバイパス路（圧力比が 1 を超え、バイパスダクトの断面を横断して生じるバイパス路）をもつもの、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、付属品、及びアタッチメント；又は
- (12) 次のいずれかの装置（(f) (1) 項で規定される防衛物品のために特別に設計されたものに限る）：
ジグ、位置決め治具、テンプレート、ゲージ、モールド、ダイ、当て板、若しくはベルマウス。
- (g) 本カテゴリーの (a) 項から (f) 項に規定される防衛物品と直接関連する技術資料（本副章の § 120.10 参照）及び防衛役務（本副章の § 120.9 参照）並びに ECCN 9A619、9B619、9C619 及び 9D619 で規制される品目に直接関連する機密扱いの技術資料並びに機密扱いの技術資料を用いている防衛役務。（除外条項について、本副章の § 125.4 を参照のこと。）（このように指定された物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。）
- (h) ~ (w) [Reserved]
- (x) 本カテゴリーで規制される防衛物品の中で使用される又はその防衛物品と共に使用される EAR 対象（本副章の § 120.42 参照）の貨物、ソフトウェア、及び技術。
(x) 項の注：この項の使用は、防衛物品であって、購入書類に EAR 対象の貨物、ソフトウェア、又は技術が含まれているものに対する輸出許可申請書に限定される（本副章の 123.1 (b) 参照）。

カテゴリーXX—潜水艦及び関連物品

- (a) 潜水艦及び半潜水艦であって、次のいずれかに該当するもの：
- * (1) 軍事用途のために特別に設計された潜水艇；
- (2) 機雷掃海艇；
- (3) 対潜水艦戦用駆逐艦；
- (4) 戦備を有するもの又は弾薬を発射したりその他の形態で標的を破壊若しくは無力化したり（例えば、魚雷発射、ミサイル発射、機雷散布、防衛魚雷散布）、軍用ペイロードを散布するためのプラットフォームとして使用されるように特別に設計されたもの；
- (5) 潜水艇からのスイマー若しくはダイバーの配備、揚収、若しくは支援のために特別に設計された潜水員支援艇；
- (6) 原子力推進装置と一体化されたもの；
- (7) 本副章で規制されるいずれかの任務システムを装備されたもの；又は
(a) (7) 項の注：“ミッションシステム”とは、例えば、軍事通信、電子戦、標的指示、監視、標的探知、又はセンサー能力を備えることによって、特別な軍事機能を実行する防衛物品である“システム”（本副章の § 120.45 (g) を参照のこと）として定義される；
- (8) ~~(7)~~ 契約又はその他の資金提供権限を通じて防衛総省により資金援助されている船舶。
(a) (8) 項の注 1：本項は、開発段階の船舶、並びにこれらのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント及び関連装置については規制しない。
(a) 製造中のもの、
(b) 貨物の管轄権決定（本副章の § 120.4 を参照のこと）により EAR の対象であると決定されたもの、又は

(c) 関連する防衛総称の契約若しくはその他の資金提供権限において、民生用途と軍事用途の双方のために開発されているものとして特定されたもの。

(a) (7) 項の注 2: 米国軍需品リストで列挙される防衛物品に対して、生産中であるか開発中であるかにかかわらず、注 1 は適用されない。

(a) (7) 項の注 3: この条項は、これらの契約及び資金提供権限のうち、2014 年 7 月 8 日以降の日付が入っているものに適用できる。

* (b) エンジン、電動機、及び推進装置であって、次のいずれかに該当するもの:

(1) 海軍原子力推進カプラント及びプロトタイプ、並びにこれらのための建設、支援及び保守用の専用設備 (本副章の § 123.20 を参照のこと);

(2) 次の性能を有する潜水艇のために特別に設計された電動機:

(i) 出力が 0.75MW 以上 (1,000 馬力) を超えるもの;

(ii) 高速反転型のもの;

(iii) 液冷式のもの; かつ

(iv) 全体を密閉したもの。

(c) 本カテゴリーの (a) 項及び (b) 項に掲げる物品のいずれかのために特別に設計された部品、部分品、附属品、アタッチメント、及び関連装置 (製造用、試験用及び検査用の装置及び工具類を含む) (航続距離が 300km 以上の能力を持つロケット、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、又はミサイルのために特別に設計された発射機構については MT)

(c) 項の注: “航続距離”とは、指定されたロケットシステムが安定した飛行モードで飛行することができる最大距離をいう (地球表面上の軌道の投影によって測定される)。航続距離を決定する際に、燃料又は推進薬を満載した場合におけるシステムの設計特性に基づく最大能力が考慮されるものとする。ロケットシステムの航続距離は、運用上の制限、遠隔測定で強いられる限度、データリンク又はその他の外部の制約等のいずれかの外部要因とは無関係に決定されるものとする。ロケットシステムの場合、航続距離は、無風状態において ICAO (国際民間航空機関) の標準大気を仮定条件として、航続距離を最大化する軌道を用いて決定されるものとする。

(d) 本カテゴリーの (a) 項から (c) 項で規定される防衛物品に直接的に関連する技術資料 (本副章の § 120.10 を参照のこと) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 を参照のこと)。(MT として指定される物品に関連する技術資料及び防衛役務については、MT。) (除外条項については、本副章の § 125.4 を参照のこと。)

(e) ~ (w) [Reserved].

(x) EAR の対象となる貨物、ソフトウェア及び技術資料のうち、防衛物品において又はその防衛物品とともに使用されるもの (本副章の § 120.42 を参照のこと)。

(x) 項の注: この項の使用は、購入書類に EAR の対象となる貨物、ソフトウェア、又は技術資料 (本副章の § 123.1 (b) を参照のこと) を含む場合に、防衛物品に対する輸出許可申請書に限定される。

カテゴリーXXI—他のカテゴリーで列挙されていない物品、技術資料、及び防衛役務

* (a) 米国軍需品リストで列挙されていない物品は、該当する米国軍需品リストのカテゴリーが改正されるまで、本カテゴリーに含めることができる。ある物品が本カテゴリーに含めることができるか否かの決定、及び重要軍事装備品 (本副章の § 120.7 参照) ではないとする防衛物品の指定は、防衛取引管理部の部長により行われるものとする。

(b) 本カテゴリーの (a) 項で対象とされる防衛物品に直接関連する技術資料 (本副章の § 120.10 参照) 及び防衛役務 (本副章の § 120.9 参照)。

[58 FR 39287, July 22, 1993; 改正 58 FR 47638, Sept. 10, 1993; 58 FR 60115, Nov. 15, 1993; 59 FR 46548 and 46549, Sept. 9, 1994; 59 FR 47800, Sept. 19, 1994; 61 FR 56895, Nov. 5, 1996; 61 FR 68633, Dec. 30, 1996; 64 FR 13680, Mar. 22, 1999; 64 FR 17533, Apr. 12, 1999; 67 FR 20895, Apr. 29, 2002; 67 FR 58985, Sept. 19, 2002; 67 FR 59733, Sept. 23, 2002; 67 FR 70841, Nov. 27, 2002; 68 FR 25088, May 9, 2003; 69 FR 874, Jan. 7, 2004; 69 FR 29224, May 21, 2004; 69 FR 40314,

July 2, 2004; 71 FR 20537, Apr. 21, 2006; 72 FR 31453, Jun. 7, 2007; 72 FR 39011, Jul. 17, 2007; 73 FR 47525, Aug. 14, 2008; 73 FR 54315, Sep. 19; 74 FR 18628, Apr. 24, 2009; 78 FR 22740, Apr. 16, 2013; 78 FR 61755, Oct. 3, 2013; 78 FR 40928, Jul. 8, 2013; 79 FR 26, Jan. 2, 2014; 79 FR 39, Jan. 2, 2014; 79 FR 36393, June 27, 2014; 79 FR 37542, Jul. 1, 2014; 79 FR 61228, Oct. 10, 2014; 79 FR 27185, May 13, 2014; 79 FR 66608, Nov. 10, 2014; 79 FR 37542, Jul. 1, 2014; 79 FR 77884, Dec. 29 2014; 81 FR 87427, Dec. 5 2016; 81 FR 49531, Jul. 28 2016; 81 FR 70340, Oct. 12 2016; 81 FR 83126, Nov. 21 2016; 82 FR 2889, Jan. 10 2017; 83 FR 50006, Oct. 4 2018]

§ 121.2 [Reserved]

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.3 [Reserved]

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013; 78 FR 61755, Oct. 3, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.4 [Reserved]

[78 FR 40932, Jul. 8, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.5 [Reserved]

[改正 79 FR 46, Jan. 2, 2014]

§ 121.6 [Reserved]

§ 121.7 [Reserved]

§ 121.8 [Reserved]

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013、改正 79 FR 46, Jan. 2, 2014; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.9 [Reserved]

§ 121.10 [Reserved]

[78 FR 22740, Apr. 16, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.11 [Reserved]

[改正 79 FR 46, Jan. 2, 2014]

§ 121.12— § 121.13 [Reserved]

§ 121.14 [Reserved]

[78 FR 40932, July 8, 2013; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.15 [Reserved]

[58 FR 60115, Nov. 15, 1993 ; 78 FR 40932, Jul. 8, 2013 ; 79 FR 61230, Oct. 10, 2014]

§ 121.16 ミサイル技術規制レジーム附属書

ミサイル技術規制レジーム附属書に掲げる品目の一部は、商務省の規制品リスト及び国務省の米国軍需品リストの双方で規制される。ある物品が米国軍需品リストに掲載されている場合、括弧内に、それが掲載されている米国軍需品リストのカテゴリーをリストする参照が記載される。次に掲げる品目は、米国軍需品リストで対象とするミサイル技術規制レジーム附属書全掲載品目を構成している：

アイテム 1—カテゴリー I

コンプリートロケットシステム（弾道ミサイルシステム、宇宙空間への打上げ用の飛しょう体、及び探査ロケット（§ 121.1、カテゴリーIV(a)及び(b)を参照のこと）並びに無人機システム（巡航ミサイルシステム（§ 121.1 のカテゴリーVIII (a)を参照のこと）、無人標的機及び偵察用無人機（§ 121.1 のカテゴリーVIII (a)を参照のこと）を含む）であって、500kg 以上のペイロードを 300km[大圏距離]以上運ぶことができるものを含む）。

アイテム 2—カテゴリー I

アイテム 1 に掲げるシステムで使用できるコンプリートサブシステムであって、次のいずれかに該当するもの：

- (a) 多段ロケットの各段（§ 121.1、カテゴリーIV(h)を参照のこと）；
- (b) 再突入機（§ 121.1、カテゴリーIV(g)を参照のこと）、及びそのために設計又は改造された装置であって、次のいずれかに該当するもの（ただし、非兵器ペイロードのために設計されたものに対する下記の注(1)で規定されるものを除く）；
 - (1) セラミック又はアブレーション材料で製作された熱遮蔽体及びそれらの部分品（§ 121.1、カテゴリーIV(f)を参照のこと）；
 - (2) 軽量耐高熱性材料で製作されたヒートシンク及びこれらの部分品；
 - (3) 再突入機のために特別に設計された電子機器（§ 121.1、カテゴリーXI (a) (7)を参照のこと）；
- (c) 固体又は液体推進ロケットエンジンであって、全力積が 1,100,000 ニュートン秒（250,000 ポンド秒）以上のもの（§ 121.1、カテゴリーIV (h) を参照のこと）。
- (d) 到達距離の 3.33%以下のシステム精度（例えば、300km の範囲で CEP[等確率円]が 10km 以内）を得ることができる“誘導装置”（ただし、有人航空機又は到達距離が 300km 未満のミサイルのために設計されたものに対する下記の注(1)で規定されているものを除く）（§ 121.1、カテゴリーXII (d) を参照のこと）。
- (e) 推力方向制御用サブシステム（ただし、アイテム 1 の到達距離／ペイロードの能力を超えないロケットシステムのために設計されたものについての下記の注(1)で規定するものを除く）（§ 121.1 のカテゴリーIV を参照のこと）；
- (f) 弾頭の安全機構、起動機構、信管及び点火機構（ただし、アイテム 1 に掲げるもの以外のシステムのために設計されたものについての下記の注(1)で規定するものを除く）（§ 121.1 のカテゴリーIV(h)を参照のこと）。

アイテム 2 の注：

- (1) 上記の(b)、(d)、(e)及び(f)の除外条項は、当該サブシステムが最終用途申告書及び上記の除外される最終用途のために適切な数量制限を条件として輸出される場合、カテゴリーIIとしてみなされる場合がある。
- (2) CEP(等確率円)は精度の尺度であって、特定の到達距離において、ペイロードの 50 パーセントが衝撃を与える半径の標的を中心とする円として定義される。
- (3) “誘導装置”とは、飛しょう体の位置及び速度を計測し計算するプロセス（すなわち、航法）と、それによって軌道を補正するための指令を計算し、飛しょう体の飛行制御システムに送るプロセスを統合したものである。
- (4) (e)で対象とする推力方向制御の達成方法の例には次のものがある：
 - (i) フレキシブルノズル；

- (ii) 流体又は二次ガス噴射；
- (iii) 可動式エンジン又はノズル；
- (iv) 排出ガス気流の偏向（ジェットベーン又はプロープ）；又は
- (v) 推力方向制御用タブの使用。

アイテム 3—カテゴリー II

推進装置及び部分品であって、アイテム 1 に掲げるシステムで使用することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの：

- (a) 軽量のターボジェットエンジン及びターボファンエンジン（ターボ複合エンジンを含む）であって、小型で燃料効率のよいもの（§ 121.1 のカテゴリーIV(h)及びVIII(b)を参照のこと）；
- (b) ラムジェットエンジン/スクラムジェットエンジン/パルスジェットエンジン/複合サイクルエンジン（燃料調整器を含む）並びにこれらのために特別に設計された部分品（§ 121.1 のカテゴリーIV(h)及びカテゴリーVIII(b)の双方を参照のこと）；
- (c) このためのロケットモータケース、“内部ライニング”、“断熱部材”及びノズル（§ 121.1 のカテゴリーIV(h)及びカテゴリーV(c)を参照のこと）；
- (d) このための多段機構、切離し機構、及び段間継手（§ 121.1 のカテゴリーIV(c)及び(h)を参照のこと）；
- (e) 液状及びスラリー状の推進薬（酸化剤を含む）の制御装置並びにそのために特別に設計された部分品であって、周波数が 20Hz から 2,000Hz の範囲で、かつ、加速度の実効値が 10g rms [98m/秒²] を超える振動に耐えることができるように設計又は改造されたもの（§ 121.1 のカテゴリーIV(c)及び(h)を参照のこと）；
- (f) ハイブリッドロケットモータ及びそのために特別に設計された部分品（§ 121.1 のカテゴリーIV(h)を参照のこと）。

アイテム 3 の注：

- (1) アイテム 3(a) のエンジンは、有人航空機の部品として或いは有人航空機の交換部品として適切な数量において輸出することができる。
- (2) アイテム 3(c) において、“断熱ライナーとの接合手段として適した”内部ライニングは、通常は耐熱材料又は絶縁材料を分散したものを主材料とする液体ポリマーである（例えば、炭素材を被覆した末端水酸基ポリブタジエン(HTPB)又はその他の重合体であって、ケース内部表面に塗布又はスクリーン[敷きならし]するために硬化剤を添加したもの）（§ 121.1 のカテゴリーV(c)を参照のこと）。
- (3) アイテム 3(c) において、ロケットモータの部分品（すなわち、ケース、ノズルインレット、ケースクロージャー）に適用されることを目的とする“断熱部材”には、断熱材料又は耐熱材料を含む加硫又は半加硫合成ゴムシートストックが含まれる。それは、応力緩和ブーツ又はフラップとして組み込まれる場合もある。
- (4) 上記の(e)で対象とするサーボ弁及びポンプは、以下のもののみである：
 - (i) 絶対圧力が 7 メガパスカル (1,000 psi) 以上の状態において 1 分につき 24 リットル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が 100 ミリ秒未満のもの；
 - (ii) 液体推進薬用のポンプであって、軸の回転数が 8,000rpm 以上のもの又は吐出し圧力が 7 メガパスカル (1,000 psi) 以上のもの。
- (5) アイテム 3(e) のシステム及び部分品は、人工衛星の部品として輸出することができる。

アイテム 4—カテゴリー II

推進薬及び推進薬の原料となる化学物質であって、次のいずれかに該当するもの：

- (a) 推進薬物質：
 - (1) ヒドラジンであって濃度が 70% を超えるもの及びその誘導体（モノメチルヒドラジン (MMH) を含む）；
 - (2) 非対称ジメチルヒドラジン (UDHM)；
 - (3) 過塩素酸アンモニウム；

- (4) 均一粒子サイズが $500 \times 10^{-6} \text{m}$ (500 ミクロン) 未満の球状のアルミニウム粉末であって、アルミニウムの含有率が 97%以上のもの；
- (5) 粒子サイズが $500 \times 10^{-6} \text{m}$ (500 ミクロン) 未満の金属燃料（球形粉、噴霧粉、回転楕円体状、薄片状又は粉末のいずれか）であって、次のいずれかの金属の含有率が 97%以上のもの：ジルコニウム、ベリリウム、ホウ素、マグネシウム、亜鉛及びこれらの合金；
- (6) ニトロアミン（シクロテトラメチレンテトラニトラミン（HMX）、シクロトリメチレントリニトラミン（RDX））；
- (7) 金属粉末又はその他の高エネルギー燃料成分で混合された過塩素酸塩、塩素酸塩及びクロム酸塩；
- (8) カルボラン、デカボラン、ペンタボラン又はこれらの誘導体；
- (9) 液体酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの：
- (i) 二酸化窒素又は四酸化二窒素；
 - (ii) 抑制赤煙硝酸（IRFNA）；
 - (iii) フッ素と、その他のハロゲン、酸素又は窒素のうち 1 つ以上から合成される混合物。
- (b) 重合体物質：
- (1) 末端に水酸基を有するポリブタジエン（HTPB）；
 - (2) グリシジルアジドの重合体（GAP）。
- (c) その他の高エネルギー密度の推進薬（例えば、ほう素スラリー）であって、発熱量が 1 キログラム当たり 40,000,000 ジュール以上のもの；
- (d) その他の推進薬の添加剤及び化学剤：
- (1) 結合剤であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) トリス（1（2メチル）アジリニルホスフィンオキシド（MAPO））；
 - (ii) トリメゾール-1（2-エチル）アジリジン（HX868、BITA）；
 - (iii) “テパノール”（HX878）、テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物；
 - (iv) “テパン”（HX879）、テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物；
 - (v) イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって、ニ-メチルアジリジン基又はニ-エチルアジリジン基を有するもの（HX752、HX872 及び HX877）。
 - (2) 硬化剤及び触媒であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) トリフェニルビスマス（TPB）；
 - (ii) 燃焼速度緩和剤であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (iii) カトセン；
 - (iv) n-ブチルフェロセン；
 - (v) その他のフェロセン誘導体。
 - (3) 硝酸エステル及びニトラト可塑性剤であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) 一・二・四-ブタントリオールトリナイトレート（BTTN）。
 - (4) 安定剤であって、次のいずれかに該当するもの：
 - (i) N-メチル-p-ニトロアニリン。

アイテム 8—カテゴリー II

アイテム 1 に掲げるシステムで使用することができる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの：

- (a) 複合材料の構造体、ラミネート及びこれらの製品（繊維に樹脂を含浸したプリプレグ及びそのために繊維に金属を被覆したプリフォームを含む）であって、アイテム 1 に掲げるシステム及びアイテム 2 に掲げるサブシステムで使用するよう特別に設計したもののうち、比強度が 76,200 メートル（ 3×10^6 インチ）を超え、かつ、比弾性率が 3,180,000 メートル（ 1.25×10^8 インチ）を超える繊維又はフィラメントで補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなるもの（§ 121.1 のカテゴリー IV (f) 及びカテゴリー XIII (d) を参照のこと）；
- (b) 再含浸熱分解により生成された材料（すなわち、炭素繊維強化炭素複合材料）であって、ロケッ

- トシステムのために設計されたもの（§ 121.1 のカテゴリーIV (f) を参照のこと）；
- (c) 微粒子再結晶バルクグラファイト（15°Cの温度で測定したときのかさ密度が 1.72 g/cm³ 以上のもの）、熱分解黒鉛又は繊維で強化した黒鉛であって、ロケットのノズル及び再突入機の先端部に使用することができるもの（§ 121.1 のカテゴリーIV (f) 及びカテゴリーXIII を参照のこと）；
- (d) ミサイルレードームで使用するためのセラミック複合材料（100Hz から 10,000MHz の周波数における比誘電率が 6 未満のもの）、及びバルク状の機械加工に適した炭化けい素で強化された未焼成セラミックであって、先端部に使用することができるもの（§ 121.1 のカテゴリーIV (f) を参照のこと）；

アイテム 9—カテゴリー II

計器類、航法・方向探知装置及びシステム、並びに関連する製造及び試験装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品及びソフトウェア：

- (a) 統合航空計測システムであって、ジャイロスタビライザー又は自動操縦及びこれらのための統合ソフトウェアを搭載したもののうち、アイテム 1 に掲げるシステムで使用するよう設計又は改造されたもの（§ 121.1 のカテゴリーXII (d) を参照のこと）；
- (b) ジャイロ天測航法装置、及び天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができるその他の装置（§ 121.1 のカテゴリーXV (d) を参照のこと）；
- (c) 加速度計であって、閾値が 0.05g 以下のもの、若しくは直線性誤差がフルスケール出力値の 0.25% 以内のもの、又はそれらの双方に該当するもののうち、すべての種類の慣性航法装置若しくは誘導装置で使用するよう設計されたもの（§ 121.1 のカテゴリーVIII (e) 及びカテゴリーXII (d) を参照のこと）；
- (d) アイテム 1 に掲げるシステムで使用可能なすべての種類のジャイロスコープであって、1G[9.81m/秒²]の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性が 1 時間につき 0.5 度未満(1 シグマ又は rms)のもの（§ 121.1 のカテゴリーVIII (e) 及びカテゴリーXII (d) を参照のこと）；
- (e) 100G[981m/秒²]を超える加速度で機能することを指定された、あらゆる種類の連続出力式の加速度計又はジャイロスコープ（§ 121.1 のカテゴリーXII (d) を参照のこと）；
- (f) 上記のサブアイテム(c) 及び(e) で定める加速度計を使用する慣性装置又はその他の装置、並びにこれらの装置を組み込んだシステム、並びにこれらのために特別に設計された統合ソフトウェア（§ 121.1 のカテゴリーVIII (e) 及びカテゴリーXII (d) を参照のこと）；

アイテム 9 の注：

- (1) アイテム(a) から(f) は、有人航空機又は人工衛星の部品として、或いは有人航空機の交換部品として適切な数量において輸出することができる。
- (2) サブアイテム (d) において：
- (i) ドリフトレートとは、単位時間当たりの真値からの出力変動をいう。
これにはランダムな成分とシステム固有の成分があり、慣性空間に対する単位時間当たりの等価入力角度変位量として表される。
- (ii) 安定性とは、安定した温度条件のもとで計測されたある特定のパラメータについて、その較正值からのバラツキの標準偏差（1 シグマ）をいう。これは、時間の関数として表すことができる。

アイテム 10—カテゴリー II

飛行制御システム及び“技術”であって、次のいずれかに該当するもの；アイテム 1 に掲げるシステムのために設計又は改造されたもの。

- (a) 油圧式、機械式、電気光学式又は電気機械式の飛行制御装置（フライバイワイヤーシステムを含む）（§ 121.1 のカテゴリーIV (h) を参照のこと）；
- (b) 姿勢制御装置（§ 121.1 のカテゴリーIV (c) 及び(h) を参照のこと）；
- (c) 無人航空機の飛行領域を通して空力性能を最適化するために航空機胴体、推進装置及び揚力制御表面を統合するための設計技術（§ 121.1 のカテゴリーVIII (k) を参照のこと）；
- (d) ロケットの軌道を最適化するため、飛行管理システムに飛行制御、誘導及び推進に係るデータを統合するための設計技術（§ 121.1 のカテゴリーIV (i) を参照のこと）。

アイテム 10 の注 :

アイテム(a)及び(b)は、有人航空機若しくは衛星の部品として、又は有人航空機用の交換部品として適切な数量において輸出することができる。

アイテム 11—カテゴリー II

アビオニクス装置、“技術”及び部分品であって、アイテム 1 に掲げるシステムで使用するように設計又は改造されたもののうち、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計されたソフトウェア :

- (a) レーダー及びレーザーレーダーシステム（高度計を含む）（§ 121.1 のカテゴリーXI(a)(3)を参照のこと）；
- (b) パッシブセンサーであって、特定の電磁波源の方位を測定するためのパッシブセンサー（方向探知装置）又は地形の特徴を感知するもの（§ 121.1 のカテゴリーXI(b)及び(d)を参照のこと）；
- (c) 全地球測位システム（GPS）又は同様の衛星受信機；
 - (1) 以下の動作条件においてナビゲーション情報を提供することができるもの：
 - (i) 515m/秒（1,000 海里/時間）を超える速度；及び
 - (ii) 18km（60,000 フィート）を超える高度（§ 121.1 のカテゴリーXV(d)(2)を参照のこと）；
 又は
 - (2) アイテム 1 で対象とする無人機で使用するよう設計又は改造されたもの（§ 121.1 のカテゴリーXV(d)(4)を参照のこと）。
- (d) 125°Cを超える温度での軍事使用及び軍事作戦のために特別に設計された電子組立品及び部分品（§ 121.1 のカテゴリーXI(a)(7)を参照のこと）。
- (e) アビオニクス装置及び電子サブシステムへの外部の発生源からの電磁パルス（EMP）及び電磁障害（EMI）の影響を防止するための設計技術であって、次のいずれかに該当するもの（§ 121.1 のカテゴリーXI(b)）を参照のこと。
 - (1) シールドシステムに係る設計技術；
 - (2) [耐 EMI 及び耐 EMP 性能を]強化した電気回路及びサブシステムの構成に係る設計技術；
 - (3) 上記[耐 EMI 及び耐 EMP 性能]の強化基準の決定。

アイテム 11 の注 :

- (1) アイテム 11 の装置は、有人航空機若しくは衛星の部品として、又は有人航空機用の交換部品として適切な数量において輸出することができる。
- (2) 本アイテムに含まれる装置の例：
 - (i) 地形等高線地図作成装置；
 - (ii) 現場マップ作成及び対比装置（デジタル方式及びアナログ方式の双方）；
 - (iii) ドップラー効果を利用した航法レーダー装置；
 - (iv) パッシブ型の干渉計；
 - (v) イメージングセンサー装置（アクティブ型及びパッシブ型の双方）；
- (3) サブアイテム(a)で、レーザーレーダーシステムとは、位置、ラジアル速度及び機体の反射特性により目標のエコー測距、方向検知及び識別を行なうためのレーザーの使用に関して専用の伝送、走査、受信及び信号処理技術を統合したものをいう。

アイテム 12—カテゴリーII

アイテム 1 に掲げるシステムのための発射支援用の装置、設備及びソフトウェアであって、次のいずれかに該当するもの :

- (a) アイテム 1 に掲げるシステムの操作、制御、起動及び発射のために設計又は改造された装置及び機器（§ 121.1 のカテゴリーIVI(c)を参照のこと）；
- (b) アイテム 1 に掲げるシステムの搬送、操作、制御、起動及び発射のために設計又は改造された飛しょう体（§ 121.1 のカテゴリーVII(d)を参照のこと）；
- (c) 無人機又はロケットのために使用することができる遠隔計測装置及び遠隔制御装置（§ 121.1 のカテゴリーXI(a)を参照のこと）；
- (d) 精密追跡装置；

- (1) ロケット又は無人航空機に搭載された変換機を使用する追跡装置であって、地上、海上 若しくは飛しょう体上の参照局又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの（§ 121.1 のカテゴリーXI (a)を参照のこと）；
- (2) 測距レーダであって、関連する可視光線／赤外線を利用した追跡装置を有するもの及びこれらのために特別に設計されたソフトウェアのうち、次に掲げる能力のすべてを有するもの（§ 121.1 のカテゴリーXI (a) (3)を参照のこと）：
 - (i) 角度分解能が3 ミリラジアン（0.5 ミル）より良いもの；
 - (ii) 10m rms より良い距離分解能で測定することができる距離が30km 以上のもの；
 - (iii) 速度分解能が3m／秒より良いもの。
- (3) 飛行時に記録されたデータを処理して飛行時の全経路にわたる機体の位置決定を可能にするソフトウェア（§ 121.1 のカテゴリーIV (i)を参照のこと）。

アイテム 13—カテゴリー II

アナログコンピュータ、デジタルコンピュータ又はデジタル微分解析機であって、アイテム1に掲げるシステム（§ 121.1 のカテゴリーXI (a) (6)を参照のこと）で使用するように設計又は改造されたもののうち、次のすべての特性を有するもの：

- (a) 定格連続動作温度が、-45°C未満から55°Cを超える範囲のもの；かつ
- (b) 高耐久性装置[ミサイル飛行及び再突入時の過酷な環境や極端な温度条件にも対応することができる装置]又は“放射線照射に耐えられる”装置として設計されたもの。

アイテム 13 の注：

アイテム 13 の装置は、有人航空機又は人工衛星の部分品として或いは有人航空機の交換部品として適切な数量において輸出することができる。

アイテム 14—カテゴリー II

アナログ—デジタル変換器であって、アイテム1に掲げるシステムで使用できるもののうち、次のすべての特性を有するもの：

- (a) 高耐久性装置[ミサイル飛行及び再突入時の過酷な環境や極端な温度条件にも対応することができる装置]に係る軍の仕様を満たすように設計されたもの（§ 121.1 のカテゴリーXI (d)を参照のこと）；又は
- (b) 軍事用途のために設計又は改造されたもの（§ 121.1 のカテゴリーXI (d)を参照のこと）であって、次のいずれかの種類に該当する：
 - (1) アナログ - デジタル変換“マイクロ回路”であって、放射線照射に耐えられるように設計したもの若しくは次の特性のすべてを有するもの：
 - (i) 分解能が8 ビット以上のもの；
 - (ii) 定格動作温度範囲が、-54°C未満のもの又は125°Cを超えるもの；及び
 - (iii) 密封されているもの。
 - (2) 電気入力型アナログ - デジタル変換プリント回路基板又はモジュールであって、次のすべての特性を有するもの：
 - (i) 分解能が8 ビット以上のもの；
 - (ii) 定格動作温度範囲が、-54°C未満のもの又は125°Cを超えるもの；及び
 - (iii) 上記の(1)でリストされる“マイクロ回路”を組み込んだもの。

アイテム 16—カテゴリー II

アイテム1及びアイテム2に掲げるシステムのモデリング、シミュレーション若しくは設計統合のために特別に設計されたソフトウェア、又はハイブリッド（アナログ—デジタル結合）コンピュータに関連して特別に設計されたソフトウェア（§ 121.1 のカテゴリーIV (i)及びカテゴリーXI (a) (6)を参照のこと）。

アイテム 16 の注：

モデリングには、特にシステムの空力学的及び熱力学的な解析が含まれる。

アイテム 17—カテゴリー II

レーダー反射率、紫外線/赤外線/シグネチャ及び音波のシグネチャ等の観察されやすさを減少させるための材料、機器及び特別に設計されたソフトウェアであって、アイテム 1 又はアイテム 2 に掲げるシステムで用いることができる用途のためのもの、例えば：

- (a) レーダー反射率を減少させるために特別に設計された構造材料及びコーティング；
- (b) マイクロ波、赤外線又は紫外線スペクトルの反射率又は放射率を減少させたり調整するために特別に設計されたコーティング（塗料を含む）（ただし、衛星の温度制御のために特別に使用されるものを除く）。
- (c) シグネチャ減少の分析のために特別に設計されたソフトウェア又はデータベース。
- (d) 専用に設計されたレーダー反射断面積計測装置（§ 121.1 のカテゴリー XI (a) (3) を参照のこと）。

アイテム 18—カテゴリー II

ロケット及び無人機を核の影響（例えば、電磁パルス（EMP）、X線、爆風と熱衝撃の組み合わせによる影響）から防護するのに使用される機器であって、アイテム 1 に掲げるシステムで使用することができるもののうち、次のいずれかに該当するもの（§ 121.1 のカテゴリー IV (c) 及び (h) を参照のこと）：

- (a) “放射線照射に耐えられるように設計した”マイクロ回路”及び検出器（§ 121.1 のカテゴリー XI (c) (3) を参照のこと）。

注：本貨物は、近い将来においてカテゴリー XV (e) (2) への移動について公式に提案されたことがある。

- (b) 50 キロパスカル（1 平方インチ当たり 7 ポンド）を超えるピーク過圧において、1,000cal/cm² を超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードーム（§ 121.1 のカテゴリー IV (h) を参照のこと）。

アイテム 18(a) の注：

検出器は、圧力若しくは温度の環境変化、電気若しくは電磁気の信号又は放射性物質からの放射線のような刺激を、自動的に特定し記録したり或いは記録される機械的、電氣的、光学的又は化学的な機器として定義される。以下のページ[MTCR 附属書品目のうち、§ 121.16 に掲載されていない品目]は、1979 年制定の輸出管理法の § 6 (l) (50 U. S. C. App. 2405 (l)) (改正された場合はその改正版) への DDTC [防衛取引管理部] の改訂版による置き換えのため、最終版の ITAR から削除された。この条項に従って、MTCR 附属書品目のリストは、§ 121.16 の米国軍需品リストの全品目を構成するものとする。

[58 FR 39287, July 22, 1993、改正 71 FR 20539, Apr. 21, 2006 ; 改正 71 FR 20539, Apr. 21, 2006]